NIKI TOWN

Comprehensive plan 2021-2030

第6期仁木町総合計画

果実とやすらぎの里・仁木町

魅力ある、住みよい、
個人の主体性と地域の共生・調和を大切にするまち
～すべては未来の子どもたちのために～

第6期仁木町総合計画

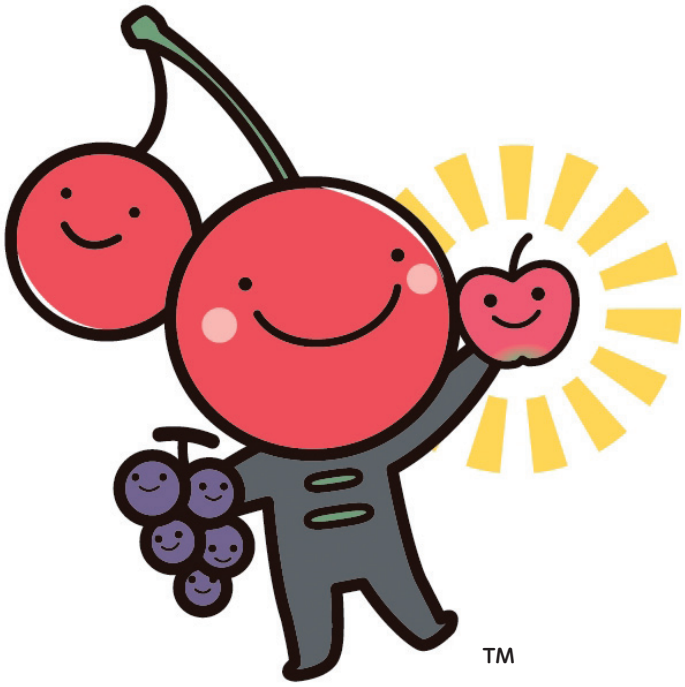

仁木町イメージキャラクター　ニキボー™

はじめに

「－今から百年前、徳島県、続いて山口県から移民が入植した時点を仁木町の夜明けと考えれば、それまでのこの地は原始に近い森林や草原におおわれ、川のほとりにはアイヌ民族のコタン（村）が点在していた。（略）明治十二年十一月、仁木竹吉氏が率いる仁木村入植者の第一陣が足をふみ入れた。けだし仁木町の夜明けであった－」。これは、平成３年に仁木町教育委員会が発行した「ふるさと再発見」の冒頭部分の抜粋です。

町に関する書籍を読み返すと、先人たちのたゆまぬ努力と工夫により、今日の仁木町が築き上げられたという歴史を、改めて認識するとともに、町行政の運営を任されるという重責を再確認させられます。

さて、本町ではこれまで、地方自治法の規定に基づき、５期にわたって総合計画を策定し、「果実とやすらぎの里」を永遠のテーマとして、総合的かつ計画的なまちづくりに取り組んでまいりました。

平成 23 年の同法改正では、総合計画の策定義務が廃止され、各地方自治体に策定の判断が委ねられましたが、本町においては、総合計画は町の指針や将来像を明確にする重要な計画であるとの考えから、「仁木町総合計画策定条例」を制定し、引き続き総合計画を策定していくこととしたところであり、少子高齢化の更なる進行や、高度デジタル化の進展、新型感染症の流行に伴うライフスタイル・働き方の多様化など、大きく変化する社会

情勢を捉えながら、より積極的なまちづくりや魅力づくりを進めるため、この度、令和３年度から令和 12 年度までを期間とした「第６期仁木町総合計画」を策定いたしました。

本計画では、将来像を「魅力ある、住みよい、個人の主体性と地域の共生・調和を大切にするまち～すべては未来の子どもたちのために～」と位置付け、未来に生きる子どもたちが希望を持てるような持続的発展を目指すとともに、策定に当たっては、関係団体ヒアリングや初の試みである町民ワークショップなどを実施したほか、審議会委員の皆様にもご参画いただくなど、「生の声を聞く」ということを意識しながら、町民の皆様とともに一丸となって策定を進めてきたところであります。

一般国道５号倶知安余市道路の開通や本町全域への光ファイバの整備など、本町にとっても歴史的転換期を迎えようとしている中で、先人たちが築き上げた仁木町を、どのように発展させ、後世に残していくかという想いを町民の皆様と共有しつつ、本計画を実施していくに当たっては視座を高く保ち、社会情勢の変化に応じて本計画の優先度と必要度の見直しを行いながら、協働による活力ある町の発展を期していきたいと考えております。

終わりに、この計画の策定に当たり、貴重なご意見、ご提言を賜りました町民及び関係団体・企業の皆様を始め、慎重な審議を重ねられました総合計画審議会、町議会の皆様に対し、心からお礼を申し上げますとともに、今後とも安心安全なまちづくりのため、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和３年３月

仁木町長　佐　藤　聖一郎

目　　次

第１編　序　論

1　計画策定の趣旨 …… 2
2　計画の役割 …… 2
3　計画の仕組み …… 3
4　計画策定の視点 …… 6
5　仁木町の概況 …… 7
6　時代の潮流とまちづくりの課題 …… 12

第２編　基本構想

1　まちづくりの基本姿勢 …… 18
2　町の将来像 …… 19
3　土地利用の基本方針 …… 21
4　施策の大綱 …… 23

第３編　基本計画

基本目標１　町民に健康と安心を

Ⅰ　福祉 …… 30
Ⅱ　子育て …… 36
Ⅲ　保健・医療 …… 39
Ⅳ　生活安全 …… 43

基本目標２　町民に質の高い教育を

Ⅰ　学校教育 …… 52
Ⅱ　生涯学習 …… 55

基本目標３　町民に生活の潤いを

Ⅰ　道路・公園・緑地 …… 60
Ⅱ　交通 …… 67
Ⅲ　情報 …… 69
Ⅳ　生活環境 …… 71
Ⅴ　環境衛生 …… 79
Ⅵ　環境共生 …… 83

基本目標４　町民とともに築く豊かで活力ある産業振興を

Ⅰ　農林業 …… 86
Ⅱ　商工業 …… 92
Ⅲ　観光 …… 100

基本目標５　町民とともに推進するまちづくりを

Ⅰ　地域づくり …… 106
Ⅱ　広報・広聴 …… 112
Ⅲ　行政経営 …… 115
Ⅳ　広域連携 …… 121

参考資料

第６期仁木町総合計画策定の経緯 …… 124
第６期仁木町総合計画審議会委員名簿 …… 127
第６期仁木町総合計画策定の実施体制 …… 128
仁木町総合計画審議会条例 …… 129

第1編　序　論

1　計画策定の趣旨

本町では、平成 23 年度（2011 年度）から令和２年度（2020 年度）までを計画期間とする「第５期仁木町総合計画」を策定し、人口減少、少子高齢社会の到来等の社会情勢の中、町民、地域、事業者などとともに地域の振興や課題解決に取り組む協働のまちづくりを進めてきました。

この間、総合計画の策定根拠となっていた地方自治法の規定が平成 23 年５月に削除され、法的な策定義務はなくなりましたが、本町では令和２年９月に「仁木町総合計画策定条例」を制定し、引き続き町の最上位計画と位置付けるとともに、「仁木町議会基本条例」においても総合計画の基本構想及び基本計画を議決事項と定めています。

これまで取り組んできた様々な施策の成果や取組等を礎とし、総合的かつ計画的な町政の運営に資することを目的に、今後 10 年間のまちづくりを進めるための指針として、「第６期仁木町総合計画」を策定します。

2　計画の役割

総合計画は本町が目指す将来の姿を明らかにし、その姿を実現するための方向を示すために定めるものです。また、すべての分野を対象とした総合的で計画的な指針となるよう、町の最上位計画として次の役割があります。

役割１：町民のまちづくり活動の指針として

行政だけで町を振興・発展させていくことはできず、町民や民間の力が必要不可欠です。町民と民間と行政が、「目標」やそれを達成するための「手段･方法」を共有し、力を合わせ行動していくことが重要で、総合計画は町民の主体的なまちづくり活動の指針としての役割を担います。

役割２：行政活動の指針として

行政にとって、町民の要望に素早く対応して事務事業を着実に実施していくことは、もちろん大切な仕事です。しかし、目まぐるしく変化している社会経済情勢を的確に捉えた行財政を運営していくことは、それにも増して重要なことです。総合計画は、まちづくりを進める行政活動の指針としての役割を担います。

役割３：広域行政との連携指針として

総合計画は、国や北海道に対してまちづくりの基本方向を明確に示すとともに、近隣地域や他の行政機関との広域的な連携指針としての役割を担います。

3　計画の仕組み

（1）計画の構成と期間

この計画は、政策を位置付ける「基本構想」、施策を位置付ける「基本計画」、事業を位置付ける「実施計画」の３層構造により構成します。

■総合計画の構成

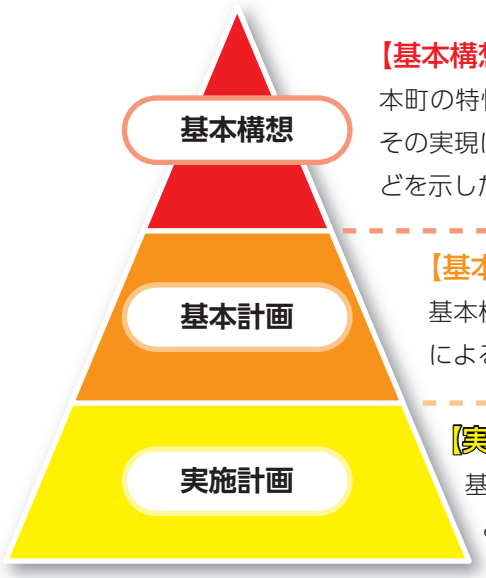

【基本構想】まちづくりの基本理念と施策の大綱
本町の特性や課題を総合的に勘案し、まちづくりの基本理念と、その実現に向けた基本目標や施策項目、施策の大綱、重点施策などを示したもの。

【基本計画】今後推進する主要な施策と目標指標
基本構想に基づき、今後推進する主要な施策や具体的な数値による目標指標などを示したもの。

【実施計画】基本計画を推進するための具体的な事業
基本計画に基づき、具体的に実施する事業の内容や財源などを示したもの。基本構想、基本計画とは別に策定します。

①基本構想

基本構想は、将来に向けて、本町が目指す総合的かつ計画的なまちづくりの基本理念を示すものであり、将来のあるべき姿及びこれを達成するために必要な施策の大綱を明らかにするものとします。本計画における基本構想期間は、令和３年度（2021 年度）を初年度に、向こう 10 年間の令和 12 年度（2030 年度）までとします。

②基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための主要な施策を体系的に明らかにするものとします。本計画における基本計画期間は 10 年間とし、令和３年度（2021 年度）を初年度に、向こう 10 年間の令和 12 年度（2030 年度）までとします。

③実施計画

基本計画で示した施策を進めるため、年度別に具体的事業の概要と実施年度を明らかにした計画とします。実施計画の計画期間は３年間とし、各年度の財政状況や事業の進捗状況、評価を踏まえて、毎年度見直しと調整を行います。

■計画の期間

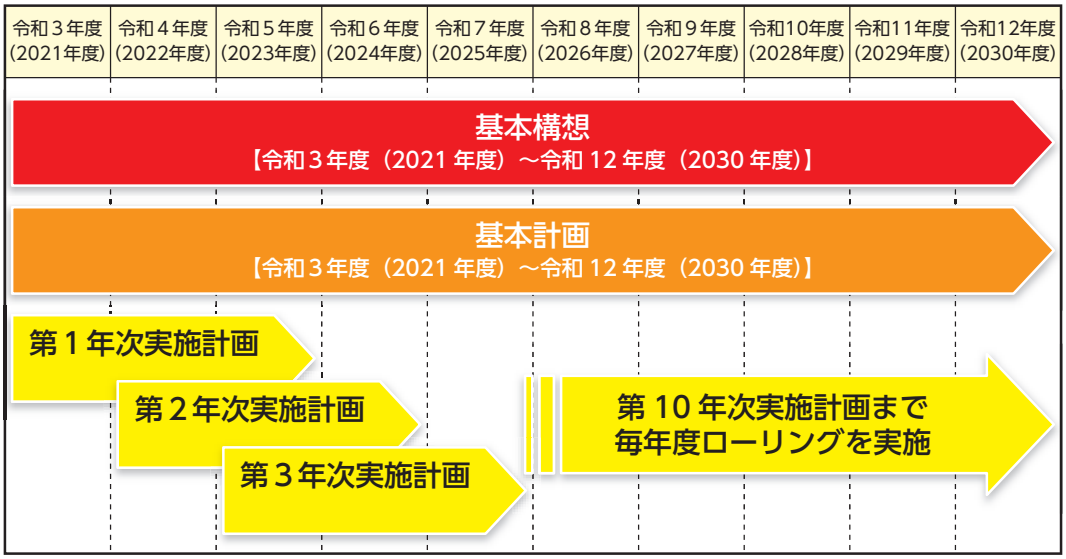

（2）関連計画との関係

①「仁木町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」との関係

「仁木町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」は地方創生及び人口減少対策に資する事業を推進する計画であり、仁木町総合計画の施策と共通する部分が多くあります。そのため、同戦略を仁木町総合計画の基本構想における「重点戦略」、基本計画の「重点プロジェクト」として位置付けます。

■「仁木町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」との関係

②個別計画との関係

仁木町総合計画は、本町の施策・事業を進める考え方と方向性を示す最上位計画です。

保健・福祉、教育・文化、生活基盤、産業・観光などの分野別の個別計画は、仁木町総合計画が示すまちづくりの基本姿勢や町の将来像に沿って、整合を図りながら策定します。

■仁木町総合計画と個別計画の関係

第６期仁木町総合計画

まちづくりの方向性に整合

保健・医療・福祉	教育・文化・スポーツ	産業・観光
生活安全	生活インフラ	行財政

各分野の個別計画

4　計画策定の視点

（1）長期的な人口維持を見据える視点

現在、我が国は長期的な人口減少社会へ突入しており、本町にとってもそれは例外ではありません。人口政策には長期的な視点が必要であり、段階的に効果的な政策推進を図れるよう、人口減少の抑制を目指した政策を重視します。

（2）町民参加などによる計画づくり

まちづくりが、町民・団体・企業・行政等の本町構成員のすべてによって進められるよう、各種意見聴取の機会や町民ワークショップなどで寄せられた町民の声を活かすとともに、多様な町民参加方式を取り入れた計画づくりを進めます。

（3）現行計画の成果と課題を踏まえた計画

「第５期仁木町総合計画」に基づき、これまでの 10 年間における施策・事業の評価を行い、施策推進における課題を整理します。また、社会潮流や町民の意向を踏まえた上で、今後 10 年間の取組を検討していきます。

（4）仁木町の特性を活かしたまちづくり

これまで「仁木町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」で推進してきた事業等を踏まえ、本町の地勢や特性を活かしたまちづくりに寄与する取組を検討するとともに、行政経営として今後も持続可能なまちづくりを推進する計画を目指します。

（5）ＳＤＧｓとの関連性を明確にした計画

社会・経済情勢が急速かつ大きく変化する中で、時代の潮流や本町を取り巻く環境、多様化する町民ニーズ等を機敏かつ的確に捉え町政に反映できるよう、持続可能な社会を実現するための 17 の目標（ＳＤＧｓ）との関連性を明確にした計画づくりを行います。

5　仁木町の概況

（1）位置・地勢

本町はおよそ数万年前の地質といわれる西方の八内岳、及びその一連の山々とその後の生成と推定されている東・南方一体のカルデラ内輪山の間を北流する余市川が形づくった平坦地からなっています。

周辺の山々は、標高が低いもののいずれも比較的険しい上に面積も広いため、農耕適地は総面積 167.96㎢の 12.5%（20.99㎢）にとどまっています。

また、国道５号と道道４路線、ＪＲ函館本線が町の骨格となり、これに将来は北海道新幹線や北海道横断自動車道の整備が予定されています。

本町の市街地は、国道、道道、ＪＲ駅周辺に形成され、余市川沿いの沖積地帯は地味肥沃で道内有数の果樹・トマトの産地であることに加え水稲などの農地が広がり、その周囲を総面積の 82%を占める山林に囲まれています。

■仁木町位置図

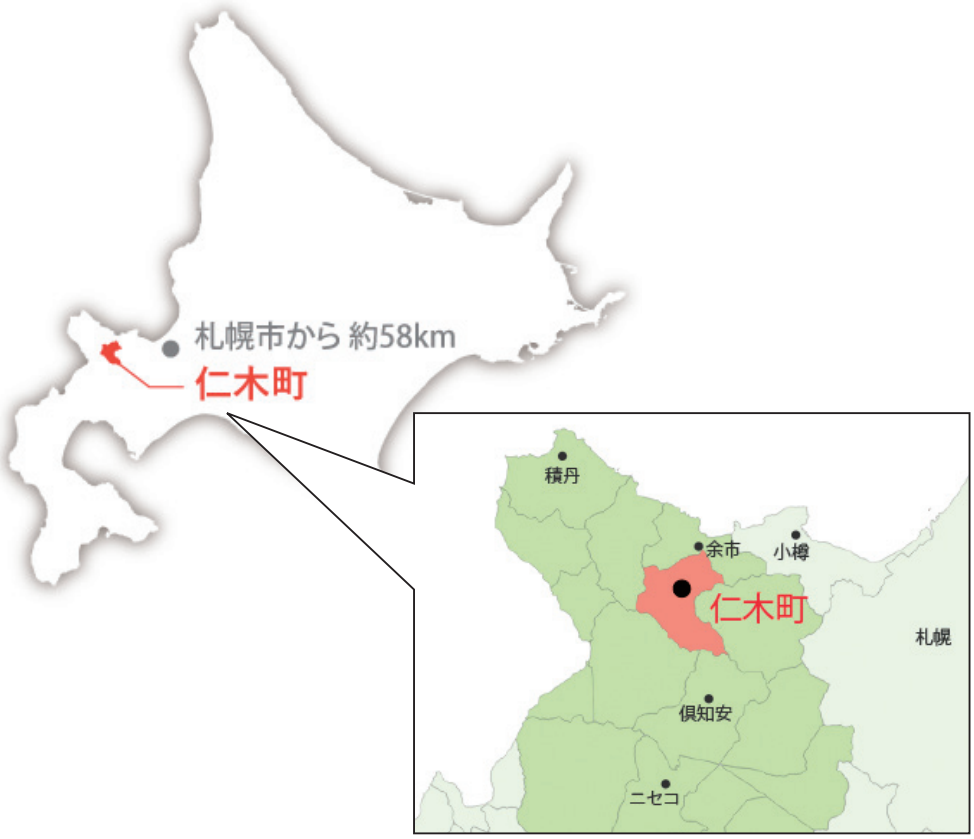

（2）人口・世帯の状況

①総人口の推移

本町の国勢調査に基づく人口は減少が続いており、平成 27 年（2015 年）の総人口は 3,498 人となっています。住民基本台帳人口に基づく近年の総人口は微減が続いており、令和元年（2019 年）は 3,427 人となっています。

年齢３区分別の人口をみると少子高齢化が進行しており、令和元年（2019 年）における高齢者人口の割合は 38.8％で北海道の 31.1％（住民基本台帳 / 平成 31 年 1 月 1 日現在）を上回っています。

■総人口と年齢３区分別人口の推移

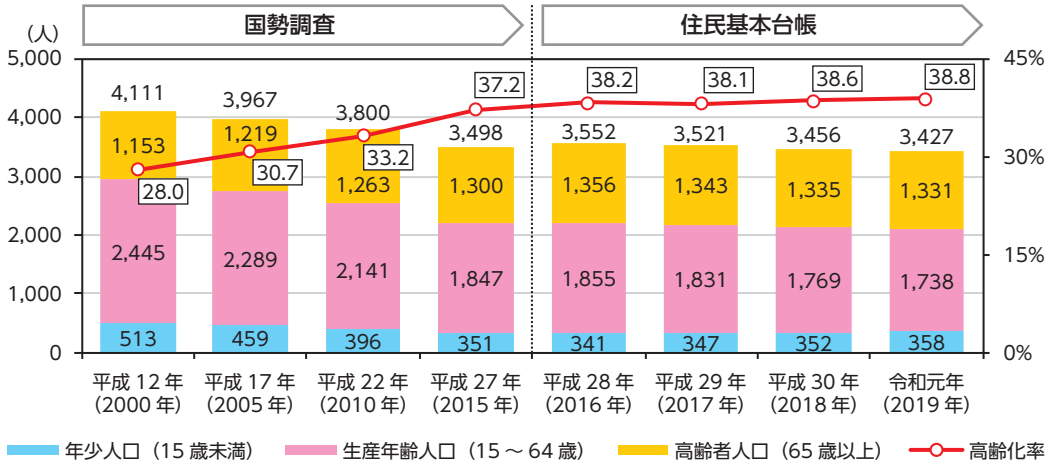

［出典］平成 27 年まで：国勢調査（総人口は年齢不詳を含む）、平成 28 年以降：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

②世帯数の推移

人口と同様に世帯数にも減少傾向がみられ、平成 28 年（2016 年）の 1,886 世帯から令和元年（2019 年）には 1,840 世帯に減少しています。世帯当たり人員はおおむね横ばいに推移しており、令和元年（2019 年）は 1 世帯当たり 1.86 人となっています。

■総人口、世帯数と世帯当たり人員の推移

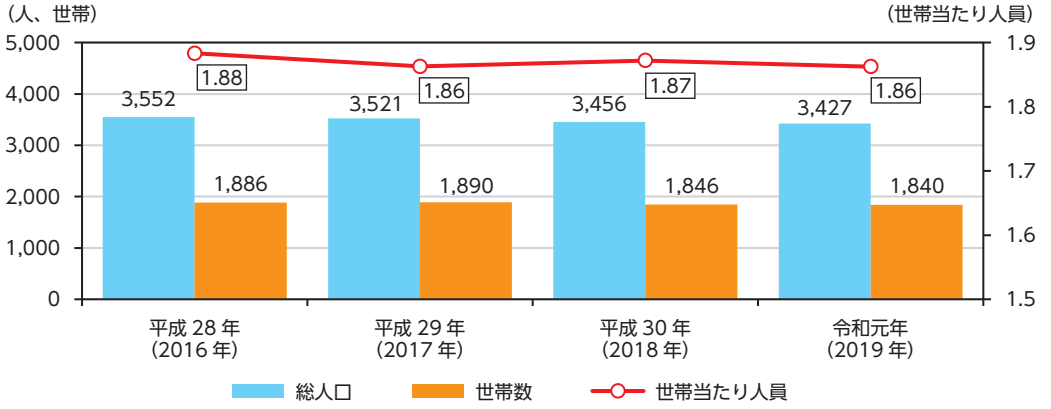

［出典］住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

（3）産業の状況

①就業者数の推移

生産年齢人口の減少とともに就業者数も減少してきましたが、平成 27 年（2015 年）の就業者数は増加に転じて 1,873 人となっています。

平成 22 年（2010 年）と比べて、平成 27 年（2015 年）は第２次産業、第３次産業ともに就業者数が減少したものの、第１次産業の就業者数が大きく増加したため全体として就業者数が増加している状況です。

■産業別就業者数の推移

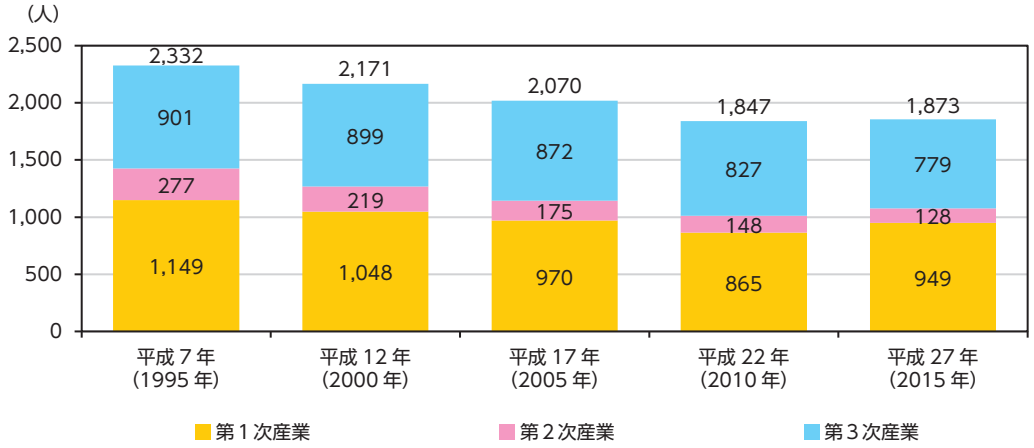

［出典］国勢調査（就業者数の合計は「分類不能の産業」を含む）

②観光入込客数の推移

北海道観光入込客数調査報告書によると、本町の観光入込客総数は平成 26 年度（2014 年度）の 23 万 9,200 人からおおむね横ばい傾向が続いており、令和元年度（2019 年度）は 23 万 1,600 人となっています。

宿泊客延数は平成 30 年度（2018 年度）までおおむね横ばいに推移していましたが、令和元年度（2019 年度）は 1,800 人で若干の伸びがみられる状況です。

■観光入込客数の推移

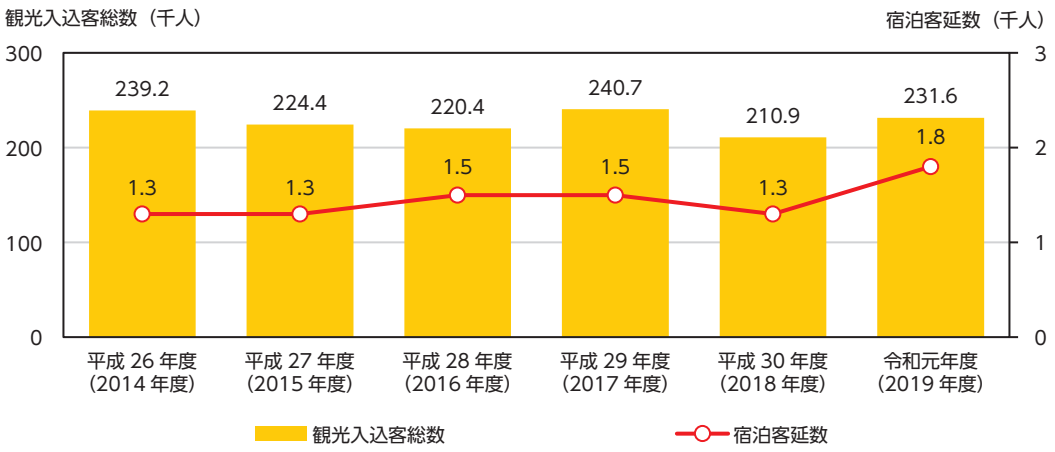

［出典］北海道観光入込客数調査報告書

（4）財政の状況

①歳入決算額の推移

本町の歳入は依存財源の割合が高く、令和元年度（2019 年度）における地方交付税の割合は全体の 47.9%を占めています。地方税（町税）は全体に占める割合としては低いものの、平成 27 年度（2015 年度）から令和元年度（2019 年度）にかけて増加傾向がみられ、令和元年度は前年比で 5.6%増加しています。

■歳入決算額の推移（一般会計）

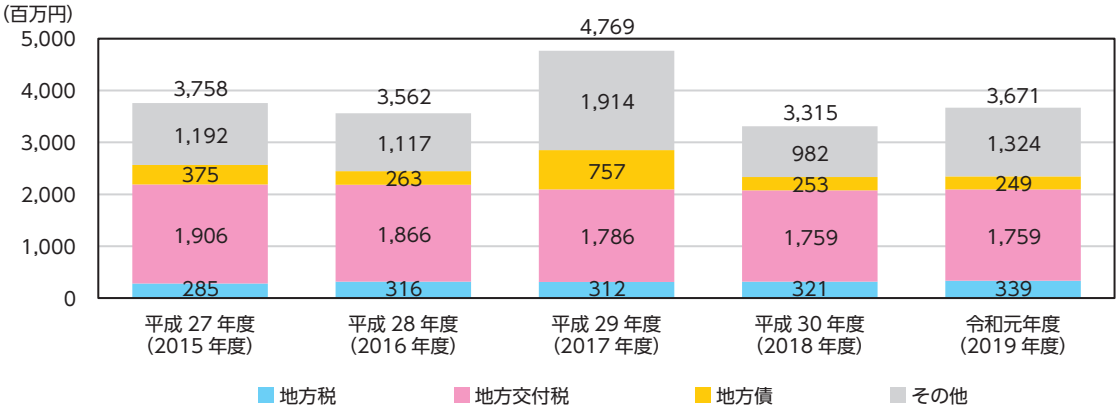

［出典］平成 30 年度まで：総務省（決算カード）、令和元年度：仁木町

②歳出決算額の推移

歳出のうち、義務的経費（人件費、扶助費及び公債費の合計）の割合は平成 27 年度（2015 年度）の 38.2%から 40%前後で推移しており、令和元年度（2019 年度）は 37.7%となっています。平成 29 年度（2017 年度）は歳出決算額が他の年度と比べて多くなっていますが、ミニトマト集出荷貯蔵施設への建設費補助や橋梁補修事業等による投資的経費の増大がその要因となっています。今後は公共施設の老朽化への対応や会計年度任用職員制度の導入により、公共施設の再編、維持補修に係る投資的経費、人件費の増加等が予想されます。

■歳出決算額の推移（一般会計）

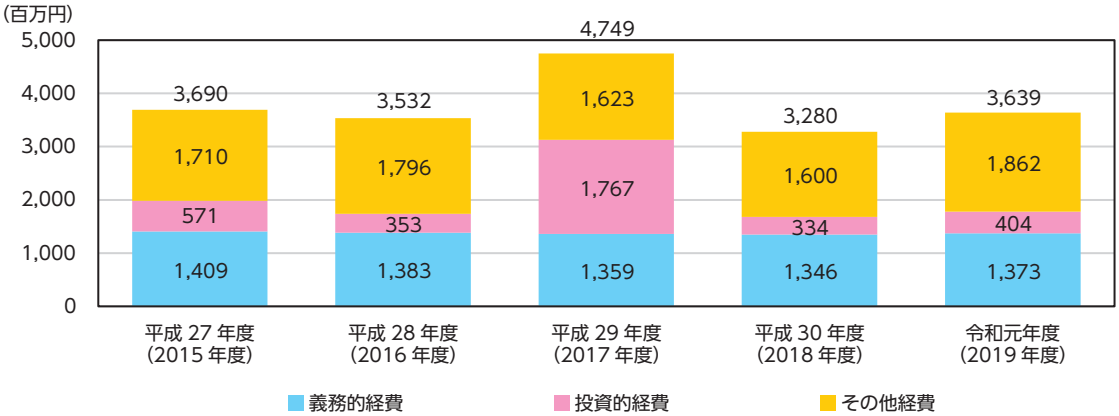

［出典］平成 30 年度まで：総務省（決算カード）、令和元年度：仁木町

③地方債及び基金残高の推移

平成 27 年度（2015 年度）から基金残高はゆるやかに増加していましたが、平成 30 年度（2018 年度）から減少に転じており、令和元年度（2019 年度）は 17 億 6,000 万円となっています。

地方債残高は平成 29 年度（2017 年度）に 38 億 7,700 万円となりましたが、令和元年度（2019 年度）は 35 億 600 万円に減少しています。

■地方債及び基金残高の推移

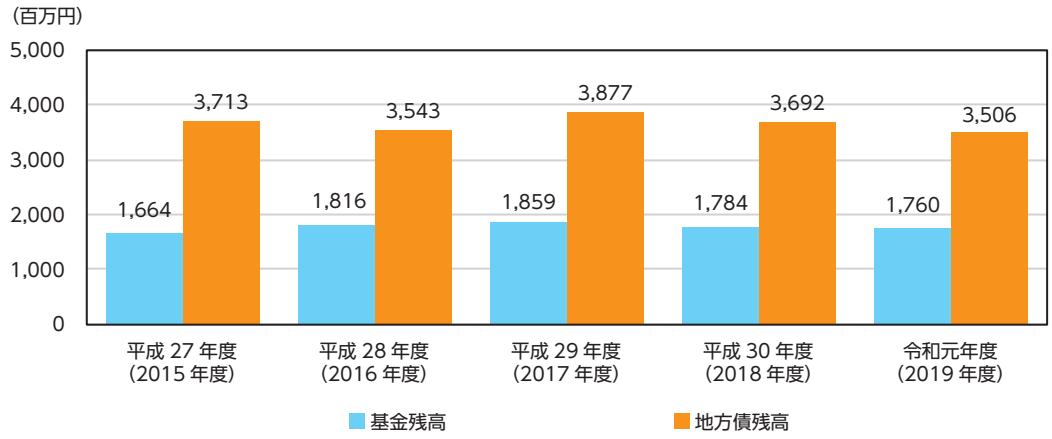

［出典］平成 30 年度まで：総務省（決算カード）、令和元年度：仁木町

④財政指数の推移

財政の弾力性を示す経常収支比率は数値が高いほど財政の硬直化が進んでいるとされており、平成 27 年度（2015 年度）以降、本町は 80%台で推移しています。負債返済の割合を示す実質公債費比率は早期健全化基準となる 25%を下回って推移しており、令和元年度（2019 年度）には 9.9%となっています。

地方公共団体の財源における自主財源の割合を示す財政力指数は平成 27 年度（2015 年度）からゆるやかに増加しており、令和元年度（2019 年度）は 0.18 の状況です。

■財政指数の推移

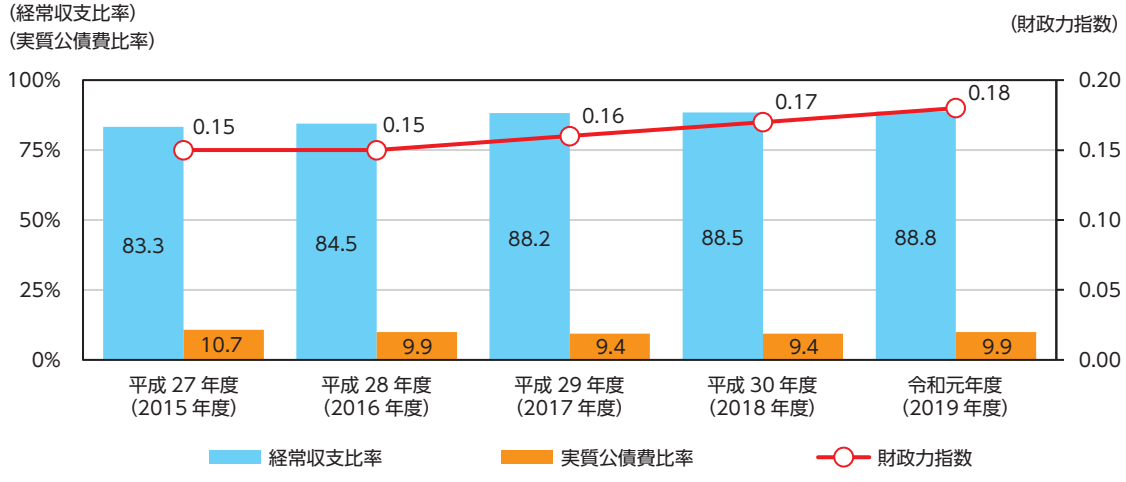

［出典］平成 30 年度まで：総務省（決算カード）、令和元年度：仁木町

6　時代の潮流とまちづくりの課題

（１）時代の潮流

①少子高齢化と人口減少の進行

我が国の総人口は、社会環境の変化による出生率の低下で減少に転じており、また、大都市への一極集中も是正されず、地方における過疎化が進行しています。

一方で平均寿命の延伸により、超高齢社会が一層進むことが予想され、社会全体の活力低下は避けて通れない状況となっています。

このため、今後は安心して子どもを産み育てることができる環境づくりや、高齢者が元気に生きがいをもって暮らせる環境づくりを進めることが重要になります。

②高度デジタル化の進展

国境を越えた情報通信ネットワークの形成に加えてスマートフォンが世界的に普及した結果、人々の意識や行動の範囲が時間や場所を超えて世界的な広がりをもつことになり、世界中で様々な変化、成長、進歩の機会が拡大することとなりました。

近年は、ＩＣＴ※1の進化やＩｏＴ※2の普及により、様々な人・モノ・組織がネットワークにつながり、大量のデジタルデータの生成、収集、蓄積が進みつつあります。それらデータの人工知能（ＡＩ）による分析結果を、業務処理の効率化や予測精度の向上、最適なアドバイスの提供、効率的な機械の制御などに活用することで、現実世界において新たな価値創造につなげることができると考えられています。

今後、我が国においては、地方においてデジタル化の阻害要因となっていた高速インターネット回線の未整備地域が解消されることによりデジタル化が急速に進むことが想定され、人々の生活スタイルや社会経済システムに大きな変革が訪れる可能性があります。

③感染症対策に伴う経済及び生活への影響

我が国では、これまでも季節性インフルエンザや新型インフルエンザなどの感染症が発生し、これら感染症の流行によって直接的及び間接的に生じた死亡を推計すると、約１万人もの年間死亡者がいるともいわれています。

令和２年に世界的な流行となった新型コロナウイルス感染症は、人々の健康や医療に深刻な影響を与えるだけでなく、社会経済や企業活動にも大きな影響を与えており、今後も様々な感染症が長期にわたって人々に影響を与え続ける可能性があります。

そのような中、国が推進する「新たな生活様式」の定着とともに、リモートワークを始めとする新しい働き方が今後ますます普及していくことが予想されます。

※1　ＩＣＴ
Information And Communication Technology の略で情報通信技術のこと。従来、用いられてきた「ＩＴ」(Information Technology) とほぼ同様の意味で用いられるもので、国際的にはＩＣＴの方が定着している。

※2　ＩｏＴ
Internet of Things の略。モノのインターネットと呼ばれ、様々なモノがインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組みのこと。

④価値観・ライフスタイルの多様化

今日、人々の意識は物質的な豊かさから精神的な豊かさを求めるものへと変化していると同時に、価値観の多様性が進み自主性と個人を重視したライフスタイルになっています。

今後は心の豊かさを実感でき、個人の主体的な活動が尊重される社会の実現が求められています。

⑤地球規模での環境問題への対応

大量生産、大量消費、大量廃棄による経済活動は、私たちに生活の快適さや便利さをもたらしましたが、その反面、地球温暖化や生態系の変化、海洋プラスチックごみ問題など深刻な地球規模の環境問題を引き起こしました。

また、地球温暖化に伴う海水面の温度上昇などを要因として、過去にない大雨による洪水や土砂災害が国内で頻発しており、人々の防災ニーズは高まっています。

今後は、環境悪化の要因は自分たちであるとの認識に立ち、ライフスタイルの見直しや省エネルギー化と自然エネルギーの推進、資源のリサイクルなど循環型社会※3の形成を目指すと同時に、自然環境の保全への取組が重要になります。

⑥住民との協働によるまちづくりの推進

国の「地方分権改革推進計画」に基づき、地方分権一括法※4による義務付け・枠付けの見直しや機関委任事務の廃止などによる地方への権限移譲が進められてきており、地方分権は今後も更に進展するものと考えられます。

分権型社会では、地方創生の推進による地域の自主性を活かしたまちづくりが求められますが、そのためには、住民が主体的にまちづくりに関わりながら、行政とともに地域課題の解決に取り組むことが不可欠となっており、地域社会においては、ボランティアやＮＰＯ法人などによる福祉活動・まちづくり活動の重要性が高まっています。

⑦公共施設の老朽化対策

全国的に公共施設やインフラが同時期に更新を迎える一方で、地方公共団体の財政は厳しく、また、人口減少などにより、今後、公共施設やインフラの利用需要が変化していくといわれています。

国においては、平成 25 年（2013 年）11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、国、自治体、民間の全インフラを対象とした戦略的な維持管理・更新を推進することとしています。

※3　循環型社会
有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。

※4　地方分権一括法
「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の通称で、地方分権を推進するために地方自治法など 475 件の法律について必要な改正を行うことを定めた法律のこと。

（2）仁木町の強みと弱み

強み

①基幹産業である農業と多様な農産物

本町は北海道を代表する果樹産地として知名度があります。また、ミニトマトは全国のトップブランドであるだけでなく、生産量は道内第１位となっています。

②四季を感じられる豊かな自然環境

豊かな自然環境と上質な水に恵まれており、四季折々の風景が素晴らしく、春は果実の花、夏は桜桃（おうとう）の実、秋にはぶどうの甘い香りと、黄金色の稲穂が町を包みます。

③札幌圏やニセコから約１時間の距離

札幌市までは 58km と札幌圏に近接しており、後志自動車道の開通により約１時間でアクセスできる環境にあります。

また、ニセコエリアへも１時間で移動できる地理的優位性があります。

④子育て支援が充実

子育てに対する支援として様々な助成制度が整備されています。

また、保育園及び小中学校の連携がとれているだけでなく、地域における教育活動も熱心に行われています。

⑤人・コミュニティのつながり

町外から移住してきた住民が少ないこともあり、地域住民のつながりが強く団結力があります。

また、地区ごとにそれぞれ特色があり、独自性があります。

弱み

①職業の選択肢が少ない

本町は農業を中心に発展してきたことから、雇用の選択肢が少ない状況にあり、若者が希望する様々な職種をカバーする雇用の受け皿が不足しています。

②商店や飲食店が少ない

町内に生活必需品等の買い物ができる店舗や飲食店が少なく、町民の生活で不便な面があります。特に大江地区や銀山地区は店舗が極めて少なく、買い物の不便さは深刻です。

③通過型の観光

本町は道内でも有数の果樹観光の町ですが、他の観光資源や飲食店が少ないだけでなく、宿泊施設も少ないことから、通過型の観光が中心となっています。

④公共交通機関の不便さ

公共交通機関としてＪＲ及び路線バスがありますが、運行本数が少なく通勤・通学に不便との声が聞かれます。

また、駅やバス停から家が遠い高齢者等は外出に困難さを抱えています。

⑤住宅や宅地の不足

公的な住宅は整備されているものの、民間賃貸住宅が不足しており、移住者等の多様なニーズに応える住環境が整備されているとはいい難い状況にあります。

（3）仁木町の主要課題

①人口減少に伴う担い手・雇用労働力の不足

少子高齢化とともに進展する人口減少は、本町においても深刻な担い手や労働力不足をもたらしています。

基幹産業である農業については、これらが深刻化し生産性の低下を招いているほか、若年人口の減少などにより、町内会活動などの地域活動の維持や地域コミュニティの崩壊が懸念され、さらに、子育て支援、高齢者介護、障がい者支援などの福祉サービスでは人材の確保が難しい状況にあり、現状のサービス規模を維持することが今後は困難になってくることも考えられます。

これら以外にも、観光や商工業など様々な分野で担い手が不足しているため、これらに対し、迅速に対応していくことが求められます。

②生活環境における不便さ

ヒアリング調査や町民ワークショップでは、本町の課題として「日常の買い物ができる店や飲食店が少ない」、「買い物や通院のための交通機関がない」などの日常の生活環境における不便さに関する意見が多く寄せられました。

高齢化の進展により、移動手段の確保が困難な高齢者世帯が増加し、生活環境における不便さはますます大きな課題になると考えられるため、買い物弱者対策と併せ、北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の開業に伴うＪＲ函館本線の経営分離後における公共交通機関の確保方策など、公共交通対策の充実を検討していく必要があります。

③公共施設やインフラの老朽化対策

我が国全体の傾向と同様、老朽化が進んでいる公共施設や水道管等のインフラ施設の多くが更新時期を迎えることから、今後、計画的な修繕による長寿命化や更新等を進めていく必要があります。

④今後の財政状況を見据えた効果的・効率的な行政経営

一連の地方分権改革が進展する中、これからの人口減少社会を考えると地方自治体を取り巻く状況は更に厳しくなることが予想され、これまで以上に効果的・効率的な行政経営が求められることになるほか、今後見込まれる地方交付税の減額に対応するため、ふるさと納税等の自主的な財源を確保していく必要があります。

また、行政運営においては、煩雑な事務作業の見直しを行い、デジタル化を推進するなど、更なる効率化を図るとともに、多様化・複雑化する町民ニーズに的確に対応できる人材の育成と組織づくりが求められます。

第２編　基本構想

１　まちづくりの基本姿勢

本町では、「果実とやすらぎの里・仁木町」を永遠のテーマとし、恵まれた気候条件と緑豊かな自然環境を活かした「魅力ある、住みよい、心豊かなふれあいを大切にするまち」を町の将来像として「第５期仁木町総合計画」を推進してきました。

しかし、他の自治体の多くと同様に、本町においても出生数の低下や進学・就職などを契機とした若い世代の町外転出などを背景に、人口減少、少子高齢化が進行しています。

将来にわたって本町が存続し続けるためには、避けることのできない人口減少を受け入れつつも、その抑制に取り組むことが重要です。

今後も特色ある農産物の産地としての強みや地域資源などを活かしながら、次代を担う子どもたちが「ずっと住み続けたい」、進学や就職で一度は町外に転出した若い世代が「いつかは帰りたい」、町外の方が「一度は行ってみたい、訪れてみたい」と思えるような魅力を感じるまちづくりを、町民と行政が一丸となって進めていく必要があります。

そのような住みよい魅力的なまちをつくるため、まちづくりの基本姿勢を以下のとおり設定します。

《まちづくりの基本姿勢》

◆まちの特性を活かした魅力あふれるまちづくり

気候風土や歴史に根ざした固有の特性を活かし、今後も、「果実とやすらぎの里」としての知名度を高め、特性を磨き、町の個性を確立するまちづくりに取り組みます。

◆新しい時代の流れを取り入れたまちづくり

ＩｏＴなどの新しい技術の活用や持続可能な国際社会を目指すＳＤＧｓなど、新しい時代の流れを本町に合った形で取り入れたまちづくりを進めます。

また、北海道新幹線や高速道路の延伸など、近い将来に実現されるインフラ整備を見据えたまちづくりを進めます。

◆町民とともに創るまちづくり

「まちづくりの主人公は町民である」ことを念頭に、人それぞれの個性や主体性を尊重し、様々な世代や立場にある町民の意向・意見等の把握に努め、町政に関する情報発信を積極的に取り組み、町民とともに歩むまちづくりを進めます。

2　町の将来像

（1）10 年後の町の将来像

『果実とやすらぎの里・仁木町』を永遠のテーマとし、本計画における 10 年後の町の将来像を下記のとおり設定します。

『果実とやすらぎの里・仁木町』
魅力ある、住みよい、
個人の主体性と地域の共生・調和を大切にするまち
～すべては未来の子どもたちのために～

将来像に込めた想い

魅力ある、住みよい

本町の強みである恵まれた気候条件と自然環境、地理的条件を活かした農業・観光の更なる振興を図るとともに、町民にとって住みよい、町外の人にとって訪れてみたい魅力あるまちを目指します。

個人の主体性

より良いまちをつくるため、町民一人ひとりが主体性をもち、それぞれの立場で主人公になることができるまちづくりの推進を目指します。

地域の共生・調和

人や地域のそれぞれの個性や独自性を尊重するとともに、人と地域の共生・調和を大切にし、町全体が一体となったまちづくりを目指します。

すべては未来の子どもたちのために

これから産まれてくる子どもたちが本町で希望をもって成長し、安心して生活することができるよう、行政だけではなく、企業、民間団体、そして様々な世代の町民が一体となったまちづくりを通じ、本町の持続的な発展を目指します。

（２）目標人口

今後 10 年で進むと予測される人口減少と少子高齢化は、本町の将来に様々な影響を与えることが想定されます。本町では、平成 27 年度（2015 年度）に策定した「第１期仁木町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」において、令和 22 年（2040 年）における総人口を 2,900 人以上確保することを目標として人口減少対策を推進してきました。

令和元年度（2019 年度）に見直しを行った「第２期仁木町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」においてもこの目標を継承するとともに、本計画における将来人口推計として採用し、令和 12 年（2030 年）に 3,194 人の人口を確保することを目標とします。

■目標人口

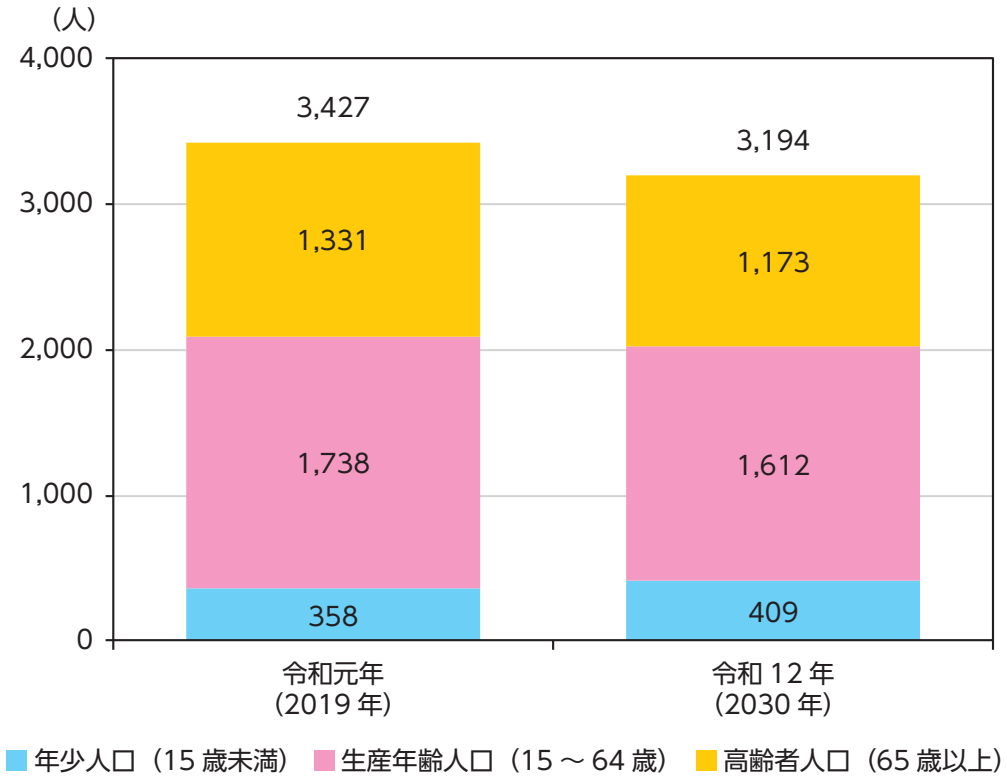

	令和元年（実績）		令和 12 年（目標）	
	人口（人）	構成比（%）	人口（人）	構成比（%）
総人口	3,427	100.0	3,194	100.0
年少人口（0～ 14 歳）	358	10.4	409	12.8
生産年齢人口（15 ～ 64 歳）	1,738	50.8	1,612	50.5
高齢者人口（65 歳以上）	1,331	38.8	1,173	36.7
参考：社人研推計	3,253※	—	2,778	—

※実績値：住民基本台帳人口（10 月 1 日現在）、推計値：第２期仁木町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略

※社人研推計の実績値は令和２年度の人口

3　土地利用の基本方針

（1）土地利用の構想

土地は、町民生活、産業経済活動の共通の基盤であるとともに、地域の自然環境を構成する貴重な資源でもあります。

まちづくりの基盤である土地の利用については、自然環境への影響にも配慮しながら社会的な必要性に適切に対応し、総合的かつ計画的な視点から整備・開発・保全を進めていく必要があります。

特に、開通予定の一般国道５号倶知安余市道路における町内２か所（仁木地区・大江地区）のインターチェンジ設置など、「第５期仁木町総合計画」から本町の社会経済情勢が大きく変化している中で有効な土地利用を図る必要があり、加えて我が国における人口減少・少子高齢化社会の進展に伴う限界集落の出現や集落の消滅等を踏まえると、今後 10 年における本町の集落形成のあり方についても、土地利用の観点から検討していく必要があります。

これらの土地利用については、本町が有する地形的な特性や土地利用の経緯、実態などに配慮しながら、豊かな自然環境の保全、快適な生活環境の確保、活力ある産業の振興などが適切に図られるような調和のとれた土地利用を推進します。

（２）土地利用の方向

町域を「農用地」、「住宅地、市街地等」、「森林」の３地域に区分し、それぞれの地域の特性に応じた土地利用を進めていきます。

◆農用地

農用地については、食糧供給の基盤であるとともに、水資源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等にとって重要な役割を担っています。

地域の特性を活かした農業形態を維持・発展させていくため、優良農地の確保と保全に努め、担い手農家への利用集積を進めるとともに、新規就農者の育成･確保を図り、農地の有効利用に努めます。

なお、農用地の利用転換については、地域農業や景観などに及ぼす影響に配慮し、優良農地の保全を基本として無秩序な転用を抑制し、農業以外の土地利用との調整を図っていきます。

◆住宅地、市街地等

住宅地については、人口や世帯数の動向、住宅ニーズや道路網の整備状況を踏まえ、適切な場所へと宅地誘導を図ります。

中心市街地においては、子育て支援拠点や産業経済拠点となる施設の整備など、利便性の高い効率的な住環境の形成を目指すとともに、市街地活性化に向け、空き地、空き店舗・住宅の活用など土地や建物の有効利用を推進します。

また、他の地域では、定住人口の確保と地域のコミュニティの維持のため、地域生活拠点の形成など居住環境の質的向上に努めます。

◆森林

森林については、木材生産の経済的機能とともに、自然生態系の保全、防災、水資源の涵養、保健休養などの公益機能を有しています。

これらの機能が十分に発揮できるよう森林整備を推進します。

4　施策の大綱

（1）ＳＤＧｓとの関係

平成 27 年（2015 年）９月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の令和 12 年（2030 年）までの持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ：Sustainable Development Goals エス ディー ジーズ）が採択されました。

これを受けて我が国は、政府にＳＤＧｓ推進本部を設置し、実施指針を決定するとともに、平成 29 年（2017 年）12 月に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017 改訂版」において、地方創生の一層の推進のためには、地方公共団体においてもＳＤＧｓ達成のための積極的な取組が不可欠であるとしています。

本計画の推進はＳＤＧｓ達成に向けた取組を推進することに資すると考えられることから、ＳＤＧｓの 17 の国際目標と本計画の対応を整理し、本計画の施策とＳＤＧｓの目標との関連付けを明記することとします。

（２）基本目標

基本目標１　町民に健康と安心を

心とからだの健康を保ち、いくつになっても生きがいをもちながら健やかに生活していくために、地域全体で積極的な健康づくりの取組を進めるとともに、昨今流行している新感染症の予防や拡大抑制に向けた環境整備、正しい知識の普及啓発などに努めます。

また、少子高齢化社会が進む中で、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境づくりを図るため、子ども子育て支援拠点の整備を図るとともに妊娠期から出産後の成長に応じた各段階において必要な支援が切れ目なく届く体制づくりを推進します。

さらに、近年増加している自然災害への対応力を強化するため、町民への啓発活動を今後も継続・推進するほか、地域における防災力向上に向けた取組を通じて、災害に強いまちづくりを推進します。

基本目標２　町民に質の高い教育を

家庭・学校・地域が一体となり、未来の担い手である子どもたちが健やかに育ち、新しい時代に対応した生きる力を身に付けられるよう、学校のあり方に関する検討を進めるとともにより良い教育環境づくりを進めます。

また、各世代が心豊かな生活を送れるよう、生涯学習やスポーツ・文化に親しむ環境整備を進めます。

基本目標３　町民に生活の潤いを

今後予想される公共交通機関の変化に対応するため、町民ニーズを踏まえた上で広域的な連携を図りながら地域公共交通の見直しを行うほか、町内全域にインターネット環境の整備を推進することにより、ＩｏＴやロボット、人工知能（ＡＩ）などの利便性の高い先端技術の普及を促進するなど、地域課題の解決に向けた取組を進めます。

また、移住・定住に向けた住環境の整備への支援やより良い景観の形成など、人口減少の抑制を図りながら、住みよいまちづくりを目指した取組を推進します。

さらに、普段の生活で欠かすことのできない水道や道路などの生活インフラに関しては、これからも計画的な改修等を図るなど、すべての人が心地よく、安心して生活できる環境の整備に努めます。

基本目標４　町民とともに築く豊かで活力ある産業振興を

基幹産業である農業については、安定的・持続的な農業経営の確立やＩＣＴの活用・普及などを推進します。

また、人口減少や高齢化の進行により、担い手・労働力不足が更に深刻化していくことが予想されることから、若者の雇用の確保、人材育成を図るとともに、新たな産業構造やテレワークなどの就労形態の変化に対応した支援と企業誘致・連携を推進し、総合的な視点から産業振興を図ります。

さらに、観光については、豊かな自然や地域資源、イベントなどを通して、本町の魅力を町内外へ積極的に発信するほか、今後予定される一般国道５号倶知安余市道路の開通に向けた取組の推進に努めます。

基本目標５　町民とともに推進するまちづくりを

まちづくりへの参画機会の充実、協働のまちづくりを進めるため、広報・広聴活動の充実を図りながら、町民一人ひとりがそれぞれの立場で主役となり、町民、事業者、地域、行政それぞれがふれあい、交流することで仁木町らしいまちづくりを推進します。

また、効果的・効率的な行財政運営を意識しながら、町民ニーズに対応できる体制づくり及び持続可能なまちづくりを推進します。

（3）基本構想の体系

『果実とやすらぎの里・仁木町』

魅力ある、住みよい、個人の主体性と地域の共生・調和を大切にするまち
～すべては未来の子どもたちのために～

大分野	中分野	小分野
町民に健康と安心を	福祉	地域福祉の推進
		高齢者福祉の推進
		障がい者福祉の推進
	子育て	子育て支援の充実
	保健・医療	健康づくりの推進
		地域医療体制の充実
	生活安全	防災体制の充実
		消防・救急体制の充実
		安全な暮らしづくりの推進
町民に質の高い教育を	学校教育	学校教育の充実
	生涯学習	生涯学習の充実
町民に生活の潤いを	道路・公園・緑地	道路・河川・景観の整備
		公園・緑地の整備
	交通	地域公共交通の活性化
	情報	情報化の推進
	生活環境	住環境の整備
		上水道の整備
		生活排水処理の推進
	環境衛生	ごみ処理の推進
		火葬場・墓園の管理
	環境共生	自然環境の保全
町民とともに築く豊かで活力ある産業振興を	農林業	農業の振興
		森林環境の保全
	商工業	商業の振興
		工業の振興
		ワイン産業の振興
		企業誘致・連携の推進
	観光	観光の振興
町民とともに推進するまちづくりを	地域づくり	地域づくりと交流の推進
		住民参画の推進
		男女共同参画・人権擁護の推進
	広報・広聴	広報・広聴の充実
		情報公開の推進
	行政経営	行政運営の推進
		財政運営の健全化
	広域連携	広域行政の推進

第３編　基本計画

基本目標１

町民に健康と安心を

《計画の体系》

- Ⅰ　福祉
  - 1　地域福祉の推進
  - 2　高齢者福祉の推進
  - 3　障がい者福祉の推進
- Ⅱ　子育て
  - 1　子育て支援の充実
- Ⅲ　保健・医療
  - 1　健康づくりの推進
  - 2　地域医療体制の充実
- Ⅳ　生活安全
  - 1　防災体制の充実
  - 2　消防・救急体制の充実
  - 3　安全な暮らしづくりの推進

Ⅰ　福祉

計画の体系

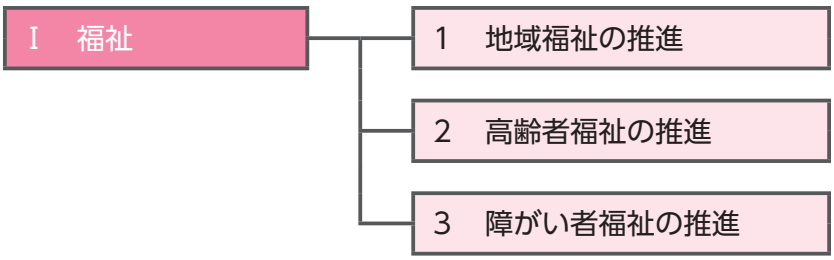

目標指標

指　　標	単位	基準値	目標値
福祉推進員等を対象とした研修会の開催数	回	1 (平成 23 年度～ 令和元年度)	10 (年 1 回開催) (令和 3 年度～ 令和 12 年度)
後見人養成講座受講数	人	1 (平成 23 年度～ 令和元年度)	5 (令和 3 年度～ 令和 12 年度)
地域共生社会※5 に対応した相談窓口数	か所	0 (令和元年度)	1 (令和 12 年度)
認知症サポーター養成講座受講者数（累計）	人	286 (令和元年度)	400 (令和 12 年度)
サロンなどの町民が集える場の数	か所	4 (令和元年度)	6 (令和 12 年度)

これまでの取組

1　地域福祉の推進

核家族化、少子高齢化、共働き家庭の増加などにより家庭や地域の相互扶助機能が低下するとともに、生活上の諸課題は複雑多様化し、福祉サービスへの社会的需要は増加しています。

本町では、町内の社会福祉法人やＮＰＯ法人とともに町民の社会福祉全般に関する様々なサービスや事業を行い、地域福祉活動の中核的組織としての役割を担ってきたほか、福祉ボランティアの育成等を推進してきました。

また、高齢者団体が活用している施設は必要に応じて修繕を行い、利用しやすい環境づくりに努めてきました。

※５　地域共生社会
公的な福祉だけに頼るのではなく、地域に暮らす人たちが「支え手」「受け手」という関係を超えて共に支え合う社会のこと。住民一人ひとりが身近な地域の抱える問題を「我が事」として捉え、積極的に関わる風土を築くことが重要視される。

2　高齢者福祉の推進

本町では、地域包括ケアシステム※6における多職種連携の一環として平成27年度から地域ケア会議を開催しているほか、平成30年度から在宅医療・介護連携推進事業の実施や、生活支援コーディネーター※7を配置するなど、生活支援体制整備事業を推進しています。

また、高齢者福祉において重要な役割を果たす介護予防に関しては、「ふまねっと運動」、「いきいきクラブ」、「通所型短期集中予防サービス運動教室」等に加え、リハビリ専門職と連携し、「地域介護予防活動支援事業（リハビリカフェニキボー）」を実施してきました。

3　障がい者福祉の推進

我が国では、障がい者関係の法整備や障害者権利条約の批准などの中で、障がいのある人の社会参加促進、差別の解消、合理的配慮の提供など、障がいの有無に関わらず、自らが望んだ生き方ができる社会環境整備のための取組が進められてきました。

本町では、民間事業者による公的な障がい者支援サービスが展開されているほか、基幹相談支援センターの設置を含む障がい者相談支援事業の拡充など地域生活支援事業の充実を図ってきました。

また、北後志5か町村で設置した北後志地域自立支援協議会において、障がい者の就労支援等の協議を行うとともに、北後志母子通園センターで障がい児の早期療育・通園による支援を推進してきました。

平成28年度からは臨床心理士による発達相談を毎月実施しており、乳幼児健診等で発達などが気になる子どもや、保護者の育児不安等に対して指導を行っています。

※6　地域包括ケアシステム
要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で助け合う体制のこと。それぞれの地域の実情に合った医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制を目指している。

※7　生活支援コーディネーター
地域支え合い推進員とも呼ばれ、地域における困りごとなどのニーズを把握するとともに、支援の担い手の把握を行い、それらを結びつける役割をもつ人のこと。

1 地域福祉の推進

現状の課題

今後、少子高齢化や核家族化の一層の進行などに伴い、地域における福祉ニーズはますます複雑多様化することが予想されます。そのため、より多くの方の福祉活動への参画・協働を促進し、人材の育成と併せて町ぐるみの地域福祉体制づくりを更に進めていく必要があります。

また、地域共生社会の実現に向けて町民の地域生活における課題の解決に向けた包括的な支援体制の整備が求められています。

基本方針と主な施策

① 地域福祉活動の推進

多様化する福祉ニーズに対応し、地域福祉の重要な役割を担う社会福祉協議会の機能充実を支援するとともに、福祉ボランティアの育成を図り協働により地域で支え合う仕組みづくりを整え、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりに努めます。

主な施策
- ○ 地域活動参加への環境の整備
- ○ 福祉活動を行う人材の育成
- ○ 社会福祉協議会への継続支援

② 福祉意識の啓発・高揚

町民が地域福祉に関する活動に積極的に参加できるよう、福祉制度や福祉活動についての情報提供を充実し、福祉意識の啓発と高揚に努めます。

主な施策
- ○ 福祉情報の提供及び相談体制の充実

関連する部門別計画

○ 仁木町地域福祉計画（令和３年３月策定）

関連するＳＤＧｓの目標

2 高齢者福祉の推進

現状の課題

我が国では、人口に占める高齢者の割合が急速に増加しているため、団塊の世代が75歳以上となる令和７年を目途に、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を目指した取組を進めています。

本町でも、地域包括支援センターを中心として地域の実情に合った地域包括ケアシステムの充実を進める必要がありますが、深刻な福祉人材不足により公的な介護保険サービスの拡充は難しい状況にあります。そのため、現状の介護保険サービスの維持に努めるほか、介護予防に重点を置いた取組、認知症対策、地域の支え合い（互助）を育む取組の推進により、高齢者の自立支援や要介護者の重度化防止が必要となっています。

基本方針と主な施策

① 高齢者支援体制の整備

健康づくりを実践できる体制整備を図るとともに、在宅介護を支える高齢者福祉の充実強化を進め、保健、医療、福祉体制の構築や、民間企業等、多様な事業者との連携により、高齢者福祉を担う優れた人材の育成・確保に努めます。

主な施策
- ○ 保健、医療、福祉との連携
- ○ 介護予防の充実
- ○ 地域包括ケアシステムの構築
- ○ 適切な介護サービスの提供

② 生きがいづくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らしていけるよう、高齢者の社会参加の促進に努めます。

主な施策　○ 高齢者の社会参加の促進

関連する部門別計画

○ 第８期仁木町高齢者福祉計画（令和３年３月策定）
○ 第８期後志広域連合介護保険事業計画（令和３年２月策定）

関連するＳＤＧｓの目標

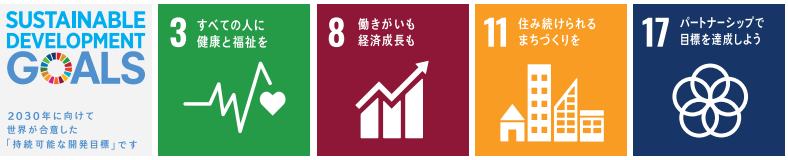

■要支援・要介護認定者の推移

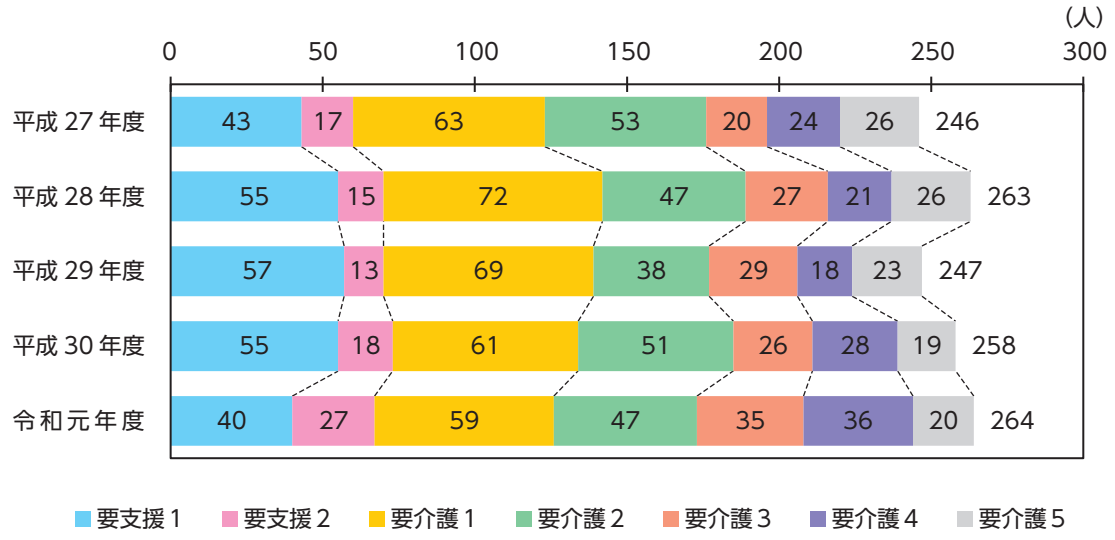

［出典］ほけん課（各年３月末）

3 障がい者福祉の推進

現状の課題

国による法整備の中で、各市町村では、障がいのある人が、自らの生まれた土地、望んだ土地で暮らし続けることができる社会・地域づくりが求められています。

これまでの取組を通じて地域に根付いた温かな志をより高めながら、就労の場を確保するなど、障がい者が地域社会の中に溶け込み、暮らしていける環境を充実させるため、地域生活への移行や児童発達支援センターの設置、地域生活支援事業の更なる充実に向けた取組が必要となっています。

基本方針と主な施策

①障がい者福祉の推進

障がいの有無に関わらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする福祉サービス等を受けつつ社会参加することができるよう、障害福祉サービス、障害児通所支援及び地域生活支援事業の充実を図ります。

また、乳幼児期から適切な早期療育を受けられるよう、健診等による早期発見及び妊娠期から切れ目のない支援の提供ができる環境整備に努めます。

主な施策

- ○ 相談支援体制の充実
- ○ 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の充実
- ○ 就労機会の拡充
- ○ 障がいのある子どもに対する早期療育の充実

関連する部門別計画

○ 第２期仁木町障がい者計画（平成 30 年３月策定）
○ 第６期仁木町障がい福祉計画・第２期仁木町障がい児福祉計画（令和３年３月策定）

関連するＳＤＧｓの目標

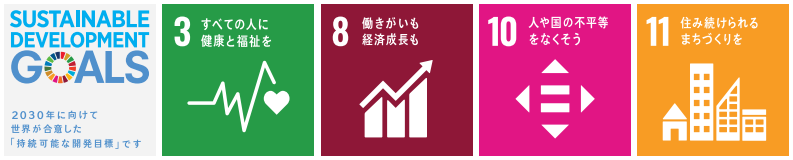

Ⅱ　子育て

計画の体系

Ⅱ　子育て ― 1　子育て支援の充実

目標指標

指　　標	単位	基準値	目標値
子育て相談窓口数	か所	0 (令和元年度)	1 (令和 12 年度)
保育所・放課後児童クラブの待機児童数 (年間)	人	5 (令和元年度)	0 (令和 12 年度)
子育て支援拠点施設の整備数	か所	0 (令和元年度)	1 (令和 12 年度)

これまでの取組

1　子育て支援の充実

子ども・子育て支援新制度は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、「量的拡充」や「質の向上」を図ることにより、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すための仕組みとして平成 27 年４月に施行されました。

本町では、子ども・子育て支援新制度に基づき、町内に整備されている保育所における保育サービスだけでなく、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点など様々な形で子育て支援を進めてきました。

また、子育て世代の経済的な負担を軽減するため、中学生までの子どもを対象とした乳幼児等医療費助成事業や多子世帯の保育料軽減支援事業など様々な経済的支援を行ってきました。

1 子育て支援の充実

現状の課題

本町では保育を必要としている子どもの増加により平成 29 年度から恒常的に待機児童が発生している状況にあり、保育所における受入れ体制の拡充が喫緊の課題となっています。

また、仁木地区では放課後児童クラブでも登録児童数が定員を超える年があることから、保育所を含めた子どもを預ける施設の整備を行う必要があります。

さらに、今後も子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めていくため、子育て世帯を町全体で支援していくという視点に立ち、町関係課・関係機関が一体となって、家庭や地域の子育て機能を支えるための多面的な支援施策を積極的に推進していく必要があります。

基本方針と主な施策

①子育て支援環境の充実

妊娠期からの子育てに関する相談及び支援体制を充実させるための取組を推進します。

また、関係機関との連携の下、児童虐待の防止・早期発見や対応強化など、支援が必要な子どもと家庭への情報提供の充実、きめ細かな対応に努めます。

主な施策
- ○ 妊娠期からの相談・支援体制の充実
- ○ 子育て世代への経済的支援
- ○ 児童虐待防止対策の充実

②保育サービスの充実

子育てをしている人たちが安心して暮らしていくことができるよう、保育所や放課後児童クラブ等の保育サービスの充実を図り、保育サービスの受入れ体制の拡充及び施設の老朽化への対応に向けて、子どもを預かる機能と子どもの居場所づくりの機能を併せもつ子育て支援拠点施設の整備を行います。

また、地域の保育所のあり方について検討します。

主な施策
- ○ 子育て支援拠点施設の整備
- ○ 子ども・子育て支援事業の拡充
- ○ 地域のニーズに応じた保育サービスの充実

関連する部門別計画

○ 第２期仁木町子ども・子育て支援事業計画（令和２年３月策定）

関連するＳＤＧｓの目標

■児童手当受給状況の推移

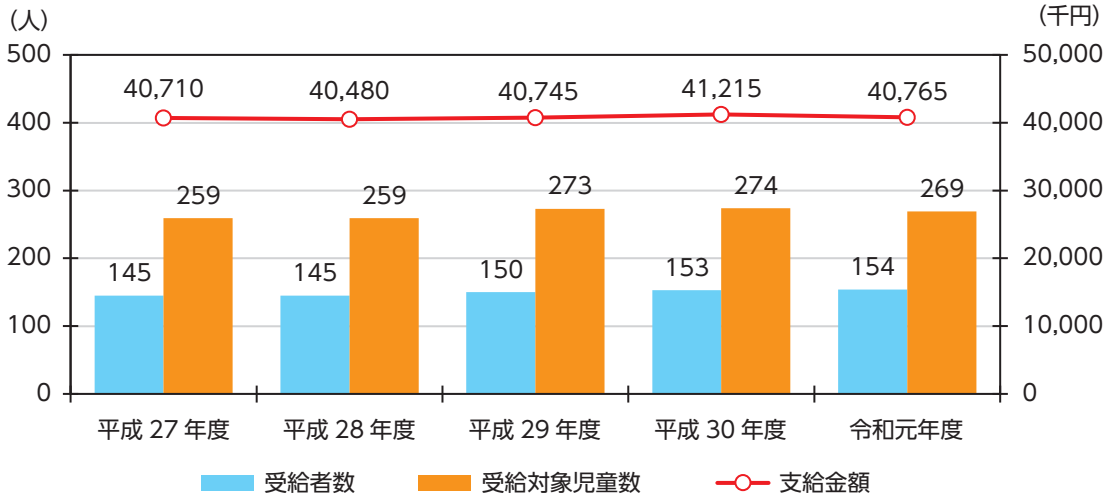

［出典］住民課

Ⅲ　保健・医療

計画の体系

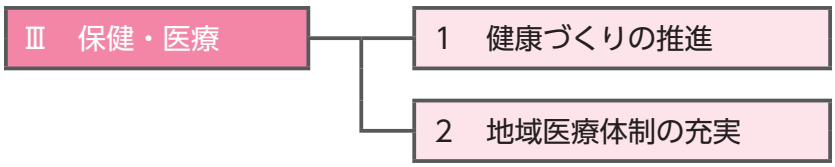

目標指標

指　　標	単位	基準値	目標値
健康教室等開催数（年間）	回	37 （令和元年度）	40 （令和 12 年度）
特定健康診査受診率	%	23.2 （令和元年度）	60.0 （令和 12 年度）

これまでの取組

1　健康づくりの推進

少子化が進展する一方、平均寿命の延伸により令和７年には我が国の 65 歳以上の高齢者数は人口の３割を超えることが予測されています。そのため、生活習慣病や心の病、健康の維持や安心できる医療のあり方など、保健・医療に関する国民の関心は高まってきています。

本町では、福祉施設や各地区の団体、やすらぎ大学で健康講話などを行い、世代に応じた健康づくりについての知識普及等を行ってきました。

また、病気の予防に関しては健（検）診を受けやすい環境づくりを進めてきたほか、健（検）診データに基づき、保健師・管理栄養士による生活習慣の改善と行動変容に向けた指導、町の健康課題分析による、健康教室等の実施、未受診者に対する受診勧奨により健（検）診の受診率向上に努めてきました。

2　地域医療体制の充実

町内における医療体制は内科胃腸科医院と２か所の歯科医院が担っている状況にあります。

また、余市医師会と保健・医療の充実に向けた連携を図っています。

後志管内では産科病院が減少していましたが、北後志地域の連携により周産期医療体制確保が進み、産科病棟が再開するなど医療環境の改善もみられる状況にあります。

1 健康づくりの推進

現状の課題

これからも生涯を通じて心身ともに健康に暮らすには、一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」ことを基本とし、地域と行政が一体となった、健康づくりに取り組みやすい環境が必要です。

本町では健（検）診の受診率が高いとはいえない状況にあり、町民に向けた周知・啓発活動の充実が課題となっています。

また、近年はストレスフルな時代ともいわれ、うつ病など精神保健への対策や包括的な支援を進めていくことが求められています。

さらに、病原性が高く、健康を脅かす危険性のあるウイルス等の新たな感染症についても対策が求められています。

感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護するための対策を推進していくことが必要です。

基本方針と主な施策

①健康づくりの支援

町民の健康に対する意識を高め、日頃からの自発的な健康づくりを支援するために、各世代に応じた健康学習・健康相談・健康教育事業などの活動を推進します。

主な施策
- ○ 自主的な健康づくりへの支援
- ○ 各世代や健康状態に応じた健康づくりへの支援
- ○ こころの健康づくりへの支援

②病気の予防体制の充実

保健･医療･介護が一体化した健康づくりのための取組を推進するため、各種健（検）診の受診率向上を目指すとともにデータ・医療費の分析を行い、町の健康課題を抽出し、生活習慣病の早期発見・治療と重症化予防のための行動変容に向けた知識の普及啓発等に努めます。

主な施策
- ○ 保健・医療・介護を一体化させた健康づくりの推進
- ○ 健（検）診受診率向上と事後支援、予防体制の充実
- ○ 重症化予防に向けた保健指導の充実

③新感染症拡大抑制のための予防体制の充実

新感染症の発症予防及び拡大を抑制し、新感染症から町民の健康と生活を守るため、正しい知識の普及啓発を行うとともに、新感染症対策に向けた環境等の整備に努めます。

主な施策

- ○ 新感染症に対する正しい知識の普及啓発
- ○ 新感染症対策に向けた環境等の整備
- ○ 医療機関等との新感染症対策に向けた連携・協力

関連する部門別計画

- ○ 仁木町健康づくり計画（令和３年３月策定）
- ○ 後志広域連合特定健康診査等実施計画　第３期計画（平成 30 年３月策定）
- ○ 後志広域連合第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）（平成 30 年３月策定）

関連するＳＤＧｓの目標

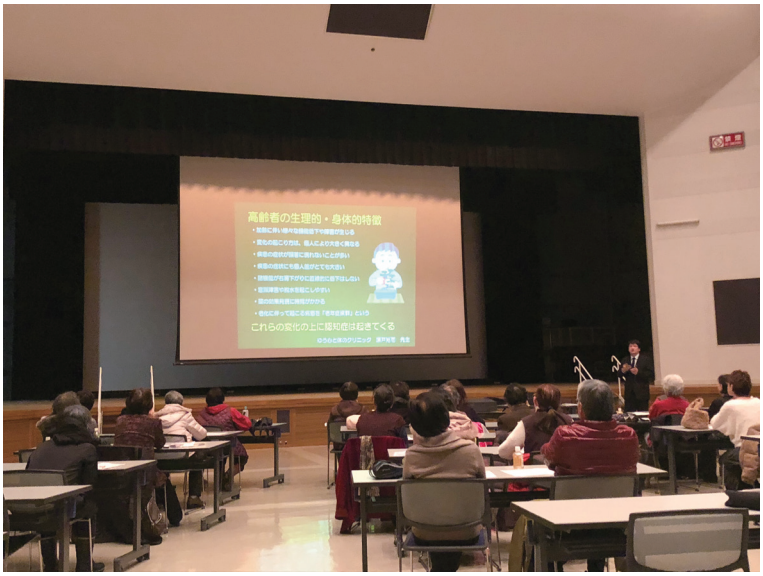

2 地域医療体制の充実

現状の課題

高齢化や生活習慣病など疾病構造の変化による医療需要の多様化、高度化、専門化などで医療を取り巻く環境は大きく変化しており、医療体制の更なる連携・充実が求められています。

今後、医療機関が都市部に偏在することにより、医師や看護師など医療の担い手が更に不足することも考えられるため、町内の医療体制を維持するとともに余市医師会を始めとする北後志地域の関係団体と連携を強化し、町民が健康で安心して暮らせる環境を今後も継続していく必要があります。

基本方針

①地域医療体制の充実

町内の民間医療機関と連携し、一次医療体制を維持するとともに、北しりべし定住自立圏等の広域連携により、二次医療体制、救急医療体制、小児科及び周産期医療体制の連携強化に努め、町民が安心して地域で暮らしていくための医療体制の充実を図ります。

主な施策
- ○ 民間医療機関との連携
- ○ 広域連携の推進

関連する部門別計画

○ 仁木町健康づくり計画（令和３年３月策定）

関連するＳＤＧｓの目標

Ⅳ　生活安全

計画の体系

- Ⅳ　生活安全
  - 1　防災体制の充実
  - 2　消防・救急体制の充実
  - 3　安全な暮らしづくりの推進

目標指標

指　　標	単位	基準値	目標値
要配慮者利用施設における避難確保計画作成率	%	21 (令和元年度)	100 (令和 12 年度)
住民避難施設数（協定による受入れ施設を含む）（累計）	施設	23 (令和元年度)	26 (令和 12 年度)
消防水利の整備数（累計）	基	40 (令和元年度)	42 (令和 12 年度)
住宅用火災警報器の設置率	%	90 (令和元年度)	100 (令和 12 年度)
人口に対する消防団員数の割合	%	2.9%（100 人） (令和元年度)	3.0%（95 人） (令和 12 年度)
救急救命講習受講者数（累計）	人	1,066 (令和元年度)	1,500 (令和 12 年度)
街路灯、防犯灯のＬＥＤ化率	%	64 (令和元年度)	100 (令和 12 年度)
町内会防犯灯の灯数（累計）	基	799 (令和元年度)	830 (令和 12 年度)

これまでの取組

1　防災体制の充実

定期的な地域防災計画の改定、地域防災訓練・原子力防災訓練の実施等により課題を整理し、関係機関等と危機管理体制を構築してきました。

災害時の情報通信体制の整備については、防災行政無線として屋外スピーカーを35基整備するとともに戸別受信機をほぼ全世帯に設置している状況にあります。また、J-ALERT との連携により、町内全域に災害緊急情報の一斉通報が可能となる体制がつくられています。

地域における防災体制については、令和元年９月１日現在で 11 の自主防災組織※8が組織化されている状況です。

※8　自主防災組織
地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織のこと。

2　消防・救急体制の充実

消防は町民の生命、身体及び財産を火災から守るとともに、事故などによる負傷や急病に迅速に対応できる体制が求められています。

本町では消防車両を定期的に更新するとともに、防火水槽や消火栓などの消防水利の整備・維持管理を行い、消防・救急面における住民サービスの低下が発生しないよう努めています。

また、平成 28 年６月から消防救急デジタル無線の運用を開始し、アナログ式の緊急伝達システムからデジタル式の防災無線に移行し運用を行っています。

さらに、令和２年４月からは三者間通話の運用を開始し、外国人からの通報に対して、通訳を介することによってより正確な通報内容を聴取できるようになっており、初動体制における正確性の向上に寄与しています。

3　安全な暮らしづくりの推進

都市部に比べて公共交通機関が少ない本町では、自家用車に依存する町民が多く、高速道路網の整備で交通量の増大がみられる中、高齢化の進展などにより、交通安全対策の重要性は日々高まっています。

本町は、警察や交通安全協会、交通安全推進委員会等の関係機関・団体と連携して交通安全教育や啓発活動に取り組み、交通安全意識の啓発、高揚を推進してきました。

また、防犯の面では、近年、車上荒らしなど交通網の整備に伴う犯罪の広域化や、インターネット・スマートフォンなどを使った顔が見えない犯罪が増加する中、安全性の確保が特に重視されています。

本町では、警察や防犯協会などの関係機関・団体と連携して啓発活動を実施しているほか、防犯灯の維持管理を行う地域の取組に対する支援を進めています。

さらに、クマなどの町民に不安を与える有害鳥獣が、集落等の生活圏に出没した際には、町民に対して情報発信等を行い、注意を呼びかけているほか、警察や猟友会などの関係団体とも連携を図りながら、町民の安全の確保に向けて取り組んできました。

1 防災体制の充実

現状の課題

近年、全国的に局地的な豪雨や台風により土砂災害などの気象災害が頻発し、町民の生命、身体及び財産を各種災害から守る地域防災力の強化が求められています。

本町ではこれまでもハード・ソフト両面にわたって防災対策の充実に努めてきましたが、避難時に支援を必要とする方に対する個別計画の整備や、高齢者や障がい者など災害時に配慮を必要とする方が利用する施設の避難確保計画の作成が急務となっています。

また、今後も町民が主体となった防災の取組や組織づくりなどを進めていくことが求められており、災害時の対応などに対する町民への啓発や防災意識の向上に向けた取組の強化を図るとともに、広域による地域防災体制の充実も必要となっています。

基本方針と主な施策

①防災体制の整備・充実

災害から町民の生命、身体及び財産を守り、安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、防災資機材等の事前の備蓄を進め、地域防災の充実に努めるとともに、地域防災計画の定期的な見直しを行うなど、防災・危機管理体制の更なる整備を図ります。

特に、近年我が国で増加傾向にある水害への対策については、水防計画に基づき更なる充実を図り、被害を最小限にとどめる取組を推進します。

主な施策

- ○ 防災備蓄品・資機材等の充実
- ○ 災害時応援協定・広域連携による地域防災体制の強化
- ○ 原子力災害に備えた関係機関等との連携強化

防災訓練の様子

②防災意識社会の構築

町民と行政の協働の下、「自らの命は自らが守る」という意識の定着を図り、防災情報の提供を通じて、災害リスクやとるべき避難行動等の周知を徹底し、町民の防災意識の醸成に努めます。

主な施策

- ○ 避難支援等関係者と連携した個別計画の作成に向けた取組
- ○ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援
- ○ 豪雨災害に関する避難行動の周知・徹底
- ○ 定期的な防災訓練を通じた自主防災組織・町内会との連携強化

関連する部門別計画

○ 仁木町地域防災計画（平成 19 年６月策定、令和元年６月改訂）
○ 仁木町国民保護計画（平成 19 年２月策定、平成 20 年４月改訂）

関連するＳＤＧｓの目標

2 消防・救急体制の充実

現状の課題

ライフスタイルの多様化や少子高齢化の進展など社会情勢の変化により、地域における防災活動の担い手の中核的存在である消防団員の確保が困難になっているなど、消防力の低下が懸念されています。

広域的な消防体制の一層の充実に努めるとともに、人材の育成、車両資機材等の計画的な整備や更新、また、消防活動において重要な役割を担う消防団組織の維持に向けた取組を進める必要があります。

基本方針と主な施策

①消防体制の整備

消防施設等整備の充実強化を図り、消防の広域化の推移を見極めながら効率的で効果的な消防救急体制の充実と消防行政の運営に努めます。

主な施策
- ○ 消防車、救急車等の車両の計画的な更新、整備
- ○ 消防水利（防火水槽、消火栓、防火井戸等）の整備、維持管理
- ○ 消防庁舎の維持管理
- ○ 消防組織の広域化への対応

②消防団機能の充実

少子高齢化等で減少している消防団員の確保に向け、地域住民が消防団に参加しやすい活動環境づくりを検討し、定住団員にとどまらず、事業所等の協力の下、勤務地団員を含めた団員の確保を図るとともに、人材育成に努めます。

また、消防団が使用する消防施設、車両資機材等の計画的な整備や更新を図ります。

主な施策
- ○ 消防団員の確保及び定員数の見直し
- ○ 消防団車両、資機材等の更新、整備、適正配備
- ○ コミュニティ消防センターの維持管理
- ○ 消防団員に対する訓練の実施

③町民の防災意識の向上

自主防火管理体制の強化として設置が義務付けられた住宅用火災警報器の更なる設置指導を行い、設置から年数が経過した機器に対する定期的な点検等の実施を指導するとともに、各戸査察や指定防火対象物査察等を継続実施することにより、火災予防体制の充実を図ります。

また、救急・救命講習を行い、町民の救急・救命知識の向上に努めます。

主な施策
- ○ 住宅用火災警報器設置及び点検の啓発
- ○ 消防団を主体とした防災訓練の実施
- ○ 救急・救命講習による応急手当等の普及率の向上

関連するＳＤＧｓの目標

■救急業務の状況

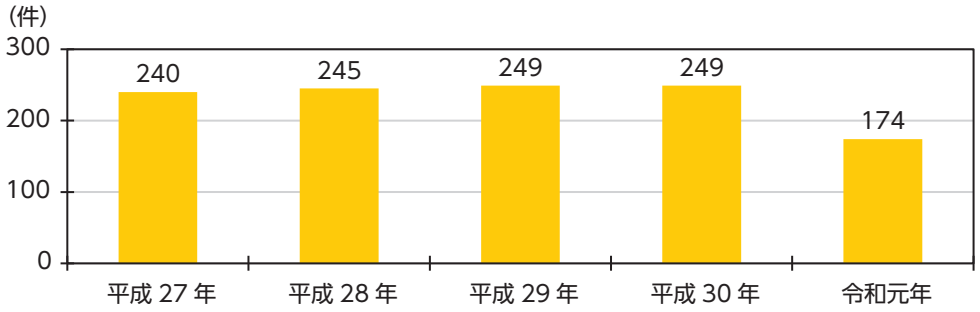

［出典］北後志消防組合消防年報

■火災件数の推移

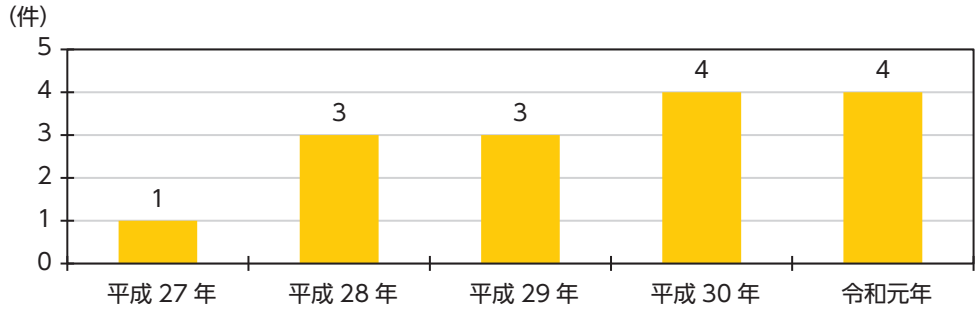

［出典］北後志消防組合消防年報

■消防団の人員、施設の状況

区分	人員	小型動力ポンプ車	防火井戸	消火栓	防火水槽	水槽付ポンプ自動車	救急車
仁木消防団	100 人	7台	8か所	64 基	37 基	2台	1台

［出典］北後志消防組合消防年報（令和元年 12 月 31 日現在）

3 安全な暮らしづくりの推進

現状の課題

交通安全の面では、全国的に交通事故件数は減少傾向にありますが、子どもが犠牲となる事故、高齢運転者による事故が相次いで発生しており、国は「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」等を通じてその対策を進めています。

このため、本町における高齢化の進行も勘案し、これまで推進してきた交通安全意識の啓発を継続するとともに、高齢者の運転技術サポートに資する取組や運転免許証の自主返納の推進、危険箇所を中心とした安全対策の実施など、交通安全対策全般にわたる一層の強化が必要となっています。

また、防犯の面においては、安全で安心な暮らしを守るために、国、北海道、警察、金融機関などと連携し情報を共有しながら、相談体制の充実を図るとともに、意識の向上に向けた取組が必要となっています。

さらに、近年では集落へのクマなどの出没が相次ぎ、町民に不安を与える状況もみられることから、町民の不安解消に向けた取組が必要です。

基本方針と主な施策

①交通安全教育の推進と交通安全意識の高揚

町民一人ひとりが高齢化車社会の一員としての自覚と責任をもち、地域の宝である子どもたちを始め、人命の尊さを理解するための交通安全教育の重要性と、その推進について理解を深め、交通安全意識の高揚や交通マナーの向上を図りながら、事故防止に向けた啓発活動、町民総ぐるみによる交通安全運動の展開を図ります。

主な施策

- ○ 町内の高齢者、保育園児、小中学生を対象とした交通安全教室の実施
- ○ 交通安全週間における啓発活動（旗の波運動、バイクの日啓発活動等）

②交通安全施設の整備

交通事故を防止し、安全を確保するため、交通安全施設の整備を始め、冬期間における交通安全対策の充実に努めます。

主な施策

○ 町内交通安全灯、カーブミラー、警戒標識等の設置及び維持管理

③犯罪の防止に配慮した環境整備

防犯灯の適正管理に努めるとともに、防犯協会を始めとする関係団体と連携して、普及啓発を行い、犯罪の起こりにくい環境づくりに努めます。

主な施策

○ 街路灯、防犯灯のＬＥＤ化
○ 町内会防犯灯への費用助成による灯数の確保
○ 町内会防犯カメラ導入の検討
○ 農作物の盗難防止対策の推進

④有害鳥獣の出没による町民の安心・安全の確保

出没情報を必要に応じて早急に発信するとともに、警察や猟友会などの関係機関・団体とも連携を図りながら、町民の不安解消や安全の確保に向けた取組に努めます。

主な施策

○ 出没情報の早急な発信や看板の設置
○ 関係機関・団体と連携した安全・安心の確保

関連するＳＤＧｓの目標

基本目標２

町民に質の高い教育を

《計画の体系》

Ⅰ　学校教育	1　学校教育の充実
Ⅱ　生涯学習	1　生涯学習の充実

Ⅰ　学校教育

計画の体系

Ⅰ　学校教育 ― 1　学校教育の充実

目標指標

指　　標	単位	基準値	目標値
小学６年生が１日当たり１時間以上家庭学習を行う割合	%	23.0 (令和元年度)	67.0 (令和 12 年度)
中学３年生が１日当たり１時間以上家庭学習を行う割合	%	70.0 (令和元年度)	80.0 (令和 12 年度)
英検ＩＢＡの英検３級相当以上の生徒の割合	%	32.1 (令和元年度)	60.0 (令和 12 年度)
習熟度別指導におけるＩＣＴ機器使用時数の割合	%	0.0 (令和元年度)	50.0 (令和 12 年度)
全国学力学習状況調査における平均正答率 (小学生　国語・算数)	%	65.7 (令和元年度)	68.7 (令和 12 年度)
全国学力学習状況調査における平均正答率 (中学生　国語・数学・英語)	%	57.0 (令和元年度)	60.0 (令和 12 年度)

これまでの取組

1　学校教育の充実

子どもたちが、生きる力を身に付け、これからの社会を築き、支えていく人材として成長していくために、学校教育に求められる役割はますます大きなものとなっています。

本町では家庭、学校、地域との連携を推進し、町ぐるみで子どもたちを育む活動を進めてきました。

教育面では、教職員の加配や学校力向上支援員・ＡＬＴの配置により児童生徒の学力向上や適応指導、学校の指導力向上に成果を挙げてきました。

設備面では、各学校に整備されているパソコンの更新を行うとともに、各小学校にプログラミング教育の推進に向けた専用ソフトやロボットを導入しました。

また、ＧＩＧＡスクール構想※９を推進するため、すべての児童生徒が１人１台の情報端末を活用できるよう整備しました。

さらに、信頼される学校づくりの一環として各学校に校務支援システムを導入し、指導要録や通知表作成などの業務をシステム化し、効率化・省力化を図っています。

学校給食では、衛生管理の徹底と調理作業の効率化に努め、安全で安心な学校給食の提供を行うとともに、地場産品の活用や行事食を取り入れるなど食育にも力を入れてきました。

※９　ＧＩＧＡスクール構想
文部科学省が計画する「１人１台のタブレット端末」と「高速大容量の通信ネットワーク」を一体的に整備することにより、多様な子どもたち一人ひとりに最適化された、教師・子どもの力を最大限に引き出すための教育ＩＣＴ環境の実現を目的としたもの。

1 学校教育の充実

現状の課題

全国的な少子高齢化を背景に本町の児童生徒数も減少が続いており、学校教育のあり方について検討が必要となっているほか、校舎の老朽化も進んでいることから、今後の学校形態についても検討していく必要があります。

また、仁木町学校給食共同調理場は建設後 15 年が経過し、調理用設備の経年劣化が進んでいる状況にあることや、食材や食材輸送料などの必要経費がかさんできていることから、適切な施設管理と効率的な運営を図っていく必要があります。

基本方針と主な施策

①教育内容の充実

こころのふれあいを大切にし、自らの生きる力を育み、創意と活力に満ちた豊かな心を育てるために知、徳、体の調和のとれた未来を切りひらく教育を進め、学ぶ意欲や課題解決能力の向上など生きる力を育む確かな学力の向上を目指します。

主な施策
- ○ 新たな学習指導要領の実践
- ○ 小中一貫教育※10 の検討
- ○ 仁木町学校教育基本方針の策定
- ○ 外国語教育の推進
- ○ ＩＣＴ教育の充実
- ○ コミュニティスクール※11 の導入

②教育環境の充実

グローバル化やＩＣＴが急速に進化する時代に対して、柔軟な発想と確かな技術が身に付いた人材を育むため、教職員の研修、研究を奨励するほか、教材や学校教育の整備充実に努めます。

主な施策
- ○ 校舎の長寿命化、学校形態の検討
- ○ ＩＣＴ機器の整備
- ○ 幼保、小、中の連携

※10　小中一貫教育
小学校教育と中学校教育を円滑に接続させ、義務教育９年間を通じて育成することを目指す教育制度であり、学校形態として「義務教育学校」、「併設型小・中学校」、「連携型小・中学校」がある。

※11　コミュニティスクール
学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るため、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる制度。

③学校給食の充実

安全・安心な給食を提供するため、衛生管理の徹底、調理用設備の整備、地場産品の活用など食育の充実に努めるとともに、安定した給食供給体制の構築を目指します。

主な施策
- ○ 衛生管理の徹底
- ○ 調理用設備の整備
- ○ 地場産品の活用など食育の充実
- ○ 安定した給食供給体制の構築

関連するＳＤＧｓの目標

■児童・生徒数の推移

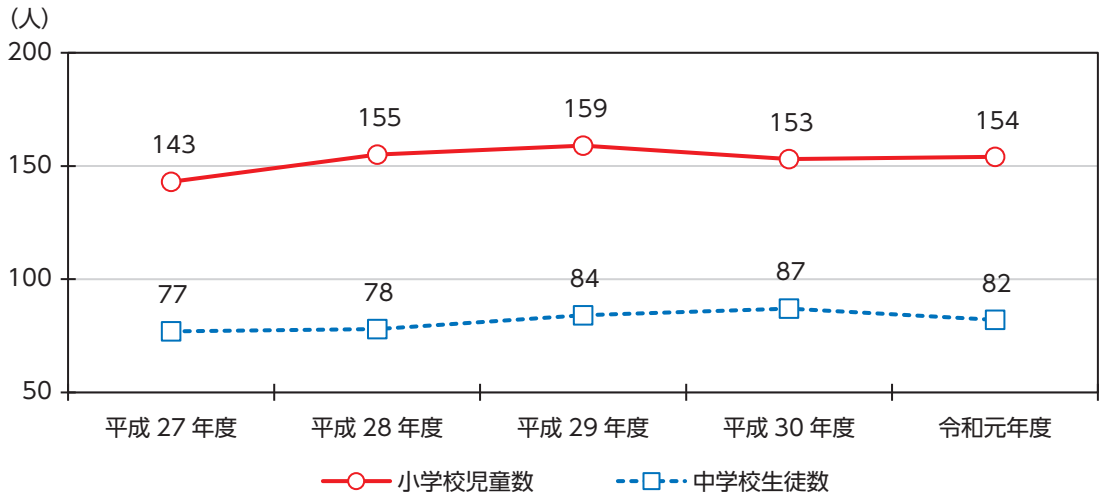

［出典］学校基本調査（各年５月１日現在）

Ⅱ　生涯学習

計画の体系

Ⅱ　生涯学習 ― 1　生涯学習の充実

目標指標

指　　標	単位	基準値	目標値
周辺大学からの講師派遣人数（年間）	人	0 （令和元年度）	5 （令和 12 年度）
外国人との交流事業実施回数（年間）	回	0 （令和元年度）	2 （令和 12 年度）
小学６年生が１日当たり 10 分以上読書（教科書や漫画等を除く）を行う割合	%	46.1 （令和元年度）	66.0 （令和 12 年度）
小学５年生男女の体力合計点平均値	点	56.34 （令和元年度）	57.00 （令和 12 年度）
図書室における町民一人当たりの貸出冊数（年間）	冊	1.06 （令和元年度）	1.20 （令和 12 年度）

これまでの取組

1　生涯学習の充実

社会・経済情勢の変化に伴いライフスタイルの多様化がますます進む中、誰もが生涯を通じて主体的に学習に取り組み、生きがいに満ちた充実した人生を送ることができる生涯学習社会の実現が求められています。

町民の学びについては、町民センターを中心とした各世代に応じた様々な教室や講座を行ってきました。

スポーツは健康の維持・増進や生きがいづくりに役立つだけでなく、住民同士の交流や地域連帯を深めるものとして重要な役割を担っており、体育協会及びスポーツ少年団が中心となってスポーツ活動の振興を図り、これら団体の活動を支援することによりスポーツへの参加を促進してきました。

文化や芸術は心の豊かさと潤いをもたらし、活力あふれる地域づくりの基礎となります。これらの活動を推進するため、小中学生向けの舞台芸術鑑賞等への助成や文化団体への支援を行っているほか、文化財の保護と、それらを活用する「ふるさと学習」を行ってきました。

1 生涯学習の充実

現状の課題

全国的な傾向と同様に、本町においても少子高齢化や人口減少が進む中、各種活動への参加者の減少や固定化、指導者不足といった状況がみられています。

今後も社会・経済情勢の変化に伴ってますます多様化する町民の学習ニーズに的確に応えていくため、講座参加者への聞き取り調査や他自治体の動向等、生涯学習に関する情報収集に努めるとともに、町民による自主的な活動への支援を継続していくことが求められています。

また、近年は人口減少の影響によりスポーツ人口や文化活動団体の減少がみられるほか、地域における指導者の確保も難しくなってきています。

さらに、各施設の老朽化が進んできており、その対策が急務となっています。

基本方針と主な施策

①「いつまでも学習」の推進

「いつまでも・いつでも学べる町」への実現に向けて、子どもから高齢者まで学習できる環境づくりに努めるとともに、行政・学校・地域が協力して、世代を超えた学習機会の創出を目指します。

主な施策
- ○ 社会教育関係団体等と連携した生涯学習活動の促進
- ○ 子どもから高齢者までの学習推進
- ○ 誰もが外国語を学び実践できる環境の提供
- ○ 幅広い年代の児童生徒と共同した事業の創出

②スポーツ活動の振興

生涯スポーツ活動の充実を図るため、町民のニーズに寄り添った事業展開に努め、それぞれの志向や段階に合わせてスポーツに親しめるよう活動の支援に取り組みます。

主な施策
- ○ スポーツ団体への活動支援
- ○ スポーツ活動への参加機会の拡充
- ○ 関係機関と連携した指導者派遣及び指導者育成

③文化・芸術活動の創出

町民一人ひとりの心の豊かさや創造性を育み、暮らしに潤いと活力を与えるため、文化・芸術活動の創出は重要なファクターとなることから、町民すべてが文化・芸術に触れ、創出できる機会の提供や支援に努めます。

主な施策
- ○ 文化・芸術活動団体への活動支援
- ○ 指定文化財等の保存・活用の推進
- ○ ふるさと学習の推進
- ○ 関係機関と連携した指導者派遣及び指導者育成

④社会教育施設の適切な管理

本町の社会教育施設は、その多くが築 30 年以上経過しているため、修繕等にかかる費用が増加している状況にあります。

町民がより利用しやすい施設となるよう、適切な維持管理を行うとともに、施設の今後の方向性について検討を進めます。

主な施策
- ○ 社会教育施設の利用促進
- ○ 図書サービスの充実
- ○ スポーツ環境の向上
- ○ 施設の方向性の検討

関連する部門別計画

- ○ 第８期仁木町社会教育中期計画（平成 30 年３月策定）
- ○ 仁木町子どもの読書活動推進計画（平成 30 年４月策定）

関連するＳＤＧｓの目標

■町民センター図書室の利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
個人貸出冊数（冊）	3,585	3,586	3,553	3,857	3,380
１人当たりの貸出冊数（冊）	1.04	1.07	1.07	1.16	1.06

［出典］教育委員会

■陶芸センターの利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用人数（人）	905	1,358	988	521	513
作業日数（日）	176	191	180	159	147

［出典］教育委員会

■山村開発センターの利用状況

単位：人

年　度	総数	集会室（アリーナ）	資料室	第１研修室（プレイルーム）	第２研修室（格技室）	第３研修室（会議室）
平成 27 年度	16,309	9,832	35	207	850	5,385
平成 28 年度	19,271	10,890	55	249	370	7,707
平成 29 年度	19,887	11,428	43	305	210	7,901
平成 30 年度	19,424	10,953	61	210	142	8,058
令和元年度	16,812	8,413	65	205	110	8,019

［出典］教育委員会

■町民スキー場の利用状況

単位：人

年　度	入場者人員計	小学校	中学校	高等学校	町民スキー大会
平成 27 年度	5,542	416	360	4	23
平成 28 年度	6,497	403	360	—	28
平成 29 年度	5,532	342	338	—	34
平成 30 年度	5,133	321	340	5	26
令和元年度	3,590	317	291	8	0

［出典］教育委員会

■町営プールの利用状況

単位：日、人

年　度	利用件数	仁木プール		然別プール		銀山プール	
		開放日数	利用人数	開放日数	利用人数	開放日数	利用人数
平成 27 年度	2,033	48	1,350	48	369	45	314
平成 28 年度	1,748	42	1,098	42	260	36	390
平成 29 年度	1,638	46	958	46	322	44	358
平成 30 年度	1,218	38	756	38	150	35	312
令和元年度	1,274	42	773	46	207	44	294

［出典］教育委員会

基本目標３

町民に生活の潤いを

《計画の体系》

- Ⅰ　道路・公園・緑地
  - 1　道路・河川・景観の整備
  - 2　公園・緑地の整備
- Ⅱ　交通
  - 1　地域公共交通の活性化
- Ⅲ　情報
  - 1　情報化の推進
- Ⅳ　生活環境
  - 1　住環境の整備
  - 2　上水道の整備
  - 3　生活排水処理の推進
- Ⅴ　環境衛生
  - 1　ごみ処理の推進
  - 2　火葬場・墓園の管理
- Ⅵ　環境共生
  - 1　自然環境の保全

Ⅰ　道路・公園・緑地

計画の体系

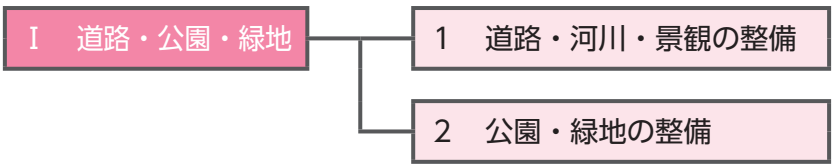

目標指標

指　　標	単位	基準値	目標値
大規模公園の改修件数（累計）	件	0 (令和元年度)	1 (令和 12 年度)
身近な公園における健全な遊具の基数	基	6 (令和元年度)	6 (令和 12 年度)
道路・河川愛護実施団体数	団体	24 (令和元年度)	30 (令和 12 年度)
町道再整備路線数（累計）	路線	0 (令和元年度)	5 (令和 12 年度)
花いっぱい運動実施団体数	団体	9 (令和元年度)	9 (令和 12 年度)

これまでの取組

1　道路・河川・景観の整備

本町における道路は南北を縦貫する国道５号を中心として、道道４路線及び町道が結び付いて町内を網羅しています。平成 23 年度以降、10 路線を新たに町道認定するなど、道路網としてはおおむね整備された状況にあり、道路改良も「仁木町過疎地域自立促進市町村計画」に基づいて順次進めている状況です。

また、橋梁においても、「仁木町橋梁個別施設計画」を策定し、橋梁の長寿命化に向けた補修工事等を計画的に実施しています。

河川に関しては、浚渫（しゅんせつ）※12 や護岸の補修等の維持事業を適時行っているほか、余市川河川改修事業の推進について要望を行っています。

景観については、本町は北海道が策定した「北海道景観計画」における景観計画区域内となっていることから、同計画に定める良好な景観形成を図るため、北海道と連携を図りながら、景観の維持、保全に努めてきました。

※12　浚渫
水底をさらって、土砂などを取り除くこと。

2　公園・緑地の整備

本町には主要な公園として「農村公園フルーツパークにき」、「ふれあい遊トピア公園」、「果実とやすらぎの里公園」が整備されており、多くの町民の憩いの場として定着しているだけでなく、町外者による利用も数多くあります。

「農村公園フルーツパークにき」、「ふれあい遊トピア公園」は指定管理者制度を活用して施設の運営及び維持管理を行っているほか、「果実とやすらぎの里公園」は清掃等を民間に委託し、公園の適切な維持管理に努めています。

また、指定管理者による自主事業の充実や後志自動車道の余市インターチェンジ開通などにより、「農村公園フルーツパークにき」の利用者数は近年増加傾向にあります。

1 道路・河川・景観の整備

現状の課題

道路はまちの骨格を形成するとともに、安全で快適な住民生活や地域産業・経済を支える重要な社会基盤です。そのため、今後も国や北海道と連携しながら計画的な道路整備を進めるとともに、除雪や凍結路面などの冬道対策を継続して実施していく必要があります。

今後は一般国道５号倶知安余市道路の開通によって町内における車両の通行状況は大きく変わる可能性があります。そのため、これらの環境変化を踏まえた上で、安全で快適な道路環境の整備を計画的に進めていくことが求められます。

また、近年は洪水による大規模災害が全国的に発生している状況にあります。本町においても洪水による大規模災害を未然に防ぐため、河川の維持管理を適切に行うとともに、今後も余市川河川改修事業の要望を継続していく必要があります。

さらに、耕作放棄地や空き家が増加している中、今後も本町の特色ある景観を後世に引き継いでいくためには、景観に関する知識の普及と意識の醸成が重要となっています。

基本方針と主な施策

①生活道路の整備

日常生活を支え、地域住民の利便性の向上を図るため、未改良道路の整備を進めます。また、新たな取組として、老朽化した道路の再整備に着手します。

維持管理については、道路のひび割れ、陥没などによる事故防止のための修繕に努めるとともに、地域住民等との協働による道路清掃・草刈りなど道路環境保全活動の推進に努めます。

主な施策
- ○ 道路整備の推進及び維持管理の継続
- ○ 橋梁の長寿命化の推進

②冬道における除排雪体制の確保

道路除雪及び凍結路面対策については、冬期間において住民生活を営む上で、必要不可欠なものであることから、現状の対策水準の確保に努めます。

主な施策
- ○ 持続可能な除排雪体制の維持
- ○ 除雪機械の更新

③主要幹線道路網の充実

後志自動車道を始め、国道・道道や、今後開通が予定される一般国道５号倶知安余市道路などの広域道路は、地域間を連絡し、産業・経済の物流産業の基盤として、重要な役割を担うことから、利便性の高い道路網が整備されるよう、要望活動などを通じて広域的道路網の充実に努めます。

主な施策
- ○ 一般国道５号倶知安余市道路の早期完成に向けた要請
- ○ 国道及び道道の整備要請

④治水対策と河川環境の整備

河川災害を防止するため、余市川河川改修事業の推進について、各関係機関へ継続して要望を行います。また、町管理河川については浚渫（しゅんせつ）や護岸の補修を継続して行い、災害危険区域の解消に努めるとともに、水質の浄化や河川景観の創出など河川環境の整備を図ります。

主な施策
- ○ 余市川河川改修事業の要望
- ○ 町管理河川の維持管理の継続

⑤景観の整備

町内外に誇れる地域の特色を活かした良好な景観を形成し、まちづくりや産業の振興に有効的に活用されるよう、景観条例の制定や景観計画の策定等により景観行政団体への移行を検討します。

また、景観は町民の共有財産という認識の下、町民の景観意識の醸成を図るとともに、景観の維持保全を目的とした町民のまちづくり活動等への支援を検討します。

主な施策
- ○ 景観条例の制定及び景観計画の策定に向けた検討
- ○ 景観行政団体への移行検討
- ○ 景観に関する町民意識の醸成
- ○ 景観の維持保全活動を目的としたまちづくり活動への支援

関連する部門別計画

○ 仁木町橋梁個別施設計画（平成 31 年１月策定）

関連するＳＤＧｓの目標

■町道の整備状況

年　度	実延長（km）	舗装済延長（km）	舗装率（%）
平成 27 年度	132.6	98.5	74.3
平成 28 年度	132.6	98.5	74.3
平成 29 年度	132.7	98.8	74.5
平成 30 年度	132.9	99.1	74.6
令和元年度	132.9	99.1	74.6

［出典］建設課（各年４月１日現在）

■道路橋梁等の延長

区　分	道　路（km）			橋梁（か所）	トンネル（か所）
	実延長	舗装済延長	未舗装延長		
総　数	175.8	142.1	33.7	92	3
国　道	17.3	17.3	—	4	1
道　道	25.6	25.6	—	21	2
町　道	132.9	99.2	33.7	67	—

［出典］建設課（令和２年４月１日現在）

2 公園・緑地の整備

現状の課題

本町に整備されている公園は施設及び遊具の老朽化が進行してきており、今後は公園を維持管理するための修繕費が増加していくことが予想されます。

そのため、老朽化の進行状況や利用状況等を勘案しながら、修繕や更新、集約等を検討するとともに、指定管理者等との協働による維持管理体制を充実させ、安全で快適な公園として適切な管理及び有効活用を図っていく必要があります。

特に本町の観光拠点として果樹観光を牽引している「農村公園フルーツパークにき」については、施設の老朽化が進んでいることや一般国道５号倶知安余市道路の開通など、施設をめぐる情勢が変化していることから、新たなニーズに対応できる観光拠点施設としての機能を強化するなど、施設の改修及び整備を進めていく必要があります。

基本方針と主な施策

①大規模公園の改修・整備

「農村公園フルーツパークにき」、「ふれあい遊トピア公園」については、それぞれの特色が発揮できるよう指定管理者制度等を活用し、効率的な運営に努めます。

特に、「農村公園フルーツパークにき」については、今後、観光拠点施設としての機能を強化し、来園者がより魅力的な施設と感じられるように改修及び整備を進め集客力の向上を図り、そこから既存の観光農園・直売所等の入込客数の増加につなげます。

近年人気の体験型個人旅行やアウトドアを楽しむ滞在型観光客の誘致と交流人口の増加を図るため、自然環境を活用した公園の整備について検討します。

主な施策
- ○「農村公園フルーツパークにき」の維持管理
- ○「農村公園フルーツパークにき」の改修
- ○「ふれあい遊トピア公園」の維持管理
- ○ 遊休町有地等を活用したキャンプサイトの検討

②身近な公園の適正管理

「果実とやすらぎの里公園」については、老朽化した遊具を計画的に修繕し、適正な管理に努めます。

主な施策
- ○ 遊具の定期点検及び維持補修の実施
- ○ 広場等の維持管理

果実とやすらぎの里公園

③緑化の充実

やすらぎと潤いのある生活環境を実現するため、公園等の維持管理に努め、緑化の充実を図ります。

主な施策
- ○ 公園等の緑地保全
- ○ 花いっぱい運動の推進

関連するＳＤＧｓの目標

Ⅱ　交通

計画の体系

Ⅱ　交通 ― 1　地域公共交通の活性化

目標指標

指　　標	単位	基準値	目標値
ニキバスの路線数	路線	1 (令和元年度)	2 (令和 12 年度)

これまでの取組

1　地域公共交通の活性化

本町では平成 27 年度に「仁木町地域公共交通網形成計画」を策定し、地域公共交通として平成 30 年 10 月から市町村運営有償運送方式による予約制バス「ニキバス」を運行しています。

広域公共交通であるＪＲに関しては、北海道新幹線建設促進期成会を通じて北海道新幹線の早期着工を要請しており、町の対応としてトンネル発生土の受入れ候補地の選定を進めてきたところです。

また、北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の開業に伴いＪＲ北海道から経営分離されることとなる函館線（函館・小樽間、以下「並行在来線」という。）については、並行在来線沿線の地域交通の確保に係る検討や地域課題への対応に関する協議を行うことを目的に、北海道新幹線並行在来線対策協議会が設立され、本町も協議会の構成町村として参加し、地域交通の確保方策などについて、広域的に協議や調査研究を行っています。

1 地域公共交通の活性化

現状の課題

町予約制バスである「ニキバス」は、廃止となった北海道中央バス銀山線の代替として、平成 30 年 10 月から本格運行を実施しているところですが、更なる利便性の向上を図るため、利用状況の分析やニーズを把握し、適切なダイヤや運行ルートなどを検討・設定していく必要があります。

また、北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の開業に伴い、ＪＲ北海道から経営分離されることとなる並行在来線沿線の地域交通のあり方について総合的な視点から検討する必要があります。

基本方針と主な施策

①生活路線や交通手段の維持及び確保

町予約制バス「ニキバス」の利便性の向上や効率的な運行に向けた取組を進めます。

また、公共交通機関の経路又はダイヤで賄いきれない地域や時間帯での交通アクセスについて、ボランティア有償運送などを組み合わせた多様な交通手段の利用を考慮した、持続可能な交通体系構築に努めます。

主な施策
- ○ 町予約制バス「ニキバス」の利用推進及び運行ルートの拡大
- ○ 交通空白地におけるボランティア有償運送の検討

②北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の開業に伴う地域交通確保に係る検討

北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）開業後の地域住民の足である交通手段の確保に向け、町民からの意見を踏まえ総合的な視点で検討を行い、北海道と並行在来線沿線自治体とも連携し、ＪＲ北海道と協議します。

主な施策
- ○ 地域交通の確保方策についての検討

関連する部門別計画

○ 仁木町地域公共交通網形成計画（平成 28 年３月策定）

関連するＳＤＧｓの目標

Ⅲ　情報

計画の体系

Ⅲ　情報 ― 1　情報化の推進

目標指標

指　　標	単位	基準値	目標値
町内の光ファイバ整備率	%	62.05 (令和元年度)	100.00 (令和 12 年度)
スマート農業に新たに取り組む経営体数 (累計)	件	5 (令和元年度)	30 (令和 12 年度)
公衆無線 Wi-Fi 設置公共施設数（累計）	施設	2 (令和元年度)	7 (令和 12 年度)

これまでの取組

1　情報化の推進

情報通信技術が発達し、パソコンやスマートフォン等の普及にみられるように、インターネットは最も身近な情報発信・受信の手段となっています。

町民サービスの情報化への対応としては、ＩＣＴを活用した住民向けの行政サービスとして、一部電子申請によるサービスを行っているほか、町ホームページのウェブアクセシビリティ※13への対応を行い、スマートフォンで閲覧できる環境整備を進めてきました。

また、自治体クラウド※14を推進し、住民情報等の基幹データを強固で災害に強いデータセンターにて管理するなど、情報セキュリティの確保に努めてきました。

※13　ウェブアクセシビリティ
高齢者や障がい者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること。

※14　自治体クラウド
近年様々な分野で活用が進んでいるクラウドコンピューティング技術を電子自治体の基盤構築にも活用して、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上等を図るもの。

1 情報化の推進

現状の課題

情報通信技術は日々進歩しており、国ではＩｏＴ、ロボット、人工知能（ＡＩ）、ビッグデータ※15といった先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会「Society 5.0※16」の実現を目指しています。

本町においても、これらの新しい技術への対応を進めていくことが必要であり、町内全域に高速インターネットの基盤となる光ファイバを整備するとともに、地域の課題解決や経済の発展に向け、ＩｏＴや人工知能（ＡＩ）などの先端技術を活用していくことが求められます。

また、マイナンバーを活用した行政サービスの提供を国の動きに合わせて進めていくなど、住民のニーズに即した行政サービスの充実を図ることが今後更に必要になると考えられます。

基本方針と主な施策

①行政運営の効率化

情報セキュリティを確保した上で、更なる業務のシステム化やシステムの高度化を進め、行政運営の効率化を図ります。

主な施策
- ○ ＩＣＴを活用した行政運営の効率化
- ○ ＲＰＡ※17等の先端技術導入による業務自動化の検討

②先端技術を活用した住民サービスの普及促進

町内全域に高速・大容量通信が可能となる光ファイバの整備を推進するとともに、地域の課題解決や経済の発展に向け、ＩｏＴ、ロボット、人工知能（ＡＩ）などを活用した利便性の高い、住民・事業者向けサービスの普及を促進します。

主な施策
- ○ ＩＣＴを活用した住民サービスの拡大
- ○ 先端技術を活用した住民サービスの普及に向けた住民理解の定着と利活用の促進

関連するＳＤＧｓの目標

※15　ビッグデータ
インターネットの普及や、コンピューターの処理速度の向上などに伴い生成される、大容量のデジタルデータのこと。

※16　Society 5.0
「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会」と定義され、狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く新たな社会を指すものとして提唱された我が国が目指すべき未来社会の姿のこと。

※17　ＲＰＡ
Robotic Process Automationの略。これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業、若しくはより高度な作業を、ソフトウェアを用いて人間に代わって代行・代替する取組のこと。

Ⅳ　生活環境

計画の体系

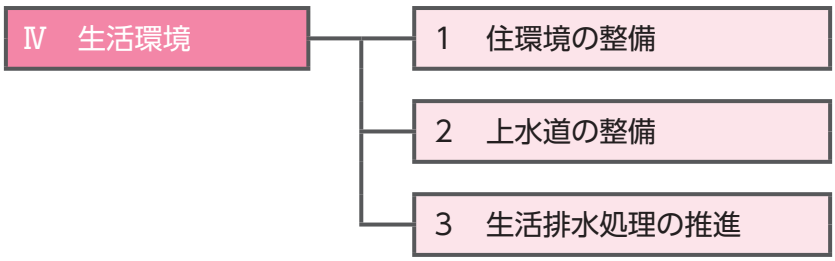

目標指標

指　　標	単位	基準値	目標値
新築住宅取得補助による住宅建設数	戸	24 (平成 29 年度 ～令和元年度)	80 (令和 3 年度 ～令和 12 年度)
民間共同賃貸住宅戸数（累計）	戸	52 (令和元年度)	112 (令和 12 年度)
町営住宅の改善事業等の実施戸数	戸	55 (平成 23 年度 ～令和元年度)	173 (令和 3 年度 ～令和 12 年度)
水道使用料の徴収率（現年度分）	%	99.7 (令和元年度)	100.0 (令和 12 年度)
水道有収率※18	%	84.5 (令和元年度)	90.0 (令和 12 年度)
汚水処理人口普及率	%	39.1 (令和元年度)	57.0 (令和 12 年度)
合併処理浄化槽設置戸数（累計）	戸	300 (令和元年度)	458 (令和 12 年度)

※ 18　水道有収率
水道施設から配水される水量と料金徴収の対象となった水量の比率。

これまでの取組

1　住環境の整備

住宅は町民が安定した豊かな生活を営むための基盤となるものであり、移住・定住を促進させる重要な要素の一つでもあります。

本町では、「仁木町住宅マスタープラン」及び「仁木町営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に住宅の整備を進めており、平成 23・24 年度には町営住宅ぎんれい 36 及び特公賃住宅ほたる 4（計 40 戸）をユニバーサルデザイン対応住宅として整備しました。

また、「仁木町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」に基づく住環境の整備プロジェクトにより、新築住宅や民間集合住宅の建設が促進されてきました。

2　上水道の整備

平成 14 年度から始まった仁木町統合簡易水道事業により、水道未普及地域（東町高台・旭台・銀山高台・長沢南・尾根内地区）の解消、新然別浄水場・銀山浄水場・尾根内浄水場及び配水池の整備並びに配水管の更新を実施し、町内に安心で安全な水道水の安定的供給を行ってきました。

平成 30 年度からは大江地区配水管整備事業を進めており、令和４年度に老朽管の更新が完了する見込みとなっています。

また、将来にわたって安定的に水道事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画として策定した「仁木町簡易水道事業経営戦略」の見直しも行っています。

3　生活排水処理の推進

生活排水処理は、快適で住みよい環境づくりと河川等の水質汚濁の防止・改善を始め、多面的な機能をもち、人々の生活に大きな役割を果たしています。

本町の生活排水処理環境は、平成 24 年度に町全域を対象として合併処理浄化槽を整備することを決定し、平成 26 年度から個人が設置する合併処理浄化槽に対して補助を行うことで、町民の生活排水処理環境の普及促進に努めてきました。

それにより、平成 26 年度から令和元年度までの補助対象となる合併処理浄化槽の設置基数は 101 基となっています。

家庭等から排出されるし尿は、北後志５か町村で組織する北後志衛生施設組合の北後志衛生センターにて処理が行われています。

1 住環境の整備

現状の課題

移住・定住の促進を図るためには、相談体制の充実や町外通勤者を始めとする人々の移住・定住の促進に向けた効果的な取組を推進する必要があるため、「仁木町住宅マスタープラン」及び「仁木町営住宅等長寿命化計画」に基づき、町営住宅等の計画的な改善と民間事業者の様々な建築技術の活用を視野に入れ、時代のニーズに対応した良好な住宅・宅地の確保を進めていくことが課題となっています。

また、今後増加していくことが予想される空き家や空き地に関しては、しりべし空き家ＢＡＮＫへの参画を継続するとともに、有効活用に向けた取組を進めていく必要があります。

基本方針と主な施策

①住まい・住環境に関する情報提供・相談対応の推進

町民が安心してリフォームを行える環境づくりに向けて、住宅改修に関する情報提供・相談対応等を行い、快適で衛生的な住環境の確保、安全・安心な住まいの住環境づくりに努めます。

また、仁木町地域包括支援センターで実施している保健・医療・福祉に係る総合的な取組と連携して、住まい・住環境に関する総合的なニーズに対応し、高齢者が安心して暮らすことができる環境づくりの推進を図ります。

さらに、良質な住宅ストックの形成と住宅分野における省エネルギー化に向けて、国や北海道などが発行するパンフレット等を活用した情報提供に努めます。

主な施策
- ○ 住宅改修に関する情報提供及び相談対応の推進
- ○ 高齢者が安心して暮らすことができる環境づくりの推進
- ○ 省エネルギー化に向けて、パンフレット等を活用した情報提供の推進

②バリアフリー化などに関する情報提供・相談対応の推進

高齢者・障がい者の住まいに関する不安の解消や、住み慣れた住宅で住み続けるためのバリアフリー化などに係る情報提供に努めます。

主な施策
- ○ バリアフリーやユニバーサルデザイン化などの普及に向けた住宅関連情報の提供及び相談対応の推進

③住宅（建築物）の耐震化に関する情報提供・相談対応の推進

耐震性の低い住宅や建築物の耐震強化に向けた意識啓発を図るとともに、耐震診断や改修等の普及浸透に向けた情報提供に努めます。

主な施策
- ○ 耐震化（耐震診断・耐震改修）に向けた情報提供及び相談対応の推進

④居住環境整備の推進

移住・定住等を図るため、民間の共同賃貸住宅建設や、移住者・子育て世代等の新築住宅建設、住宅改修を支援します。

また、しりべし空き家ＢＡＮＫや町内の民間不動産業者などとも連携を図りながら、空き家の情報提供を行っていくとともに、移住体験や労働力確保に関する視点も踏まえながら、空き家の利活用や家賃補助等の検討を行うなど、定住人口の拡大を推進します。

さらに、本町の豊かな自然環境を活かし、田舎暮らしや就農などを目指す都市部の方の移住を促進するため、住宅用地の供給など受入れ体制の整備について検討します。

主な施策
- ○ 移住・定住促進に向けた新築住宅建設、住宅改修及び民間共同賃貸住宅建設への支援
- ○ しりべし空き家ＢＡＮＫの推進
- ○ 移住体験や労働力確保を目的とした空き家の利活用や家賃補助制度についての検討
- ○ 本町の特色を活かした住宅用地の供給についての検討
- ○ 高齢者が本町で住み続けることができる住宅供給についての検討

⑤町営住宅等の改善整備

町営住宅等の構造、建設年度、耐用年限経過状況、入居者の意向把握等に基づき、団地ごとの活用方針を設定し、町営住宅等の長寿命化を図り、住宅の維持・供給を図ります。

主な施策
- ○ 仁木町営住宅等長寿命化計画に基づく改善整備事業の推進

関連する部門別計画

- ○ 仁木町住宅マスタープラン（令和２年３月策定）
- ○ 仁木町営住宅等長寿命化計画（令和２年３月策定）

関連するＳＤＧｓの目標

2 上水道の整備

現状の課題

ライフラインである水道は、社会・産業活動を支えるとともに、日常生活に欠かすことのできないものです。現在も水道施設の老朽化対策を進めていますが、引き続き計画的な整備を促進する必要があるため、中長期的な計画に基づく事業運営を行い、より安全で安心な水道水の安定供給に努めることが必要です。

また、水道事業における技術者不足も全国的に顕在化しており、今後の安定的な事業の継続のためには広域連携や官民連携も視野に入れた基盤強化が課題になると考えられます。

さらに、水道事業経営の強化に向けて、令和５年度までに公営企業法適用の水道事業に移行し、公営企業会計を適用する必要があります。

基本方針と主な施策

①安定した水道水の供給

安全で安心な水道水を供給することを最重視していくため、各水道施設の更新・整備を図ります。

主な施策
- ○ 配水管整備事業の推進（配水管の更新）
- ○ 各水道施設機械・電気計装設備等の計画的な更新・整備

②安定的な水道事業の運営

各水道施設の更新・整備には、多額の費用が必要になることから、安定的な水道事業を継続するために公営企業会計の適用により経営の強化を進めるとともに、料金の適正化を図ります。

主な施策
- ○ 公営企業会計の適用による料金の適正化
- ○ 各水道施設機械・電気計装設備等の更新・整備費の平準化

新然別浄水場

関連する部門別計画

○ 仁木町簡易水道事業経営戦略（平成 29 年３月策定、平成 30 年３月改訂）

関連するＳＤＧｓの目標

■水道普及率の推移

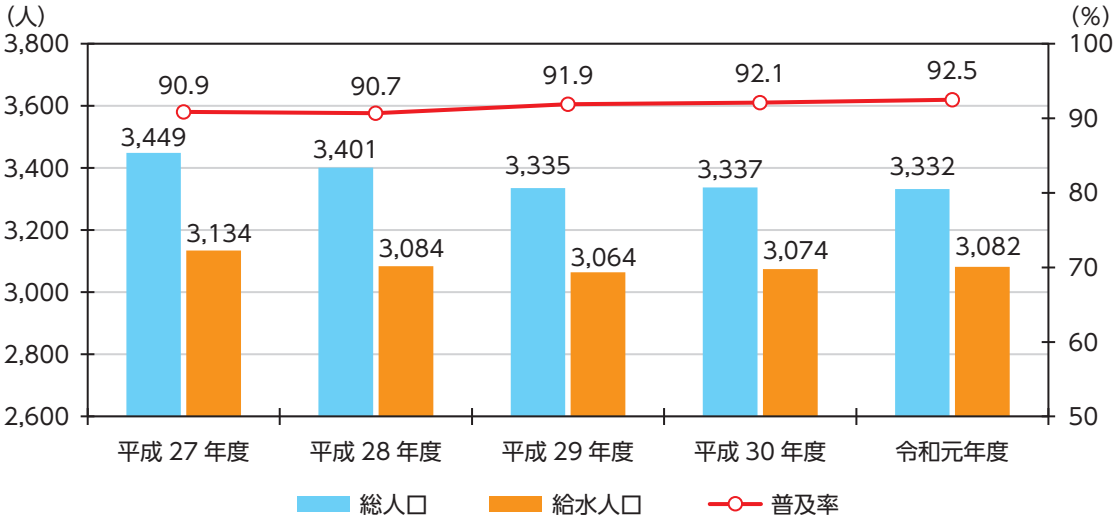

［出典］建設課（各年３月 31 日現在）

3 生活排水処理の推進

現状の課題

我が国では、環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換促進や浄化槽管理の向上を目的として、令和２年４月から浄化槽法の一部を改正する法律が施行されました。

本町においては、これまでと同様に合併処理浄化槽の普及促進を計画的に進めるとともに、法改正への対応を適切に行うことが求められます。

また、北後志５か町村で管理・運営を行ってきたし尿処理施設は、老朽化により維持が困難であるため、余市町の下水処理場においてし尿処理も行えるよう改修することとしていますが、生活排水処理（合併処理浄化槽）の普及が進んでいない本町においては、管理運営費の負担が懸念されます。

基本方針と主な施策

①生活排水の適正処理

衛生的な生活環境の確保や河川の水質保全を図るため、新築及び既存住宅に対する合併処理浄化槽の設置や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。

主な施策 ○ 合併処理浄化槽の設置の推進

②し尿収集体制の確立

し尿処理世帯数や収集量の推移に対応した業務を、計画的かつ円滑にできるよう、収集体制の確立を図ります。

主な施策 ○ 北後志衛生施設組合との連携強化

③し尿処理施設の整備

関係町村と連携し、下水道広域化推進総合事業（旧ＭＩＣＳ事業）によるし尿処理施設の整備を図ります。

主な施策 ○ 下水道広域化推進総合事業によるし尿処理施設の整備

関連する部門別計画

○ 循環型社会形成推進地域計画（平成 25 年 12 月策定、平成 31 年３月改訂）
○ 仁木町生活排水処理基本計画（平成 24 年３月策定）

関連するＳＤＧｓの目標

■合併処理浄化槽設置基数の推移

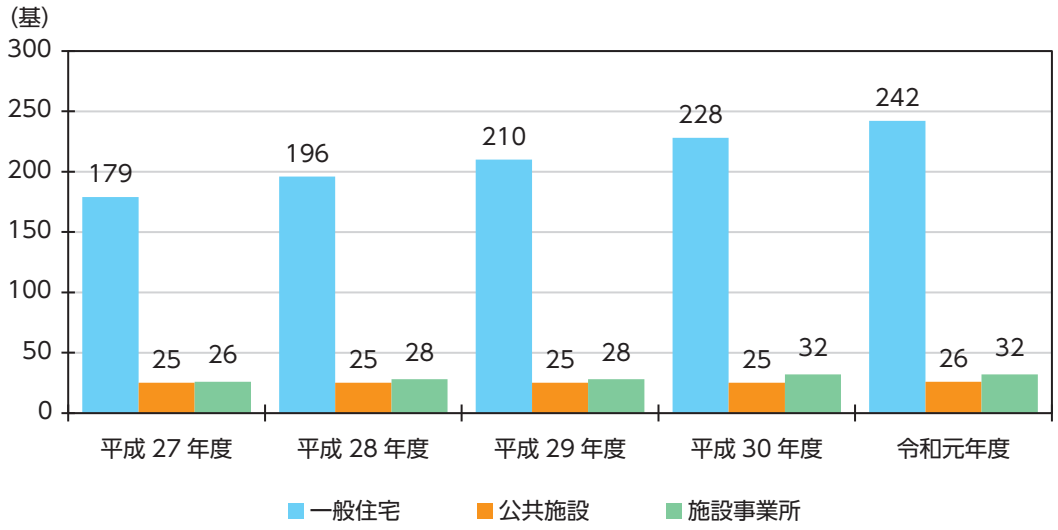

［出典］住民課（各年度末現在）

Ⅴ　環境衛生

計画の体系

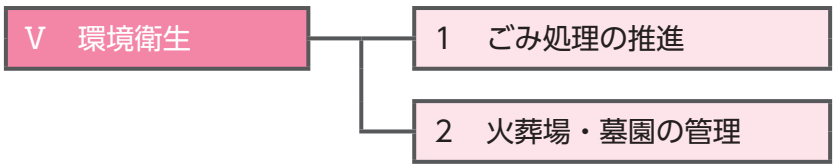

目標指標

指　　標	単位	基準値	目標値
1 人当たりの家庭系ごみ排出量（年間）	kg	166 （令和元年度）	158 （令和 12 年度）
1 事業所当たりの事業系ごみ排出量（年間）	kg	2,600 （令和元年度）	2,470 （令和 12 年度）
家庭系及び事業系の資源ごみ排出量（年間）	t	238 （令和元年度）	226 （令和 12 年度）
合葬墓の設置数	基	0 （令和元年度）	1 （令和 12 年度）

これまでの取組

1　ごみ処理の推進

循環型社会の構築が求められる中、各種リサイクル法が制定され、本町でも５Ｒ[※19]運動の取組を推進し、ごみの分別収集の徹底などによりごみ資源の再資源化や減量化を図っています。

ごみの収集・運搬体制に関しては、町内会等からの要望に応じてごみステーションの設置に対する補助を行っており、令和元年度末現在で町内には計 58 か所のごみステーションが設置されています。

近年は高齢化の進展に伴い、ごみをステーションまで運搬することが難しいケースが発生しているため、ごみの収集を個人宅まで行う「ふれあい収集」を令和元年度から実施しています。

2　火葬場・墓園の管理

仁木町火葬場は昭和 60 年度の供用開始から 34 年が経過しており、利用者からの要望が多かったトイレの水洗化を含む改修工事を実施してきました。また、火葬炉は年１回程度の保守点検を実施しており、必要に応じて修繕等を実施している状況です。

墓地は町内に５か所整備されており、平成 30 年度の用地拡張により当面必要となる面積の確保ができています。

※19　５Ｒ
ごみを減らすためのＲではじまる５つの行動のこと。Reduce（リデュース：ゴミを減らす）、Reuse（リユース：再利用する）、Recycle（リサイクル：再び資源として利用する）の３Ｒに、Refuse（リフューズ：不要なものは買わない）、Repair（リペア：修理して長く使い続ける）を加えたものを５Ｒとしている。

1　ごみ処理の推進

現状の課題

地域経済が発展し、成熟社会を迎えた我が国では、これまでの資源を大量消費するライフスタイルを見直し、限りある資源を守り、環境への負荷を減らす持続可能な循環型社会の構築が求められています。

ごみの収集に関しては分別が不十分なものが見受けられるため、町広報紙などによる住民周知を今後も継続するとともに、ごみ減量化に向けた５Ｒ運動の取組を推進していく必要があります。

基本方針と主な施策

①ごみの減量化と再資源化

５Ｒ運動を進め、町広報紙などにより、町民の理解と協力を得ながら、ごみの減量化及び分別の徹底を行います。

また、ごみの減量化及び分別の徹底を行うことにより、令和８年度で満了を迎える予定の仁木町クリーンセンターの延命化を図りつつ、新たな施設の建設に向けた検討を行います。

主な施策
- ○ ５Ｒ運動の推進
- ○ ごみ減量化及び排出方法の啓発・周知
- ○ 仁木町クリーンセンター建設に関わる検討

②収集・運搬体制の充実

ごみ収集体制は、分別収集の定着化に伴い、収集・運搬体制の能率向上を目指し、時代に即応した収集・運搬体制の確立に努めます。

主な施策
- ○ ごみステーションの設置支援
- ○ ふれあい収集の充実

関連する部門別計画

○ 第９期市町村分別収集計画（令和元年６月策定）
○ ごみ処理基本計画（平成 21 年３月策定）

関連するＳＤＧｓの目標

■ごみ処理量の推移

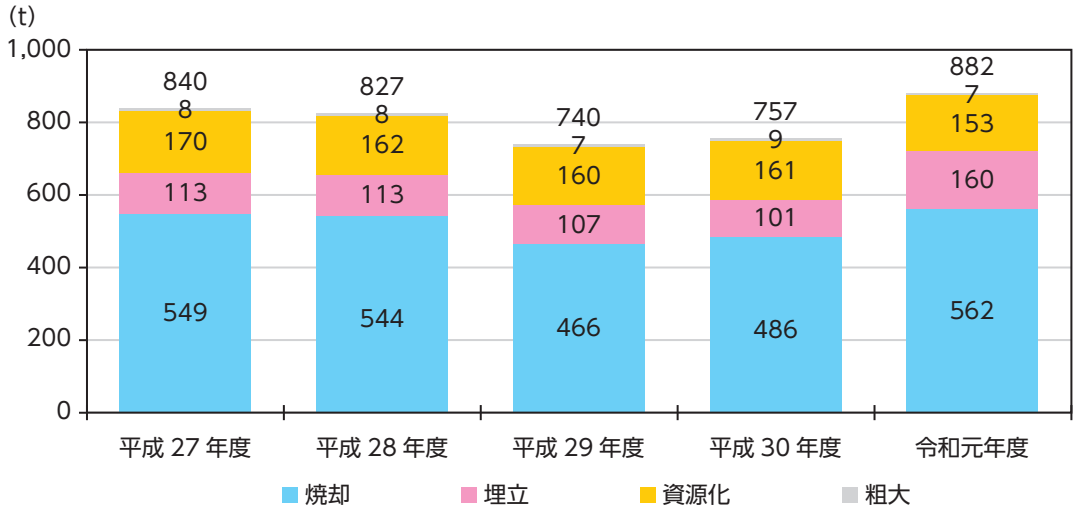

[出典]：一般廃棄物処理事業実態調査報告書

■し尿処理量の推移

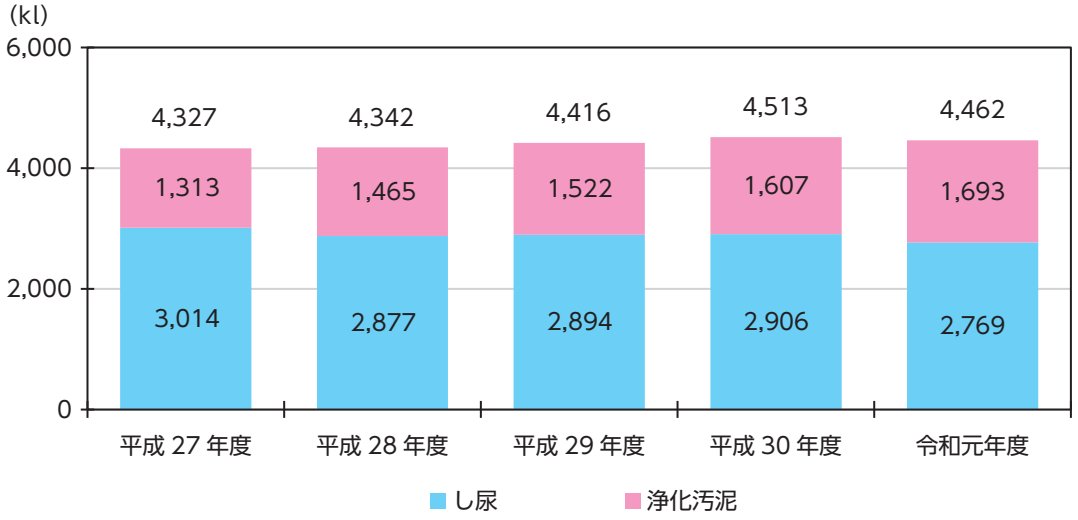

[出典]：一般廃棄物処理事業実態調査報告書

2 火葬場・墓園の管理

現状の課題

火葬場はこれまでも小規模改修を実施してきましたが、経年劣化による老朽化により現在は屋根及び外壁の塗装工事が必要な状況です。

墓地に関しては、一部区域では所有者（使用者）が不明となっている墓碑が多くなってきているため、今後の対応が課題となっています。

基本方針と主な施策

①火葬場の管理

火葬場や火葬炉の改修・修繕を計画的に実施し延命化を図るとともに、利便性を考慮した施設整備を図るほか、火葬場の持続的なあり方について検討を行います。

主な施策
- ○ 火葬場の修繕
- ○ 火葬炉の改修

②墓園の管理

静かにやすらげる墓園として、緑化や環境整備に努めます。

主な施策
- ○ 墓園周辺の環境整備
- ○ 合葬墓に関する規定類の整備

関連するＳＤＧｓの目標

Ⅵ　環境共生

計画の体系

Ⅵ　環境共生 ― 1　自然環境の保全

目標指標

指　　標	単位	基準値	目標値
余市川流域クリーンアップ作戦参加者数（年間）	人	81 （令和元年度）	90 （令和 12 年度）
不法投棄パトロール回数（年間）	回	0 （令和元年度）	4 （令和 12 年度）

これまでの取組

1　自然環境の保全

本町は、町のほぼ中央を余市川が縦貫し、町域の多くが国有林を始めとする山林等で占められている雄大な景観と豊かな自然が数多くある町です。

これらの優れた自然環境・景観の保全を図るため、余市川流域クリーンアップ作戦等による不法投棄防止対策の推進など、各種の環境保全施策に取り組んできました。

1 自然環境の保全

現状の課題

世界的な脅威となっている地球温暖化を始め、様々な環境問題の発生を背景に、地球規模で環境保全の重要性が叫ばれ、次代へ継承できる持続可能な社会の形成に向けた取組が強く求められています。

自然環境の保全は循環型社会の形成につながるものとして、本町のまちづくりにとって大切であるため、町民・事業者との協働の下、多面的な環境保全施策を推進していく必要があります。

また、省エネルギー推進や環境負荷の少ない再生可能エネルギーの活用促進も課題となっています。

基本方針と主な施策

①自然との共生

人と自然の共生を基本とし、豊かな自然環境の保全と緑の環境づくりを進め、二酸化炭素やごみの排出量を削減するとともに、「パリ協定※20」に基づく我が国の温室効果ガス削減目標の達成に向けた森林整備を推進するなど、地球環境の保全に努めます。

また、自然とふれあうことができる環境を守るため、余市川流域クリーンアップ作戦等による不法投棄の防止対策を推進します。

主な施策
- ○ 地球温暖化対策の推進
- ○ クリーンアップ作戦等による不法投棄防止対策

②公害の未然防止

良好な生活環境を確保するために地域と連携し、公害の未然防止に努めます。

主な施策
- ○ 環境公害等に対する情報収集及び啓発活動

関連するＳＤＧｓの目標

※20　パリ協定
平成27年(2015年)12月にフランス・パリで開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）で、世界約200か国が合意して成立した令和2年（2020年）以降の地球温暖化対策の国際的な枠組みのこと。

基本目標４

町民とともに築く豊かで活力ある産業振興を

《計画の体系》

- Ⅰ　農林業
  - 1　農業の振興
  - 2　森林環境の保全
- Ⅱ　商工業
  - 1　商業の振興
  - 2　工業の振興
  - 3　ワイン産業の振興
  - 4　企業誘致・連携の推進
- Ⅲ　観光
  - 1　観光の振興

Ⅰ　農林業

計画の体系

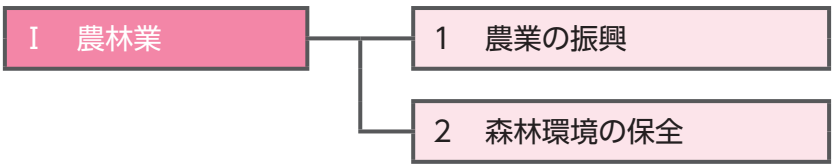

目標指標

指　　標	単位	基準値	目標値
農業次世代人材投資事業を活用している新規就農者の件数（累計）	件	24 （平成 23 年度～令和元年度）	30 （令和３年度～令和 12 年度）
農業法人の組織数（累計）	件	33 （令和元年度）	50 （令和 12 年度）
森林経営計画の認定割合	%	62 （令和元年度）	70 （令和 12 年度）

これまでの取組

1　農業の振興

本町は余市川沿いの肥沃な土壌を有し、東西の山々により強風も少ないことから、農業における地形的・気象的条件に恵まれており、道内有数の果樹・野菜の産地として高い知名度を誇っています。

本町ではこれまで、活力ある農業経営体の育成に向けて、経営所得安定対策事業、施設園芸ハウス新設更新補助事業などを行ってきたほか、農業後継者の育成や新規就農者への指導の強化など様々な担い手対策を推進してきました。

平成 30 年にはミニトマト集出荷貯蔵施設を整備し、生産者の労力の負担軽減と作業効率の向上につなげてきました。また、平成 31 年に仁木町地域農業再生協議会を設立し、町内の農業経営の安定と生産力の確保を図り、農業の多面的機能の維持及び推進に向けた取組を行っています。

果樹・野菜以外では、大江地区、銀山地区を中心として水稲が生産されており、化学肥料の使用を極力控えた肥培管理により、道内トップレベルの良食味米産地としてブランド化が推進されています。

2　森林環境の保全

平成 31 年 4 月 1 日現在、本町の森林面積は 12,823ha で町の総面積の 76％を占めており、そのうち町有林は 187ha、町有林を除く一般民有林（私有林等）は 3,698ha となっています。

北海道のカラマツ人工林等が成熟期を迎えていることを踏まえ、伐採後の確実な植林等を支援する北海道の補助事業である「未来につなぐ森づくり推進事業」を通じて、本町の森林所有者の負担を軽減しつつ森林整備を推進してきました。

1 農業の振興

現状の課題

今後は、農業従事者の減少や高齢化、後継者不足といった問題が更に深刻化することが懸念され、これらを踏まえた総合的な対応が求められています。

そのため、関係機関・団体との連携を一層強化し、農業生産基盤の充実を図りながら、農業後継者の確保・育成、新規就農支援の強化など、意欲ある担い手の育成を集中的・重点的に進め、持続可能な経営体制の整備を図ることが課題となっています。

また、本町の農産物の高付加価値化に資する取組を推進し、町内外への販売拡大に取り組むことで、ブランド化と生産者・事業者の稼ぐ力の強化を目指すことが必要です。

基本方針と主な施策

①持続可能な農業経営の確立

法人化など経営形態の改善による経営力の強化や、ＩＣＴを活用した省力化の推進、鳥獣被害対策など、安定的・持続的な農業経営の確立を推進します。

主な施策
- ○ 活力ある農業経営体の育成
- ○ 安全で安心な農産物の生産
- ○ 農業法人育成による経営基盤の強化
- ○ 果樹の生産基盤の充実
- ○ 有害鳥獣対策

②担い手・労働力の育成・確保

農業の維持と集落の活性化を図るため、認定農業者や新規就農者などの担い手や労働力の育成・確保を推進します。

主な施策
- ○ 認定農業者等の確保・育成
- ○ 担い手への農地集積
- ○ 担い手への技術指導や経営支援の充実
- ○ 新規就農者の営農基盤づくりへの支援
- ○ 農業労働力安定確保への取組
- ○ 農作業受託組織等の育成・確保の推進

③農業基盤の整備・保全

農作業のコスト削減や効率化を図るため、農地の集積・集約、生産基盤整備を促進するとともに、農村環境の保全や、老朽化がみられる用排水施設等の整備を関係団体と連携し、推進します。

主な施策
- ○ 生産基盤整備の推進
- ○ 農道、用排水施設等の整備
- ○ 農地の保全と維持管理
- ○ 多面的機能を発揮する環境づくり

④ブランド化の推進と流通体制の充実

農業所得の向上を目指し、有利販売のための販路拡大や品質向上によるブランド力強化を図ります。

主な施策
- ○ 有利販売のための販路の確保・拡大
- ○ 品質向上によるブランド力強化

関連する部門別計画

- ○ 仁木町農業振興地域整備計画（昭和 47 年３月策定、平成 22 年５月改訂）
- ○ 農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想（平成 18 年 11 月策定、平成 29 年３月改訂）

関連するＳＤＧｓの目標

■農家戸数の推移

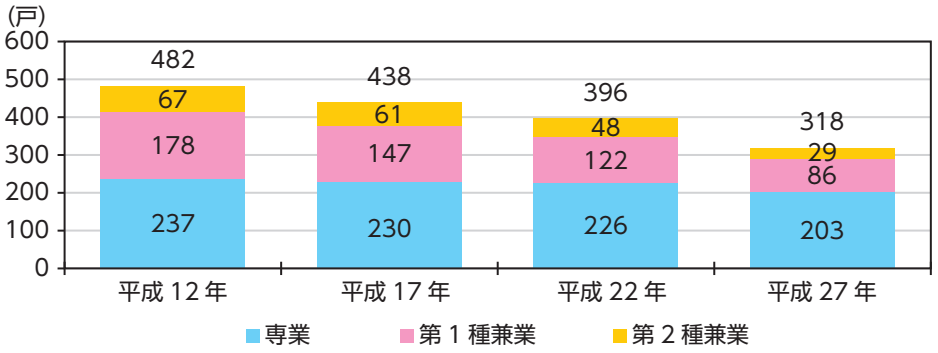

※第１種兼業農家：農業所得を主とする兼業農家、第２種兼業農家：農業所得以外の所得を主とする兼業農家

［出典］農林業センサス

■平均経営耕地面積の推移

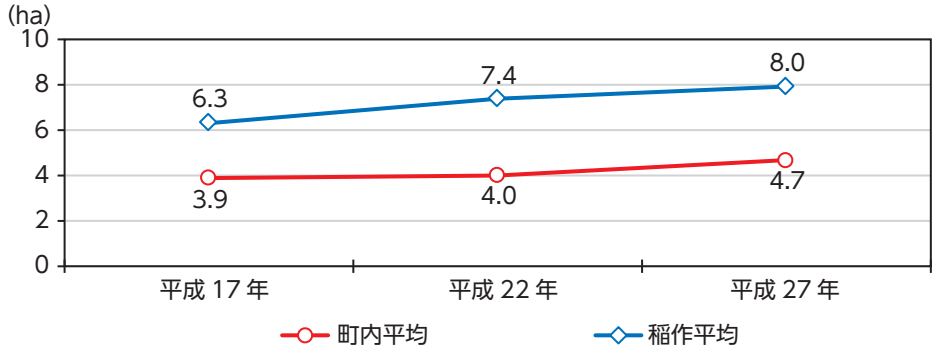

［出典］農林業センサス及び市町村別耕地面積調査（農林水産省）より推計

■新規就農者数（農業次世代人材投資事業活用者）

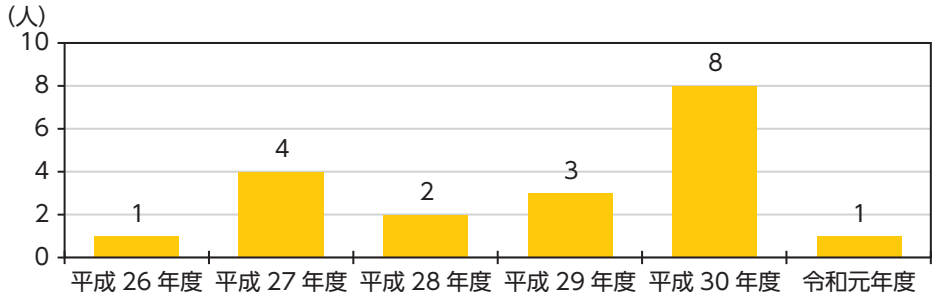

［出典］産業課

■農業産出額の推移

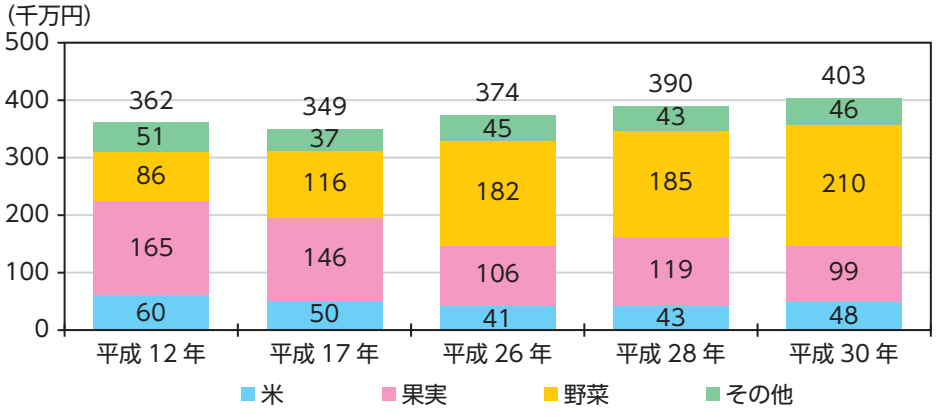

［出典］平成 17 年まで：市町村別生産農業所得統計表（農林水産省）、平成 26 年以降：市町村別推計調査（農林水産省）

2 森林環境の保全

現状の課題

森林は木材生産機能を始め、水源涵養機能や山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能など多面的な機能を有しており、人々の生活と密接に結び付いています。

近年は製材価格の低迷による所有者の経営意欲の低下や担い手の不足等が大きな課題となっており、これまでの森林整備事業と新たに創設された森林環境譲与税※21を活用した森林管理をどのように進めていくか検討する必要があります。

※21　森林環境譲与税
森林環境を整備し、水源確保など森林の公益的機能を守るための費用を、国民から広く薄く税を徴収することによりまかない負担しようとする税制度のうち、国から都道府県や市町村に譲与されるもののこと。

基本方針と主な施策

①森林施業・基盤整備の促進

森林組合を中心とした森林施業の協業化や、林道整備など林業に関する基盤整備を図ります。

主な施策
- ○ 林道及び作業道等基盤整備
- ○ 森林整備事業の推進

②森林の保全・育成と総合的利用

森林のもつ水資源の涵養や、災害防止などの多面的機能の持続的発揮に向けた森づくりに努めます。

主な施策
- ○ 森林資源の育成、保全
- ○ 森林愛護の啓発

関連する部門別計画

○ 仁木町森林整備計画（平成 30 年４月策定）

関連するＳＤＧｓの目標

Ⅱ　商工業

計画の体系

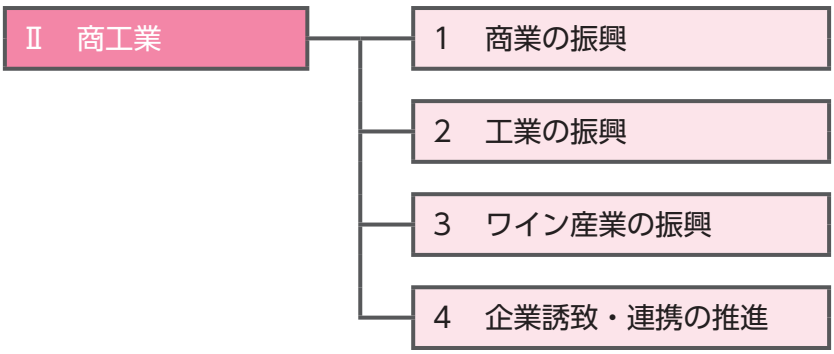

目標指標

指　　標	単位	基準値	目標値
企業立地促進条例による指定企業数（累計）	社	9 (令和元年度)	12 (令和 12 年度)
ワイナリー･ヴィンヤード※22 の起業数(累計)	件	13 (令和元年度)	25 (令和 12 年度)

※ 22　ヴィンヤード
ブドウを生産する農場のこと。

これまでの取組

1　商業の振興

本町ではこれまで、仁木町商工会を中心に小規模経営の経営安定化推進事業を進め、帳簿の記述指導や制度資金の有効的な活用などを推進してきました。

また、後継者不足や高齢化による既存事業者の廃業が進行している一方で、ワイン事業者等による飲食店や小売店などが開業しています。

2　工業の振興

中小企業を取り巻く環境が更に厳しさを増す中、我が国の製造業には停滞傾向がみられ、既存企業の維持・充実や内発的な商品開発に向けた取組が求められています。

そのような中、本町の食品加工業や飲料製造業では、町内の余剰農作物をドライフルーツに加工する取組を開始している事業者もあり、独自の商品開発が進んでいます。

3　ワイン産業の振興

平成 28 年度から令和元年度までの間、地方創生推進交付金を活用してワイン用ぶどうの圃場・醸造施設整備に対する補助を実施し、短期間で町内に多くのワイナリー開業希望者が新規就農を開始したほか、平成 29 年には内閣府より「NIKI ワイン特区」の認定を受けるなど、道内有数のワイン産地が形成されました。

また、平成 28 年度から連携を開始した「余市・仁木ワインツーリズムプロジェクト」では、余市町と連携して学習会や講演会等のイベントを開催し、両町をワインの一大生産地域としてＰＲを促進しています。

今後も、ワイナリー及びワイン事業者が経営する店舗などの増加が見込まれる新たな観光資源として、地域経済を牽引することが期待されています。

4　企業誘致・連携の推進

これまでは町内の中小企業における増築、設備投資を中心として成果を挙げてきましたが、「仁木町企業立地促進条例」に基づく税の免除や助成金の交付等の取組を行ってきたことにより、近年では、複合型ワイナリーが開業を迎えるなど新規企業の誘致も進んでいます。

また、平成 30 年には地域未来投資促進法に基づく基本計画を策定し、本町の特産物を活用した食料品製造関連分野及び観光関連分野を対象とした事業への支援措置が受けられる環境を整備しました。

さらに、企業との連携については、民間事業者と包括連携協定を締結し、地域課題の解決や地方創生の実現を目指すための様々な取組を推進しています。

1 商業の振興

現状の課題

近年は高齢化や後継者不足に加え、定住人口の減少や通信販売などの販売形態の多様化による地元消費の減退、量販店が所在する近隣市町への消費流出傾向など、商業を取り巻く経営環境は依然厳しいものがあります。

これまでと同様、今後も仁木町商工会と連携しながら後継者不足、高齢化に対応した消費サービスの向上が必要となりますが、加えて、制度資金の有効活用等による新規起業者への支援などが求められています。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワーク※23が急速に普及してきていることなどを踏まえると、我が国の産業構造や就業形態の変化を的確に捉えた商業の振興を図る必要があります。

※23　テレワーク
IT 技術を活用し、時間や場所の制約を受けずに柔軟に働く形態のこと。

基本方針と主な施策

①地域商業の育成

社会経済情勢の変化に対応した経営基盤の強化を進めるために、商工会等と連携を図り後継者の育成、高齢化に対応した消費サービスの向上、制度資金の有効活用を含めた情報提供等を行います。

主な施策

- ○ 商工会との連携強化
- ○ 仁木町商工業振興資金融資に係る保証料補助
- ○ 飲食店等開業に係る支援制度の検討

②起業支援及びテレワーカーの受入れ環境整備

多様な人材の確保を図るため、本町において起業する方への支援を推進します。

また、町内全域へのインターネット環境の整備を踏まえ、ＩＣＴを活用した企業経営の促進を図るとともに、移住や労働力確保の視点を取り入れたテレワークやワーケーション※24 等への支援を検討するなど、新たな産業構造や就業形態の変化に対応した取組を推進します。

主な施策

- ○ 多様な人材の確保
- ○ 起業支援の充実
- ○ ＩＣＴを活用した企業経営の推進
- ○ 移住や労働力確保の視点を取り入れたテレワークやワーケーション等への支援の検討

※24　ワーケーション
「ワーク」(労働)と「バケーション」(休暇)を組み合わせた造語で、観光地やリゾート地でテレワークを活用し、働きながら休暇をとる過ごし方のこと。

関連するＳＤＧｓの目標

■商店数等の推移

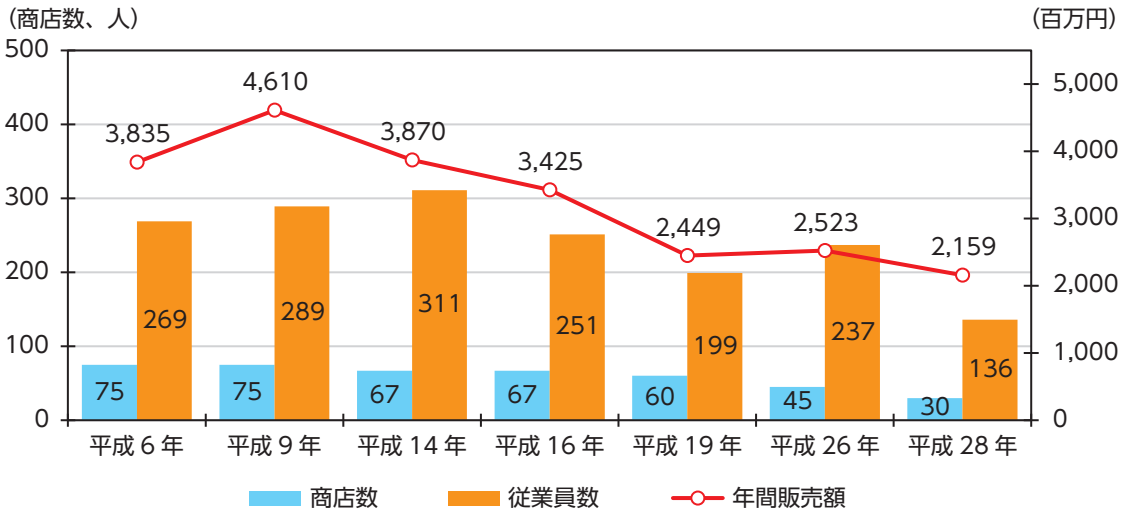

［出典］商業統計調査、経済センサス

2 工業の振興

現状の課題

本町の工業は地場産業である農作物を活用した製造、加工業を中心に発展をしてきましたが、企業の多くは経営規模が小さく、今後も独自の商品開発や需要拡大への取組が求められます。

町内では事業者による新商品の開発が進んできていることから、今後は新商品のＰＲ活動や販路拡大への支援をどのように行っていくか検討する必要があります。

基本方針と主な施策

①工業の振興

町の工業をより発展させるためには、企業の経営の安定と育成が重要であるため、新設備導入のための先端技術導入計画の認定や、企業立地促進条例による固定資産税の優遇制度等の情報提供を町が主体となり実施します。

主な施策
- ○ 既存企業の育成
- ○ 地場産品の販路拡大
- ○ 地元農産物を活用した新商品開発への支援

②関連団体との連携

仁木町商工会等の関連団体と連携し、各種融資制度の情報提供及び６次産業商品等の販路拡大に向けた事業支援を行います。

主な施策
- ○ 商工会等の関連団体との連携強化

関連するＳＤＧｓの目標

3 ワイン産業の振興

現状の課題

国の地方創生推進交付金を活用し、平成 28 年度から開始した醸造用ぶどう圃場・醸造施設整備補助事業は令和元年度で終了しましたが、誘致の推進により、多くのワイナリー開業希望者が本町で就農を開始しました。

その一方で、今後、新規開業を目指す希望者に紹介できる農地が減少しており、関係団体との連携による農地取得に関する情報収集が求められています。

基本方針と主な施策

①ワイナリー開業支援

自らが栽培したぶどうを使いワインを生産するための醸造施設等を整備する者に対して、ＪＡ新おたる等と連携し、農地取得や各種補助事業に関する情報を提供します。

主な施策
- ○ 商工会やＪＡ新おたる等との連携強化による制度資金、各種補助事業及び農地取得に関する情報提供

②既存ワイナリー事業者への支援

既存ワイナリー事業者の定着に向けた経営安定化に係る支援や観光客誘致のための環境整備を検討します。

また、ＪＲや路線バスからワイナリー等の観光施設への２次交通手段を確保し、その定着に努めます。

主な施策
- ○ 景観に配慮した看板等の設置補助事業の検討
- ○ 町内産ワインのＰＲ・販売促進施設の検討
- ○ ワイナリー循環バス等の２次交通手段に対する支援

関連するＳＤＧｓの目標

4 企業誘致・連携の推進

現状の課題

少子高齢化の進行や技術革新、感染症の蔓延などを要因として産業構造や就業形態が急速に変化しており、既存の産業の枠組みを超えた新たな産業の創出や場所にとらわれない働き方など、企業と労働者にとって大きな変革の時期が訪れています。

また、今後予定される一般国道５号倶知安余市道路の開通により、札幌やニセコ方面までの移動時間が短縮されるとともに、「人」や「モノ」の流れが大きく変化していく可能性を踏まえると、企業誘致を推進することによって町産業の活性化に寄与することが期待されます。

このような環境変化や社会情勢を捉え、これまで進めてきた既存企業の規模拡大や関連企業の誘致に向けた制度の周知・働きかけを継続するとともに、地域課題の解決に向け、民間企業との連携を更に推進していく必要があります。

基本方針と主な施策

①社会情勢の変化に対応した企業誘致や地域課題解決に向けた企業連携の推進

受入れ環境の整備等に努め、本町の自然・気候・産業などの地域特性を活かした企業誘致を推進するほか、社会情勢が目まぐるしく変化していることや関係人口創出などの視点を踏まえ、新たな産業構造や就業形態の変化などに対応した企業誘致の検討を進めます。

また、地域課題の解決に向け、企業連携をこれまで以上に強化していくとともに、民間事業者のノウハウや経験、技術を最大限に活用するため、企業との人事交流を推進します。

主な施策

- ○ 受入れ環境の整備・充実
- ○ 関係人口創出のための新たな産業構造やテレワーク等の就業形態の変化に対応したサテライトオフィス※25 整備等による企業誘致の検討
- ○ 包括連携協定企業との事業推進
- ○ 地域課題の解決に向けた企業との連携・マッチング
- ○ 企業との人事交流の推進
- ○ 雇用の確保

※25　サテライトオフィス
企業又は団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。本拠を中心としてみた時に衛星（サテライト）のように存在するオフィスという意味。

関連するＳＤＧｓの目標

民間企業との地域包括連携協定

左：株式会社もりもと　右：株式会社ニトリホールディングス

Ⅲ　観光

計画の体系

Ⅲ　観光 ― 1　観光の振興

目標指標

指　　標	単位	基準値	目標値
観光入込者数（年間）	人	231,600 （令和元年度）	300,000 （令和 12 年度）
観光宿泊者数（年間）	人	1,800 （令和元年度）	5,000 （令和 12 年度）

これまでの取組

1　観光の振興

後志自動車道の余市インターチェンジ開通や、指定管理者制度の有効活用による施設内容の充実などを要因として、観光拠点施設である「農村公園フルーツパークにき」の入場者数は近年増加傾向がみられる状況です。

また、本町では仁木町観光協会及び関係団体との連携により「さくらんぼフェスティバル」、「うまいもんじゃ祭り」が開催されており、それぞれ多くの入場者があるほか、近年はマラソンとピクニックを融合させたスポーツイベント「フルーツ＆ワインマラニック」を開催し、道内外から多くの参加者が集まっています。

1 観光の振興

現状の課題

本町の観光は通過型観光が中心で滞在時間は短く、年間を通してより多くの人々が繰り返し訪れ、滞在する観光地づくりに向けた一層の取組が求められる状況にあります。

今後は、仁木町観光協会や関係団体との連携を強化するとともに、既存の観光資源だけでなく、ワイナリーなどの新しく魅力ある観光情報のプロモーション活動に加え、北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の開業や一般国道５号倶知安余市道路の開通を踏まえた観光振興をどのように行っていくか検討する必要があります。

また、観光拠点の中には老朽化が進んでいる施設もあるため、これらへの対応も課題となっています。

基本方針と主な施策

①観光資源の充実

本町の自然や歴史、文化を活かした、多くの人々に親しまれている観光・レクリエーション資源の魅力を更に高めるために、観光協会を含む関係団体や近隣町村と連携を行い、各種サービスの提供に努めます。

主な施策
- ○ 観光協会との連携強化
- ○ イメージキャラクターの活用促進
- ○ 宣伝活動の推進
- ○ 観光資源の活用方策の検討
- ○ ワイナリー循環バス等の二次交通手段の検討

②情報発信の拡大

観光・レクリエーションの振興による各方面への波及効果を拡大するために、ホームページを始め、ＳＮＳ※26を積極的に活用するとともに、広報やパンフレットなど、多様な手法による各方面への積極的な情報発信の推進を図ります。

主な施策
- ○ ＳＮＳなどを活用した観光情報の発信
- ○ インバウンドに向けた多言語での情報発信及びパンフレット作成等の推進

③広域観光圏の充実

他市町村や関係団体と連携をとりながら、周遊型広域観光の充実を図るとともに、観光圏形成の一翼を担う観光資源の整備等に努めます。

また、地理的条件の優位性を活かし、小樽・積丹半島・ニセコエリアへの滞在型観光拠点としてインバウンド※27を中心とする観光客の誘客を図ります。

主な施策
- ○ 定住自立圏広域観光に関する取組の強化
- ○ 北後志５町村で連携した広域観光の推進

※26　ＳＮＳ
Social Networking Service の略で、インターネット上に社会的ネットワークを構築可能にするサービスのこと。日本では主に Facebook、Twitter、Instagram、LINE などが利用されている。

※27　インバウンド
外国から自国へ訪れる観光のこと。

④観光イベントの充実

観光客の誘致促進に向け、「さくらんぼフェスティバル」や「うまいもんじゃ祭り」などのイベント内容を充実するとともに、「フルーツ＆ワインマラニック」をより一層郷土色豊かな個性のあるものとして、その定着を図ります。

主な施策
- ○ 特産品の果物やワインを活用した特色あるイベントの開催
- ○ 町民が主体となって行うイベントなどの支援
- ○ ＩＣＴツールを使った観光イベントの検討

⑤インターチェンジを活用した地域の賑わい創出

一般国道５号倶知安余市道路の開通による仁木インターチェンジ（仮称）及び仁木南インターチェンジ（仮称）の開設を見据え、両インターチェンジの活用を意識した観光体系の構築を図ります。

また、「フルーツパークにき」周辺の渋滞解消を含め、観光振興の一環として町道１番線沿線の整備について検討します。

主な施策
- ○ 仁木インターチェンジ（仮称）及び仁木南インターチェンジ（仮称）両方の活用を意識した観光体系の構築
- ○ 町道１番線の景観整備（フラワーロード化など）
- ○ 直売所や飲食店等誘致及び駐車場整備の検討
- ○ 国道及びフルーツ街道出入口周辺の渋滞解消対策等の検討

関連するＳＤＧｓの目標

■観光農園等入込み者数

単位：人

年　度	イチゴ	サクランボ	ブルーベリー	ぶどう	りんご	プルーン	その他	オーナー	直売店	合計
平成 27 年度	1,010	44,931	2,845	12,038	620	2,992	2,075	18	59,996	66,529
平成 28 年度	1,790	37,176	2,845	8,649	401	2,146	4,201	4	55,623	57,212
平成 29 年度	638	26,317	2,686	9,265	914	3,199	8,314	0	65,580	51,333
平成 30 年度	1,614	32,301	2,817	9,547	97	4,513	10,624	0	68,403	61,513
令和元年度	3,073	36,222	2,712	10,562	871	4,788	9,212	15	56,941	67,455

［出典］産業課

■ふれあい遊トピア公園入場者数

単位：人

年　度	テニスコート	野球場	バスケットボール	パークゴルフ場	その他施設	合計
平成 27 年度	523	4,082	459	13,856	8,745	27,665
平成 28 年度	317	4,749	386	12,466	9,419	27,337
平成 29 年度	292	4,533	304	11,670	6,084	22,883
平成 30 年度	166	4,857	353	12,211	7,870	25,457
令和元年度	302	4,056	453	12,277	10,820	27,908

［出典］産業課

■農村公園フルーツパークにき入場者数

単位：人

年　度	入場者	宿泊者数（内数）
平成 27 年度	28,184	1,368
平成 28 年度	38,082	1,512
平成 29 年度	64,833	1,570
平成 30 年度	33,047	1,596
令和元年度	57,870	1,811

［出典］産業課

基本目標５

町民とともに推進するまちづくりを

《計画の体系》

- Ⅰ　地域づくり
  - 1　地域づくりと交流の推進
  - 2　住民参画の推進
  - 3　男女共同参画・人権擁護の推進
- Ⅱ　広報・広聴
  - 1　広報・広聴の充実
  - 2　情報公開の推進
- Ⅲ　行政経営
  - 1　行政運営の推進
  - 2　財政運営の健全化
- Ⅳ　広域連携
  - 1　広域行政の推進

Ⅰ　地域づくり

計画の体系

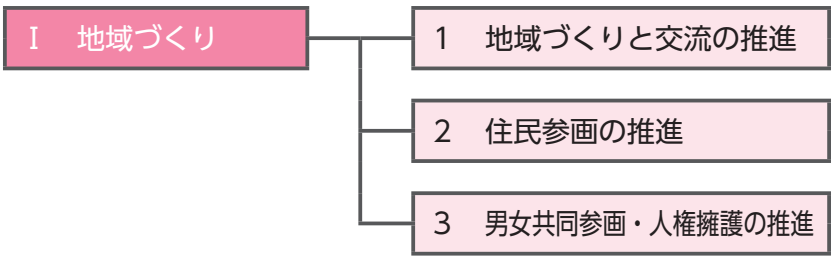

目標指標

指　　標	単位	基準値	目標値
審議会等の委員総数のうち女性委員の割合	%	15 (令和元年度)	30 (令和 12 年度)

これまでの取組

1　地域づくりと交流の推進

少子高齢化や人口減少の影響に伴い、本町においても各種団体の運営体制の維持が課題となってきていますが、民間共同賃貸住宅の建設や民間分譲地への住宅建設により、加入世帯数が増加している町内会もある状況です。

また、大江、銀山地区では連合町内会組織を維持しており、地区全体での活動が行われています。

さらに、平成 28 年には旧大江小学校跡地に「大江コミュニティセンター」を整備し、地域の重要な交流拠点施設となっています。

2　住民参画の推進

近年、価値観やライフスタイルの変化、少子高齢化、核家族化の進行に伴い、個人の自由やプライバシーを重視する風潮が強まり、地域での連帯感や協働意識が薄れつつあるといわれています。一方で、より良いまちづくりには、これまで以上に町民一人ひとりの自治意識の醸成が求められています。

本町では、各種事業や計画策定のためにアンケート調査や委員会などを通じて住民参画を図っており、本計画の策定では町民ワークショップや関係団体ヒアリングを実施し、住民参画の拡大促進に努めてきました。

3　男女共同参画・人権擁護の推進

男女が性別に関わりなく、社会のあらゆる分野に対等な立場で参画し、個性と能力を十分に発揮することは、人口減少時代を迎えた我が国の重要な課題の一つに掲げられ、男女共同参画社会基本法等に基づいた取組が国全体で進められています。本町では、広報活動を行い男女共同参画の啓発に努めてきました。

また、人権擁護への取組についても、本町は小樽人権擁護委員協議会の構成町村として、人権問題への啓発活動や同協議会が実施する各種事業のサポートを実施してきました。

1 地域づくりと交流の推進

現状の課題

近年、地域力の低下などにより、防災や子育てなど生活に密着した課題を解決する力が社会から失われつつあるといわれています。多様化、複雑化する様々な社会問題を解決していくためには、地域力を高めることが必要です。

町内会活動では、会員世帯の高齢化、単身化など課題を抱える町内会が出てきていることから、今後も組織運営の担い手を育成し確保していくことが必要であるだけでなく、人材育成に係る支援、体制の維持に対する支援のあり方を検討していく必要があります。

また、地域によっては拠点施設の老朽化対策が必要であることや、町内会が独自に管理している町内会館においても、老朽化や土地所有者の代替わりなどの課題があります。

基本方針と主な施策

①民間活力を活用した地域づくりの推進

地域団体や様々な企業等との連携を図りながら、本町の特色を活かした地域づくりを推進します。

主な施策
- ○ 地域住民のふれあい、活動団体間の情報共有
- ○ 交流やネットワーク化の促進
- ○ 地域包括連携協定企業などとの連携による地域づくりの推進
- ○ 関係人口創出への取組

②コミュニティ活動の推進

町民のコミュニティ意識や連帯感を高め、地域の活性化が図られるよう、担い手の育成や情報の提供に努めます。

また、福祉、防災、環境衛生など町内会が取り組む自主的な活動を支援し、地域で支え合う社会づくりを目指します。

主な施策
- ○ 町内会館の修繕費補助による運営支援
- ○ 転入者への町内会加入促進のための案内文書の配付

③多文化共生の推進

国籍や民族が異なる人々が、互いの違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら生きていける多文化共生社会を目指し、受入れ主体としての地域が、人権保障、住民の異文化理解力の向上、ユニバーサルデザインのまちづくりに取り組みながら、町民の自主的な国際交流活動の支援など、地域の活性化につなげる取組を行っていきます。

主な施策
- ○ 外国人への多言語による情報提供
- ○ 日本語学習や日本文化の理解促進

関連するＳＤＧｓの目標

2 住民参画の推進

現状の課題

地域づくりでは、今後も住民参画を積極的に推進していくことが求められますが、人口減少に伴う担い手不足や、まちづくり活動への参加者に固定化がみられることから、今後も町民の積極的な取組を促すための情報提供や啓発活動を進めていくことが必要です。

そのため、従来の方法を通じて町民の自治意識の醸成や住民参画の促進を図っていくことに加え、インターネットやＳＮＳなどＩＣＴを活用した新たな住民参画手法も検討していく必要があります。

基本方針と主な施策

①地域における課題解決力の向上

地域社会における課題解決のため、家庭や地域でできること、行政が主体となって実施するもの、ＮＰＯ・コミュニティ・企業等の多様な主体が公共的サービスを担うものなど、人とのつながり、信頼関係を形成する契機となるような仕組みを構築していきます。

主な施策　○ 地域活動の中核を担う人材の育成

②住民参画機会の拡充

政策の企画・立案・策定・執行・評価の過程には、地域住民の積極的な参画は必要不可欠です。

これまで以上に、情報公開による透明性の向上や、住民への説明責任、住民ニーズの反映が必要であり、参画する機会を提供していきます。

主な施策　○ ＩＣＴを活用した地域コミュニティの活性化

関連するＳＤＧｓの目標

3 男女共同参画・人権擁護の推進

現状の課題

少子高齢化の進行や不安定な社会経済情勢の中、より豊かで活力のあるまちづくりに向け、女性の社会参画を促進し、男女が共に力を合わせて新たな状況へ対応することが求められます。

本町では、高齢化を理由として、にき女性の会や仁木町女性団体連絡協議会が解散するなど、団体としての活動から個人の活動へシフトしてきていますが、活動を続けている女性団体に対する支援を継続するとともに、活動を担う人材の掘り起こしや育成を行うことが必要です。

また、人権については、これまでの人権問題に加えて、インターネット上での誹謗中傷やＬＧＢＴ※28への人権侵害など、新たな問題が近年取り上げられてきており、町民への更なる意識の醸成や様々な差別・偏見の解消に向けた取組が必要となります。

基本方針と主な施策

①仕事と生活の調和の推進

男性も女性も、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会を目指し、職場の活気、家庭生活の充実、地域力の向上を図り、町民一人ひとりの豊かな人生につなげることができるよう、夢や希望の実現に向けた取組を支援します。

主な施策 ○ 男女共同参画の視点に立った教育と男女の自立に向けた学習機会の充実や情報の提供

②人権擁護の推進

すべての人の人権が等しく尊重される社会の実現に向けて、これまでの人権問題とともに、インターネット上での人権侵害やＬＧＢＴの理解促進など、新たな課題に対する意識醸成に向けた啓発活動を推進します。

主な施策 ○ 人権問題への意識醸成に向けた啓発活動の推進

関連するＳＤＧｓの目標

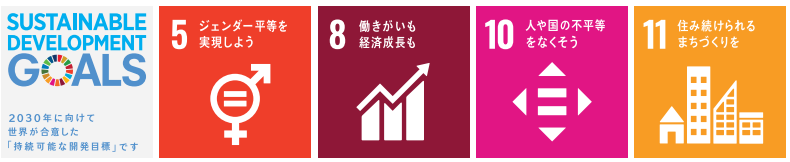

※28 ＬＧＢＴ
Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性別越境者）の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の総称のひとつ。

Ⅱ　広報・広聴

計画の体系

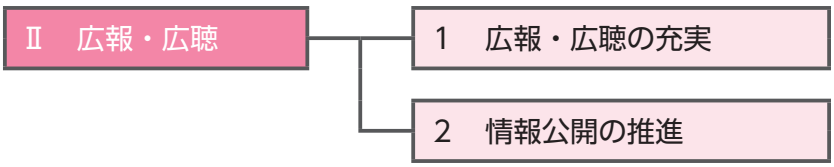

目標指標

指　　標	単位	基準値	目標値
町民から意見を聴取する機会制度数	事業	2 (令和元年度)	4 (令和 12 年度)

これまでの取組

1　広報・広聴の充実

町民ニーズに応えるまちづくりを進めるためには、より多くの町民の声を聞きながら、意見や要望を的確に把握し、行政の取組を広く町民に周知することが重要であり、情報の共有化を図ることが必要です。

毎月発行している「広報仁木」は報告型から情報発信型へと方向転換を図り、コンテンツを新設するなどより魅力ある紙面づくりに努めています。

また、ホームページやＳＮＳなどの様々なメディアを活用し、町内外に町の魅力を発信しています。

さらに、広聴の面では、毎年５月に町内会長会議を開催し地域の要望や意見聴取を行っています。

2　情報公開の推進

町民への説明責任を果たし、開かれた町政を推進するためには、厳格な文書管理体制に加えて個人情報保護への配慮が必要になります。

本町の行政情報の提供については「仁木町情報公開条例」により町民の求めに応じて適正に対応するとともに、「仁木町個人情報保護条例」によって個人情報保護に対応しています。

また、情報公開に関連する規定に基づき、町広報紙で定期的に行政情報の公開を行っています。

1 広報・広聴の充実

現状の課題

町民一人ひとりが主体性をもち、それぞれの立場で主人公になることができるまちづくりを進めるためには、広報・広聴は非常に重要な役割を果たすと考えられます。

今後も、誰でも分かりやすい行政情報の広報に努めるとともに、意見交換などの町民との対話を通じて、広聴による町民意向の把握を積極的に行っていく必要があります。

基本方針と主な施策

①広報機能の充実

町広報紙やホームページ、ＳＮＳなど多様な広報媒体を活用した情報発信など、効果的な広報活動に努めます。

主な施策 ○ 広報紙、ホームページ、ＳＮＳを通した、分かりやすく親しみやすい情報発信

②広聴機能の拡充

町民と行政との相互理解と信頼関係を深めるため、広範な町民からの行政への提案や意見を聴取できる新たな広聴方法を取り入れ、町民主体のまちづくりを推進させるため、広聴機能の拡充を図ります。

主な施策 ○ 新しい広聴機会の創出

関連するＳＤＧｓの目標

2 情報公開の推進

現状の課題

町民の知る権利を保障するとともに町政の透明性を高め、信頼される開かれた町政を実現するために、情報公開は非常に重要です。

また、町民の参加・協働によるまちづくりを推進する上で、町民と行政がお互いの情報を共有するためには、迅速な情報の提供が求められています。

今後も情報公開制度の周知を図るとともに、文書管理事務を適切に行い、制度の適切かつ円滑な運用を行っていくことが必要です。

基本方針と主な施策

①情報公開の推進

公平公正な視点と、ガラス張りの行政運営を前提に、様々な情報を町民と共有し、対話を深め、町民サービスの向上に努めます。また、情報公開に伴い、個人のプライバシーを守るため個人情報の保護を徹底します。

主な施策　○ 情報公開制度の普及啓発

関連するＳＤＧｓの目標

Ⅲ　行政経営

計画の体系

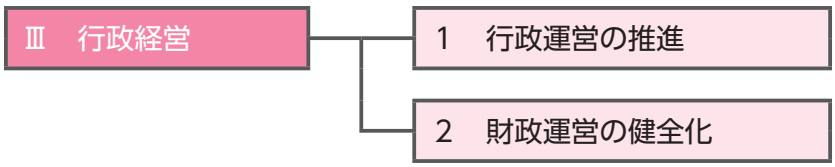

目標指標

指　　標	単位	基準値	目標値
自主財源額（繰入額を除く）	百万円	805 （令和元年度）	1,000 （令和 12 年度）
基金額	百万円	1,760 （令和元年度）	1,800 （令和 12 年度）
町税徴収率（現年度分）	%	99.5 （令和元年度）	100.0 （令和 12 年度）
マイナンバーカード交付率	%	9.7 （令和元年度）	100.0 （令和 12 年度）

これまでの取組

1　行政運営の推進

一連の地方分権改革が進展する中、これからの人口減少社会を考えると地方自治体を取り巻く状況は更に厳しくなることが予想され、これまで以上に効果的・効率的な行政運営が求められます。

本町では、平成 25 年度に戸籍総合システムを導入して紙戸籍の電算化を進め、平成 27 年度にすべての戸籍、除籍、改製原戸籍の電算化を完了しました。

また、公共施設に指定管理者制度を導入するなど、簡素で効率的な行財政運営を行うための改善を進めてきました。

2　財政運営の健全化

近年の社会経済状況の大きな変化を踏まえ、社会保障の充実・安定のための社会保障制度改革とその財源の安定的確保や財政健全化を同時に達成するための税制抜本改革を一体的に行う「社会保障・税一体改革」の取組が進められるなど、国や地方を取り巻く財政状況は大きく変化しています。

本町では、「仁木町行財政構造改革プラン（平成 20 ～ 23 年度）」に基づく財政健全化の推進などにより、各種基金残高の増加や健全化判断比率の良化など一定の成果を挙げてきました。

また、町税等徴収事務対策委員会を組織し、各種税・使用料・徴収金・返還金について徴収状況の確認と徴収取組等を行うとともに、後志広域連合との連携等により、町税徴収率は令和元年度で 99.5％と高い徴収率を達成しています。

1 行政運営の推進

現状の課題

地方公務員法等の改正により、能力本位の任用制度や人事評価制度などが地方公共団体に義務付けられることになりました。

今後は、人事評価制度の実効性を高め、職員の資質･能力の向上を図るとともに、複雑･多様化する行政課題に対して町民や関連団体との対話を深め、共に考え、行動できる職員の育成が求められています。

基本方針と主な施策

①行政運営の効率化

組織機構や事務事業の継続的な見直しを図るほか、業務委託や指定管理者制度を推進し、簡素で効率的な行政運営に努めます。

主な施策
- ○ 効率的な業務委託
- ○ 指定管理者制度の推進

②組織運営の継続的な改善

複雑・多様化する行政課題にも的確に対応できる機能的な組織運営の確立と、職員の資質・能力の向上を図るとともに、社会情勢の変化に対する的確な対応に努めます。

主な施策
- ○ 組織機構の見直し
- ○ 人事管理の適正化

③町民サービスの充実

多様化する町民ニーズの把握に努めるとともに、窓口サービスの充実やＩＣＴを活用した新たなサービスの展開等により、町民の視点に立った質の高い行政サービスを提供します。

主な施策　○ マイナンバーカードの利用促進

関連する部門別計画

○ 第４次仁木町定員適正化計画（令和２年 12 月策定）

関連するＳＤＧｓの目標

■町職員数の推移

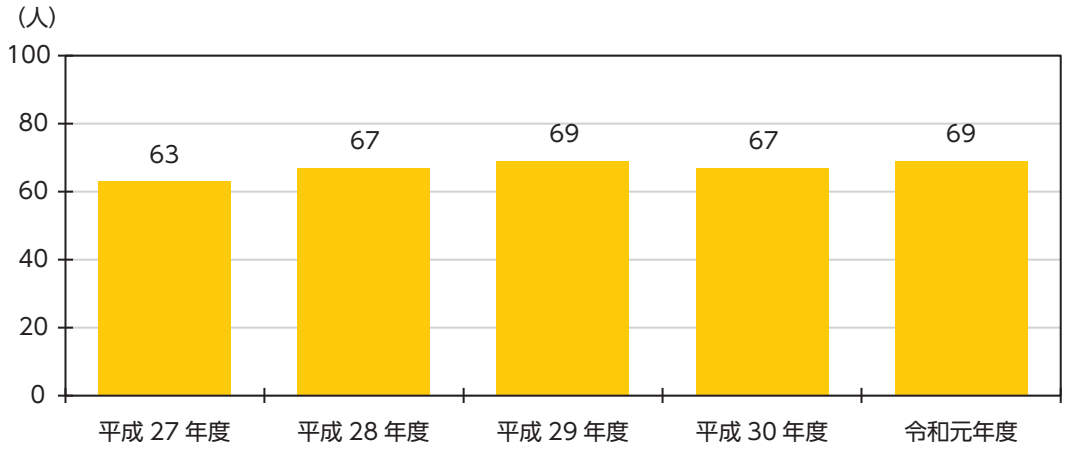

［出典］総務課（各年４月１日現在）

2 財政運営の健全化

現状の課題

生産年齢人口の減少に伴う税収の減少や、高齢化の進展による社会保障関係費の増加とともに、老朽化に伴う公共施設の更新時期の集中が近い将来に見込まれていることから、今後の財政状況はますます厳しくなることが予測されます。

行政本来の目的である質の高い行政サービスの提供に努めながら、町民のニーズに的確に対応し得る弾力的な財政基盤の確立を図るため、歳入面では引き続き積極的な財源確保に取り組み、歳出面では費用対効果の検証を厳格に行い、効果の薄れた事業を精査するなど、更なる取組を進める必要があります。

基本方針と主な施策

①持続可能な財政基盤の確立

厳しい財政状況に適切に対応していくため、積極的な財源確保や事業の精選を行うなど、計画的かつ効率的な財政運営を進め、将来にわたり持続可能な財政基盤の確立を図ります。

また、ふるさと納税の強化を図るとともに、企業版ふるさと納税やクラウドファンディング※29などによる新たな財源の創出に向けた取組を推進します。

主な施策

- ○ 中長期的な視点に立った財源確保
- ○ 事務事業の精選と財源の有効配分
- ○ 徴収対策の強化
- ○ ふるさと納税の強化
- ○ 企業版ふるさと納税やクラウドファンディングなどによる新たな財源の創出

※29 クラウドファンディング
「クラウド」（群衆）と「ファンディング」（資金調達）を組み合わせた造語で、インターネットを介して不特定多数の人々から資金を調達する仕組みのこと。

②公共施設等の総合的な管理の推進

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を通じ、財政負担の軽減と平準化を図るとともに、施設の適正配置等を実現するため、公共施設マネジメントの取組を進めます。

主な施策
- ○ 個別施設計画の策定、公共施設等総合管理計画の改訂
- ○ 計画に基づく公共施設等の更新・長寿命化の実行による財政負担軽減・平準化

関連する部門別計画

○ 仁木町公共施設等総合管理計画（平成 29 年３月策定）

関連するＳＤＧｓの目標

■自主財源額の推移

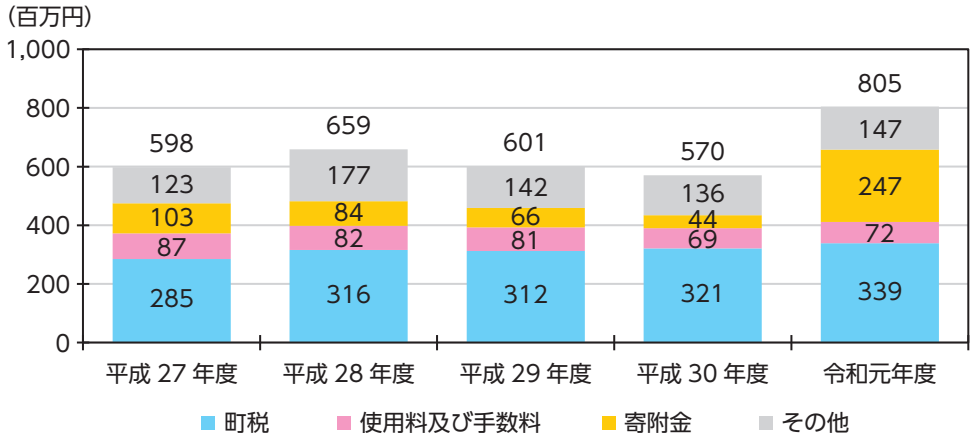

［出典］財政課

■基金額の推移

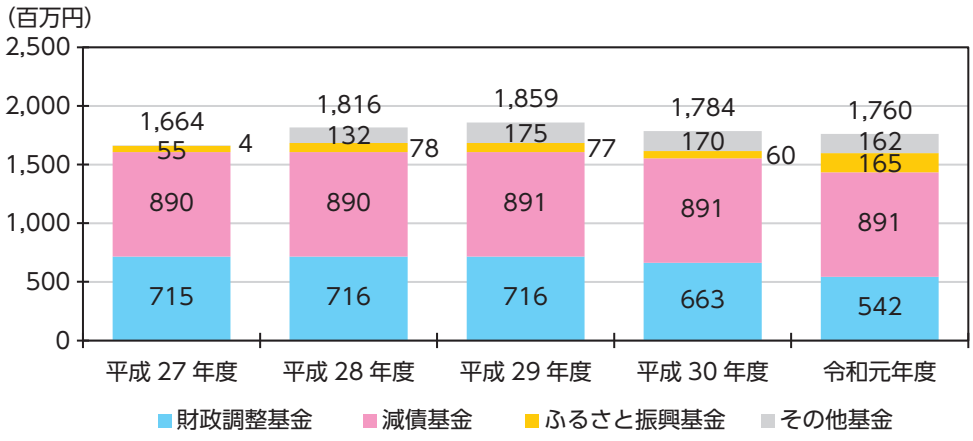

［出典］財政課

Ⅳ　広域連携

計画の体系

Ⅳ　広域連携 ― 1　広域行政の推進

これまでの取組

1　広域行政の推進

行政に対する多様化・高度化するニーズや日常行動の広範囲化などに加え、効果的・効率的な行財政運営への要求も高まり、全国で広域的な視点をもった取組が進められてきました。

本町でも、後志広域連合による既存の事務処理の効率化を進めるとともに、消防やごみ処理、観光振興等についても、周辺自治体と連携して共同事業を推進してきました。

また、小樽市を中心市として定住自立圏形成協定を締結し、北しりべし定住自立圏共生ビジョンに基づいて様々な連携事業を推進しています。

1 広域行政の推進

現状の課題

今後も、後志広域連合や北しりべし定住自立圏など広域的な取組の推進により、後志圏域の関係市町村が連携し、互いの独自性、自主性を尊重しながら広域行政への需要や共通課題を研究することで、効果的な公共投資とサービスの向上を図り、圏域の一体的発展を目指す必要があります。

基本方針と主な施策

①共同事務の推進

広域連合や一部事務組合による既存の事務処理の更なる効率化を進めるほか、広域的な課題解決の取組等に対し、積極的に参加します。

主な施策
- ○ 広域連合事業の推進
- ○ 一部事務組合事業の推進
- ○ 他市町村との共同事業の推進
- ○ 広域的な課題解決への取組

②北しりべし定住自立圏構想の推進

北しりべし定住自立圏では、北後志６市町村で各種連携の取組を行い、将来にわたり自立した活力ある圏域の形成に努め、町民の利便性の向上や地域の発展を目指します。

主な施策
- ○ 北しりべし定住自立圏の推進

③広域的要望活動等の推進

一般国道５号倶知安余市道路の整備や北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の開業に伴う並行在来線問題など、広域的な行政課題については、後志総合開発期成会等各種期成会を通じて、国や関係機関への要望活動に努めます。

主な施策
- ○ 後志総合開発期成会活動等の推進

関連するＳＤＧｓの目標

参考資料

第６期仁木町総合計画策定の経緯

1　総合計画審議会関係

① 委員構成 18 名（農業委員１名、教育委員１名、民間諸団体の代表 10 名、学識経験者２名、住民公募４名）
② 仁木町総合計画審議会条例　－　平成２年３月 20 日条例第４号、改正平成 21 年３月 23 日条例第６号、改正令和元年６月 20 日条例第２号
③ 審議会
令和元年 12 月 16 日　第１回
令和２年　５月　８日　諮問
令和２年　５月 12 日　第２回（書面開催）
令和２年 12 月　４日　第３回
令和３年　１月　８日　第４回
令和３年　１月 13 日　答申
④ 分科会等
◆総務文教分科会
令和２年 12 月　４日　第１回
令和２年 12 月　９日　第２回
◆産業経済分科会
令和２年 12 月　４日　第１回
令和２年 12 月 10 日　第２回
◆会長・分科会長打合せ会議
令和２年 12 月 24 日　第１回

2　策定庁内会議関係

① 策定庁内会議　17 名（町三役、管理職 14 名（課長職・支署長））
策定ワーキンググループ　40 名（管理職 20 名、係長職 20 名）
② 仁木町総合計画策定庁内会議要綱　－　平成 10 年 12 月１日告示第 69 号、改正平成 19 年３月 22 日告示第 28 号、改正令和元年９月 11 日告示第 44 号
③ 策定庁内会議
令和元年 10 月　２日　令和元年度第１回
令和２年　１月 20 日　令和元年度第２回
令和２年　２月 21 日　令和元年度第３回
令和２年　４月 16 日　令和２年度第１回（通算４回目）
令和２年 11 月　４日　令和２年度第２回（通算５回目）
④ 策定ワーキンググループ
令和２年　４月 27 日　第１回（書面開催）
令和２年　５月 12 日　第６期仁木町総合計画策定に係る職員向け説明会
⑤ 策定ワーキング部会
◆産業経済・行財政部会
令和２年　６月 16 日　第１回
令和２年　７月 29 日　第２回
令和２年　９月 16 日　第３回
◆生活環境・防災部会
令和２年　６月 16 日　第１回
令和２年　７月 29 日　第２回
令和２年　９月 16 日　第３回

◆福祉・文教部会
令和２年　６月 16 日　　第１回
令和２年　７月 29 日　　第２回
令和２年　９月 16 日　　第３回

⑥　第６期仁木町総合計画基本計画策定に関する町三役ヒアリング
令和２年　９月　１日　　１日目
令和２年　９月　２日　　２日目
令和２年　９月　４日　　３日目

3　町民ワークショップ

①　検討テーマ　－　まちの現在と将来像及び将来像実現に向けた取組
②　方法　－　ワークショップ（グループワーク）形式
③　参加者　－　28 名（町民、町内に勤務する方、地域包括連携協定企業職員、後志総合振興局職員）
④　実施日
令和元年　９月 10 日　　第１回（総合計画等の説明）
令和元年 10 月　１日　　第２回（仁木町の魅力等を考えるグループワーク）
令和元年 10 月 29 日　　第３回（仁木町の将来像等を考えるグループワーク）
令和元年 11 月 12 日　　第４回（まちの取組等を考えるグループワーク）
令和元年 11 月 28 日　　第５回（情報提供、まちの取組等を考えるグループワーク）
令和元年 12 月 10 日　　第６回（発表）

4　関係団体ヒアリング

① 実施団体　－　大江・然別地区町内会、観光協会、教育委員会、銀山・長沢・尾根内地区町内会、銀山米研究会、校長会、社会教育委員、社会福祉法人後志報恩会、商工会、新おたる農業協同組合及び生産組合、仁木小学校ＰＴＡ、仁木・砥の川地区町内会、にき保育園、老人クラブ連合会（五十音順）

② 方法　－　ワークショップ（グループワーク）形式、対面方式

③ 実施日

令和元年 11 月 18 日	教育委員会
令和元年 11 月 20 日	老人クラブ連合会、社会福祉法人後志報恩会、銀山・長沢・尾根内地区町内会
令和元年 11 月 21 日	校長会、大江・然別地区町内会
令和元年 11 月 22 日	仁木・砥の川地区町内会
令和元年 12 月　2 日	銀山米研究会、観光協会
令和元年 12 月　4 日	仁木小学校ＰＴＡ
令和元年 12 月　9 日	にき保育園
令和元年 12 月 12 日	社会教育委員
令和元年 12 月 18 日	商工会、新おたる農業協同組合及び生産組合

5　パブリックコメント

① 対象者　－　町内に住所を有する者、町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体の代表者、町内に存する事務所又は事業所に勤務する者、町内に存する学校に在学する者、その他実施機関が行う施策等に利害関係を有する者

② 実施期間　－　令和２年 12 月４日　～　令和３年１月３日

③ 意見数　－　０件

第６期仁木町総合計画審議会委員名簿

（敬称略、五十音順）

	選出母体及び役職	氏　名	分科会	
			総務文教	産業経済
会　　長	商工会会長	津　司　康　雄		○
副 会 長	農業委員会会長	鶴　田　壽　廣		○
委　　員	住民公募	朝　日　宏　自		○
委　　員	住民公募	井　内　文　代	○	
委　　員	学識経験者	板　岡　宏　教	◎	
委　　員	住民公募	大　原　知恵美	○	
委　　員	教育委員会教育長職務代理者	加　藤　浩　子	○	
委　　員	仁木消防団団長	金　子　英　治	○	
委　　員	町内会連絡協議会会長	計　良　友　一 （～令和２年４月16日） 玉　置　五　来 （令和２年４月16日～）		○
委　　員	観光協会会長	寒河江　　仁		○
委　　員	社会福祉協議会会長	佐　藤　勝　晃	○	
委　　員	銀山さわやか福祉ＮＰＯ代表	瀬　川　裕　人	○	
委　　員	住民公募	中　川　博　喜		○
委　　員	体育協会会長	坂　東　秀　悦	○	
委　　員	文化連盟会長	美　濃　英　則		○
委　　員	新おたる農業協同組合代表理事組合長	森　　一　義		◎
委　　員	学識経験者	森　　康　明	○	
委　　員	民生委員児童委員協議会会長	芳　岡　　廣	○	

※分科会の“◎”は分科会会長

※各分科会の審議事項は、総務文教分科会が、福祉、子育て、保健･医療、生活安全、学校教育、生涯学習、地域づくり、広報･広聴、行政経営、広域連携、産業経済分科会が、道路・公園・緑地、交通、情報、生活環境、環境衛生、環境共生、農林業、商工業、観光を主に担当

第６期仁木町総合計画策定の実施体制

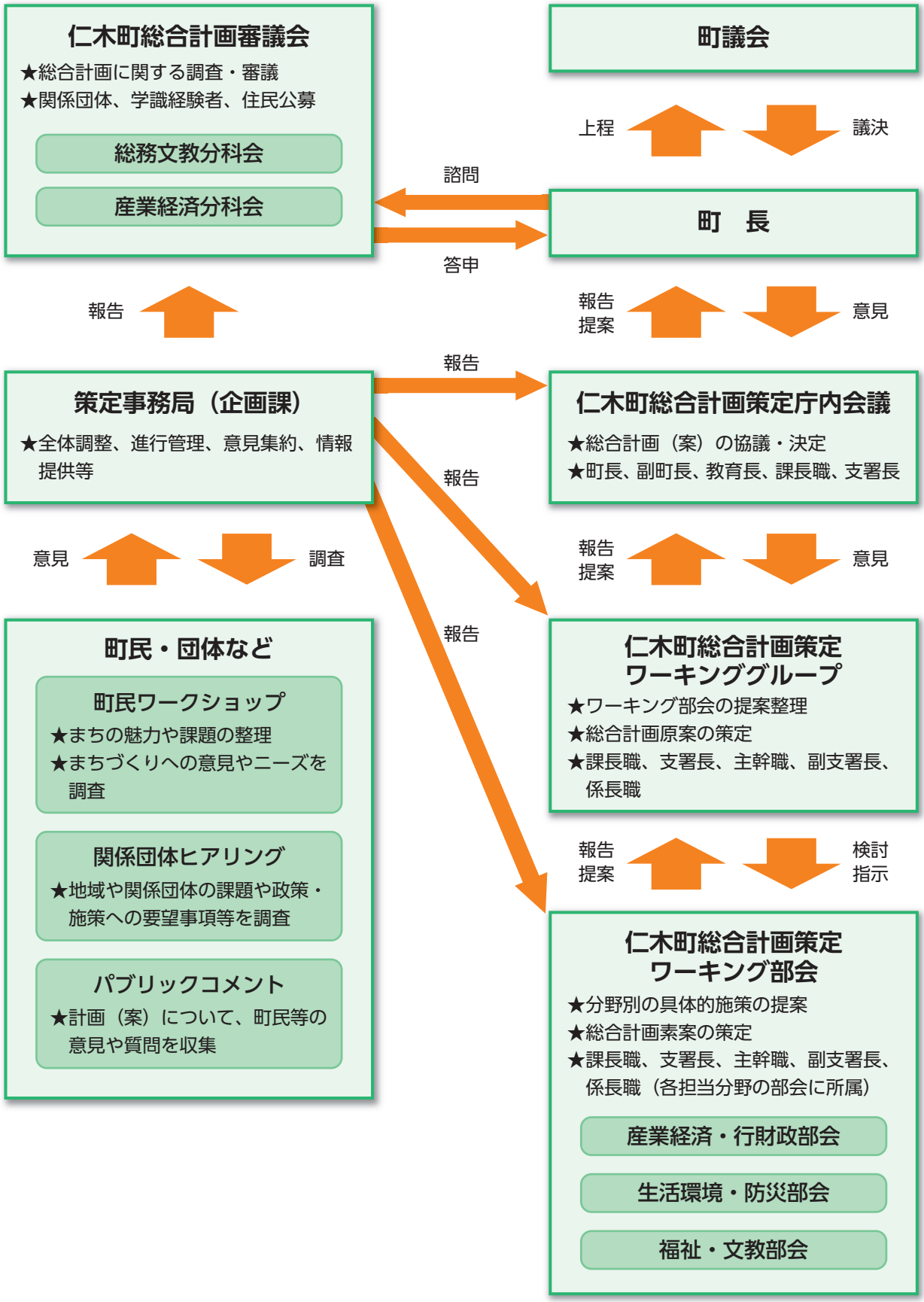

仁木町総合計画審議会条例

平成２年３月 20 日条例第４号

（設置）

第１条　町長の諮問に応じ、仁木町の総合計画（基本構想及び基本計画をいう。）策定について審議するため、仁木町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第２条　審議会は、委員 20 名以内をもって組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

（１）　仁木町農業委員会委員

（２）　仁木町教育委員会委員

（３）　民間諸団体の代表者

（４）　学識経験者

（５）　町内に住所を有する者で、町の募集に応じた者

（任期）

第３条　委員の任期は、審議会の答申が終了するまでとする。

（会長及び副会長）

第４条　審議会に会長及び副会長１名を置き、委員の互選により定める。

２　会長は会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（分科会）

第６条　審議会は、必要に応じ、委員で構成する分科会を置くことができる。

２　分科会の委員は、会長が指名する。

３　分科会に分科会長を置き、所属委員の互選によって定める。

４　分科会は、分科会長が招集し、分科会長がその議長となる。

（委員でない者の出席）

第７条　審議会は、必要があると認めるときは、委員でない者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

（庶務）

第８条　審議会の庶務は、企画課において行う。

（委任）

第９条　この条例施行に関し、必要な事項は町長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 21 年３月 23 日条例第６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年６月 20 日条例第２号）

この条例は、令和元年８月 10 日から施行する。

果実とやすらぎの里にき

仁木町

Hokkaido Niki Town

第６期仁木町総合計画

発行日：令和３年３月
発　行：北海道仁木町
〒048-2492
北海道余市郡仁木町西町１丁目 36 番地１
電話（0135）32-3953　FAX（0135）32-2700
URL　http://www.town.niki.hokkaido.jp/
編　集：仁木町企画課